

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

21

848

部資料(40の2)

14.21-898



1200501163928

土地關係並に慣行篇 (南滿・中滿ノ部)

— 康德二年度農村實態調査報告書 —

國務院產業部大臣官房資料科

始





土地關係並に慣行篇 (南滿・中滿ノ部)

— 康德二年度農村實態調查報告書 —



發行所寄贈本

例 言

一、本報告書は曩に實業部臨時産業調査局より公刊された産調資料(45ノ1)より(16)に至る十六篇の報告書に引續いて農村實態調査の各種資料を整理集成したものである。
即ち産調資料(45)に於いては、原稿執筆上の都合から最初の豫定は若干變更されて、次の如き各篇が既に公刊されたのである。

- 産調資料(45)の(1) 農家概況篇
" (2) 小作關係並に慣行篇
" (3) 農業經營篇
" (4) 販賣並に購入事情篇
" (5) 雇傭關係並に慣行篇
" (6) 農家の負債並に貸借關係篇
" (7) 農業經營續篇
" (8) 土地關係並に慣行篇
" (9) 農村社會生活篇
" (10) 農産物販賣事情篇(南滿)

- 〃 (11) 農家經濟收支
- 〃 (12) 主要農産物生産費
- 〃 (13) 土地關係並に慣行篇補遺
- 〃 (14) 租税公課篇(北滿及び南滿)
- 〃 (15) 農家の負債並に貸借關係(南滿)
- 〃 (16) 耕種概要篇(北滿農具の部)

右十六篇の報告書のうち(10)(12)(14)(15)の四篇を除く外の各篇は、主として康徳元年度の北滿二省十六縣十七部落を對象として農村實態調査の材料を基礎としたものであつたが、其後引續いて臨時産業調査局及び縣技士見習生の手によつて實施された農村實態調査資料のうち、南滿三省十縣十部落及び中滿二省十縣十部落に就いても北滿と同様の方法に従つて再集計取纏めの努力が續行されて來たのであつて、其結果を今茲に一連の報告書として公刊する次第である。

二、農村實態調査取纏めの希望から言へば、最初産調資料(45)の例言に約束された如き各篇の夫々に就いて、南滿中滿の報告書が完成することが望ましいのであつたが、諸般の都合から今差當つて豫定されて居るのは次の如き諸篇である。

- (執筆順)
- 滿洲に於ける小作關係(北・中・南滿)(既刊)
- 土地關係並に慣行篇(南滿・中滿の部)

- 農家概況篇(南滿・中滿の部)
- 農業經營篇(南滿・中滿の部)
- 滿洲に於ける農民の生活程度(北・中・南滿)
- 中滿に於ける農家の負債並に貸借關係
- 南滿及び中滿に於ける耕種概要
- (但し篇によつて若干の變更があるかも知れない)

右各篇の報告書に於いては、北滿の場合と同様、滿洲農村の實態を忠實に分析描寫する立場が守られて居ることは變りはないが、北滿の報告書取纏めに際しては個人の私見に亘る様なものは一切差控へた爲に、一つの判断を下すといふことは極く遠慮勝にしかなされなかつたのに反し、今度は多少個人の私見に亘る様になつても一つの判断に到達するといふ努力は之を重要視した。蓋し南滿から中滿へと取纏めが進行し、南北中滿に於ける各種の型の農村を比較對照する便宜が些しでも與へられた今に於いて尙、私見を慎む事の爲に、判断を下す事迄も差控へるといふことは到底許されない事情にあると考へられる。けれども、此處に謂ふところの判断又は意見といふものは報告書の取纏め執筆の責任からなされたものであるから、此間の責任を明らかにする爲に各篇毎に原稿執筆者の氏名を記して置いた。

康徳五年十二月

産業部大臣官房資料科

土地關係並に慣行篇（南滿・中滿の部）目次

はしがき……………一

第一節 土地所有並に耕作面積の配分關係（南滿地方の部）……………一

第一、屯別觀察……………七

- 1. 遼陽縣前三塊石屯……………七
- 2. 蓋平縣陳家屯……………七
- 3. 鳳城縣西門家堡子屯……………七
- 4. 莊河縣金廠屯……………七
- 5. 鐵嶺縣畢家窩棚屯……………七
- 6. 法庫縣團山子屯……………七
- 7. 新民縣二道河子屯……………七
- 8. 遼中縣黃家窩堡屯……………七
- 9. 黑山縣前孫家窩堡屯……………七
- 10. 盤山縣孟家舖屯……………七

第二、南滿十屯地方の概括 二〇

イ、土地所有配分關係に就ての概観 六〇

ロ、土地所有及耕作規模の零細化傾向 六六

ハ、地域的な特殊性の強きこと 六九

第二節 土地所有並に耕作面積の配分關係(中滿地方の部) 七〇

1. 榆樹、德惠、伊通、西豐、海龍のグループ 一〇一

2. 九台、懷德、梨樹のグループ 一〇一

3. 敦化、磐石のグループ 一〇一

第三節 土地利用の集約化 一〇四

1. 南北滿による墾幅の相違 一〇四

2. 南滿地方に於ける混作、間作の増加 一〇五

3. 脱穀物の利用 一〇七

4. 耕作の限界 一〇七

第四節 耕地の分散狀況 一一〇

第一、耕地分散狀況(事例) 一一〇

第二、耕地分散の原因 一一四

第三、耕地分散の影響 一一六

第五節 地力の消耗と廢耕地の生成 一二八

第一、地力の消耗 一二八

第二、廢耕地の生成 一三〇

第六節 地 價 一三五

第一、地價の形成 一三五

第二、地域別地價 一三一

第三、地價と生産力、小作料 一四五

第四、地價の變遷 一五九

第七節 典關係及び小作關係面積 一七〇

第一、典關係面積 一七〇

第二、自作面積と小作面積の割合 一八三

第八節 共同利用地、廟有地、族産……………一六

第一、共同利用地、廟有地及族産の事例……………一六

第二、放牧、採草及び採土の爲めの入會地……………一六

第三、廟 有 地……………一六

第四、氏族有の土地、家屋……………一六

第九節 地 積……………一〇〇

— 以 上 —

統計表目次

第一表 土地所有階級別土地配分關係(實數及百分比)(南滿)……………一六七

第二表 群別土地所有配分狀況(實數)(南滿)……………一八九

第三表 " (百分比)(南滿)……………一〇一一

第四表 實質的熟地所有面積高別と農家群別との關係(南滿)……………一〇一三

第五表 實質的熟地所有面積高別經營樣式別戶數(南滿)……………一〇一五

第六表 耕作面積配分關係(實數)(南滿)……………一〇一七

第七表 " (百分比)(南滿)……………一〇一七

第八表 耕作面積高別と農家群別との關係(南滿)……………一〇一九

第九表 耕作面積高別經營樣式別戶數(南滿)……………一〇二二

第十表 土地所有階級別土地利用狀況(南滿)……………一〇二四

第十一表 " 自作・小作面積の割合(南滿)……………一〇二四

第十二表 耕作面積高別自作・小作面積(南滿)……………一〇二六

第十三表 地目別土地利用狀況(南滿)……………一〇二六

第十四表 南滿土地所有高別概況(遼陽縣前三塊石屯)……………一〇二六

第十五表	蓋平縣陳家屯	三
第十六表	鳳城縣西門家堡子屯	三
第十七表	莊河縣金廠屯	四〇
第十八表	鐵嶺縣畢家窩棚屯	四三
第十九表	法庫縣村團山子屯	四六
第二十表	新民縣二道河子屯	四九
第二十一表	遼中縣黃家窩堡屯	五一
第二十二表	黑山縣前孫家窩堡屯	五五
第二十三表	盤山縣孟家舖屯	五八
第二十四表	南滿土地所有配分關係グラフ(遼陽・蓋平・黑山のグループ)	六二
第二十五表	遼中・法庫・莊河のグループ	六五
第二十六表	新民・鐵嶺のグループ	六八
第二十七表	土地所有階級別土地配分關係(實數)(中滿)	七一七三
第二十八表	群別土地所有配分狀況(實數)(中滿)	七一七三
第二十九表	實質的熟地所有面積と農家群別との關係(中滿)	七一七五
第三十表	實質的熟地所有面積と農家群別との關係(中滿)	七一七七
第三十一表	實質的熟地所有面積と農家群別との關係(中滿)	七一七九

第三十二表	農家群別と經營様式別との關係(中滿)	八〇八一
第三十三表	實質的熟地所有面積高別經營様式別戸數(中滿)	八一八三
第三十四表	耕作面積配分關係(實數)(中滿)	八四八五
第三十五表	耕作面積高別經營様式別戸數(中滿)	八四八五
第三十六表	耕作面積高別と農家群別との關係(中滿)	八六八七
第三十七表	耕作面積高別經營様式別戸數(中滿)	八八八九
第三十八表	土地所有階級別土地利用狀況(中滿)	九一八三
第三十九表	實質的熟地所有面積・耕作面積に對する自作・小作面積の割合(中滿)	九一八三
第四〇表	土地所有階級別貸付・自作・小作面積(實數)(中滿)	九三九四
第四一表	耕作面積高別自作・小作面積(實數)(中滿)	九三九四
第四二表	土地所有配分關係グラフ(中滿其一)	九三九六
第四三表	土地所有配分關係グラフ(中滿其二)	九三九六
第四四表	土地所有配分關係グラフ(中滿其三)	九三九七
第四五表	土地所有配分關係グラフ(中滿其四)	九三九七
第四六表	土地所有配分關係グラフ(中滿其五)	九三九七
第四七表	土地所有配分關係グラフ(北滿地方)	一〇〇
第四八表	德惠縣東閔家屯耕地圖	一四一三五



5. 檢糞——婦女子までも道路上の糞
取りをやつてゐる南滿風景



6. 年工の食事



3. 除草——遼中縣にて



4. 老婦の拔草——遼中縣にて



9. 屯の共同利用地「官山」——南滿
遼陽縣調查屯



10. 耕地の境界——境界に當るところ
の墻は一年宛交互に利用する



7. 住居の前の小地面を利用して葡萄
を作る——南滿蓋平縣調查屯



8. 果樹栽培——南滿蓋平縣調查屯



13. 都市に住む不在大地主の邸宅
—遼陽にて



14. 富農の家 — 鐵嶺縣調査屯にて



11. 高い山腹面まで耕されてゐる南滿
農村風景 — 遼陽縣にて



12. 土煉瓦の製造 — 土は共同利用地
の土坑子から採取される

土地關係並に慣行篇（南滿・中滿の部）

はしがき

一、本報告書は囊に産調資料(46)の(8)「土地關係並に慣行篇」として報告せられたものに引続き、主として南滿、中滿地方の資料を加へて取纏めたものである。

一、取纏めに際して用ひられた資料は左の如くである。

(イ) 産調資料(36)「農村實態調査報告書戸別調査之部」第一―第四分冊。

之は康德二年農業年度の農家の状態につき康德三年に調査せられたものである。

(ロ) 「農村實態調査一般調査報告書」(臨時産業調査局、騰寫刷、全十八屯分)。

右は前述(イ)の戸別調査之部(數字)に對して一般聴取調査(記述)の部分になすものであり、こゝでは特に土地關係に關する部分を輯録した。

(ハ) 産調資料	(38)	縣技士見習生農村實態調査報告書	(德 惠 縣)
〃	(39)	〃	(伊 通 縣)
〃	(40)	〃	(鐵 嶺 縣)
〃	(41)	〃	(法 庫 縣)

右は縣技士見習生によつて行はれた農村實態調査の結果を印刷したものであり、康德二年年度の農家の状態につき

康徳三年に調査の行はれたものである。

一、以上の諸資料に基き取纏めたのであるから、この報告書の結果は上述諸調査員諸氏の勞作の結果であること勿論であるが、尙諸統計表の整理、作成、再集計等に就ては、一切宮倉北光君、佐藤武生君等の勞を煩はした。

康徳二年度農村實態調査報告書

土地關係に慣行篇 (南滿・中滿の部)

第一節 土地所有並に耕作面積の配分關係(南滿地方の部)

以下に於ては南滿地方に於て、單に地域的見地から見て、やゝ纏つた地域をなしてゐる十縣地方を取り上げ、之等の縣に就て行はれた農村實態調査の集計結果を基礎として、この地域に於ける土地配分の關係を見ようとするものである。

十縣の縣名及びその中で農村實態調査の施行された屯名及屯の戸数は次の如くである。

縣名	調査屯名	屯の戸數	縣名	調査屯名	屯の戸數
遼寧縣	前三塊石屯	七七	新民縣	二道河子屯	九一
平陽縣	陳家屯	五七	黃家窩堡屯	黃家窩堡屯	五九
鳳城縣	西門家堡子屯	四七	前孫家窩棚屯	前孫家窩棚屯	六五
莊河縣	金廠屯	三八	孟家舖屯	孟家舖屯	五七
鐵嶺縣	畢家窩棚屯	四一			
法庫縣	團山子屯	三七			



註 (一) 基準面積は各經營様式別によつて夫々次の如きものを基準とした。

地主兼自作……………貸付面積

地主兼自作……………實質的熟地所有面積

自作……………〃

自作兼小作……………自作面積に小作面積の四割を加へたる面積

小作……………小作面積の四割

(二) この外に出稼及び雑業を兼ねてゐるものは夫々「農業兼出稼群」「農業兼雑業者群」とし、その内部は更に農業者と同一の基準によつて、例へば「中農兼出稼」「貧農兼雑業」等の群に區別する。

(三) 蓋平に於ける果樹及び鳳城に於ける黄菸栽培農家の場合は、基準面積の上に特別の考慮を加へ、果樹の場合にはその租収入の高によりつて之を高梁作付の場合に換算して面積を定め、黄菸の場合にはその面積の二倍を以て基準とした。

第一表 土地所有階級別

土地所有階級別	遼 陽		蓋 平		鳳 城		莊 河		鐵 嶺	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
大土地者	4	361.00	3	283.70	—	—	3	395.40	5	1,274.40
中土地者	19	627.50	11	326.85	4	130.70	3	209.00	2	134.70
小土地者	11	140.30	11	154.00	7	134.00	7	246.60	4	112.78
零細土地所有者	31	132.05	25	121.20	13	62.55	9	120.00	16	124.00
無所有者	12	—	7	—	23	—	16	—	14	—
計	77	1,261.30	57	885.75	47	327.25	38	971.00	41	1,645.88
百分比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	5.19	28.62	5.26	32.03	—	—	7.89	40.72	12.19	77.43
	24.68	49.75	19.30	36.90	8.51	39.94	7.89	21.52	4.88	8.19
	14.29	11.12	19.30	17.39	14.89	40.95	18.42	25.40	9.75	6.85
	40.26	10.51	43.86	13.68	27.66	19.11	23.69	12.36	39.03	7.53
無所有者	15.58	—	12.28	—	48.84	—	42.11	—	34.15	—
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
一戶當		16.38		15.54		6.96		25.55		40.14
所有一戶當		19.40		17.72		13.64		44.14		60.96

土地配分關係 (實數及百分比) (南滿)

法 庫		新 民		遼 中		黑 山		盤 山		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
2	242.00	1	350.00	3	2,701.46	2	1,001.00	1	333.00	24	7,001.96
—	—	11	868.21	1	330.00	16	1,479.25	17	2,108.35	84	6,214.56
5	150.00	12	437.35	1	78.46	11	378.00	19	542.96	83	2,374.45
10	71.00	13	379.42	14	237.40	22	292.80	17	189.60	188	1,730.47
20	—	35	—	40	—	14	—	3	—	185	—
37	463.00	91	2,044.98	59	3,347.32	65	3,151.05	57	3,223.91	569	17,321.44
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
5.41	52.27	1.09	17.60	5.09	80.71	3.07	31.77	1.75	11.88	4.22	40.42
—	—	12.09	42.46	1.69	9.86	24.62	46.94	29.83	65.40	14.76	35.86
13.51	32.40	13.19	21.39	1.69	2.34	16.92	12.00	33.33	16.84	15.47	13.71
27.03	15.33	34.07	18.55	23.73	7.09	33.85	9.29	29.83	5.88	33.04	9.99
54.05	—	39.56	—	67.80	—	21.54	—	5.26	—	32.51	—
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	12.51		22.47		56.73		48.48		56.56		30.44
	27.24		37.18		176.17		61.79		59.70		45.11

六

第二表 群別土地所

縣別 群別	遼陽		蓋平		鳳城		莊河		鐵嶺		
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	
	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	
農	大地主群	—	—	—	—	—	—	—	2	432.30	
	中地主群	1	31.50	—	—	2	62.20	—	—	—	
	小地主群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	極小地主群	—	—	—	—	—	—	—	1	5.50	
業	富農群	4	361.00	3	283.70	—	—	3	395.40	4	919.80
	中農群	18	575.00	10	282.05	4	49.00	3	209.00	2	98.30
	貧農群	7	76.10	5	86.25	7	121.50	8	265.60	9	123.98
	極貧農群	5	18.00	9	47.275	9	19.50	17	101.00	13	66.00
者	雇定雇	1	—	—	—	2	—	4	—	3	—
	不定雇	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
	雇不定	—	—	2	—	1	—	—	—	3	—
	群計	1	—	2	—	4	—	4	—	6	—
小計	36	1,061.60	29	699.275	26	252.20	35	971.00	37	1,645.88	
九	農業兼出稼群	23	156.70	25	176.225	3	39.75	—	—	—	—
	農業兼雜業群	11	43.00	1	10.25	6	34.30	—	—	—	—
	純出稼群	6	—	—	—	7	—	—	—	—	—
	純雜業群	1	—	2	—	5	1.00	3	—	3	—
	無職	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
計	77	1,261.30	57	885.75	47	327.25	38	971.00	41	645.88	

有配分狀況(實數)(南滿)

法庫		新民		遼中		黑山		盤山		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	432.30
—	—	3	315.00	—	—	1	81.00	—	—	7	489.70
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	3	64.87	—	—	1	12.00	2	14.50	7	96.87
2	242.00	1	360.00	3	2,701.46	2	1,001.00	1	383.00	23	6,647.36
3	43.00	11	552.60	1	330.00	14	1,291.25	15	2,008.35	81	5,438.55
6	122.00	12	305.53	1	78.46	11	378.00	18	506.96	84	2,064.38
20	55.00	18	130.30	9	99.44	22	263.30	13	147.50	135	947.315
2	1.00	4	—	20	—	4	—	2	—	42	1.00
2	—	4	—	5	—	—	—	—	—	12	2.20
—	—	7	0.20	3	—	5	—	1	—	22	0.20
4	1.00	15	0.20	28	—	9	—	3	—	76	1.20
35	463.00	63	728.50	42	209.36	06	3,026.55	52	3,060.31	415	6,117.675
1	—	5	154.48	—	—	—	—	3	95.00	60	622.155
—	—	16	161.50	15	137.96	3	124.50	2	68.60	54	580.11
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—
1	—	7	0.50	1	—	2	—	—	—	35	1.50
—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—
311	463.00	91	2,044.98	65	347.32	65	3,151.05	57	323.91	569	17,321.44

第三表 群別土地所有

縣別	遼陽		蓋平		鳳城		莊河		鐵嶺		
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	
農	大地主群	—	—	—	—	—	—	—	4.88	26.27	
	中地主群	1.30	21.50	—	—	4.26	19.01	—	—	—	
	小地主群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	極小地主群	—	—	—	—	—	—	—	2.44	0.33	
業	富農群	5.19	28.62	5.26	32.03	—	—	7.89	40.73	9.76	55.89
	中農群	23.38	45.59	17.54	31.84	8.51	14.97	7.89	21.52	4.86	5.97
	貧農群	9.09	6.03	8.77	9.74	14.89	73.12	21.05	27.35	21.94	7.53
	極貧農群	6.48	1.43	15.79	5.34	19.14	5.96	44.74	10.40	71.70	4.01
者	定雇	1.30	—	—	—	4.26	—	10.53	—	7.32	—
	不定雇	—	—	—	—	2.13	—	—	—	—	—
	不定雇	—	—	3.51	—	2.13	—	—	—	7.32	—
	計	1.30	—	3.51	—	8.52	—	10.53	—	16.64	—
小計	46.75	84.17	50.87	78.95	55.32	77.06	92.10	100.00	90.24	100.00	
無職	農業兼出稼群	29.87	12.42	43.87	19.89	6.38	12.15	—	—	—	—
	農業兼雜業群	14.29	3.41	1.75	1.16	12.77	10.48	—	—	—	—
	純出稼群	7.79	—	—	—	14.89	0.31	—	—	—	—
	純雜業群	1.30	—	3.51	—	10.64	—	7.90	—	7.32	—
	計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

配分狀況 (百分比) (南滿)

法庫		新民		遼中		黑山		盤山		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.35	2.49
—	—	3.30	15.40	—	—	1.54	2.57	—	—	1.23	2.83
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	3.30	3.17	—	—	1.54	0.33	3.51	0.44	1.23	0.55
5.41	52.27	1.10	17.60	5.08	80.71	3.08	31.77	1.75	11.88	0.04	38.39
8.11	9.29	12.09	27.02	1.69	9.86	21.54	40.98	26.32	62.30	14.24	31.40
16.22	26.35	13.19	14.94	1.69	2.34	16.92	11.99	31.58	65.72	14.76	11.92
54.04	11.87	19.78	6.38	15.25	2.97	33.84	8.36	22.81	4.58	23.73	5.46
5.41	0.22	4.40	—	33.92	—	6.15	—	3.51	—	7.38	0.01
5.41	—	4.40	—	8.48	—	—	—	—	—	2.11	—
—	—	7.68	0.01	5.09	—	7.69	—	17.5	—	3.87	—
10.82	—	16.48	0.01	47.48	—	13.84	—	5.26	—	13.37	0.01
91.60	100.00	69.24	84.52	71.19	95.88	02.30	96.05	91.23	94.92	72.95	92.06
2.70	—	5.49	7.56	—	—	—	—	5.26	2.93	10.54	3.59
—	—	17.58	7.90	25.43	4.12	4.62	3.95	3.51	2.15	9.49	3.35
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.28	—
2.70	—	7.69	0.02	1.69	—	30.8	—	—	—	4.38	0.01
—	—	—	—	1.69	—	—	—	—	—	0.35	—
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第五表 實質的熟地所有面

縣別	遼陽	蓋平	鳳城	莊河	鐵嶺
大土地所有者	地·自-1 自·小-3	4 自作-3	3	地·自-3	3 地主-2 地·自-1 自作-1
中土地所有者	地主-1 地·自-4 地·自·小-1 自作-4 自·小-9	19 地·自-1 自作-7 自·小-2 自·履-1	11 地主-1 地·小-1	4 地·自-1 自·小-2	3 自·小-1 自·履-1
小土地所有者	地主-1 自作-5 自·小-3 自·履-2	11 地·自-1 自作-7 自·小-1 自·履-2	11 地主-1 地·自-1 自作-4 自·履-1	7 地·自-2 地·自·小-3 自作-1 自·小-1	7 自·小-2 自·小·履-2
零細土地所有者	地主-3 地·小-2 自作-16 自·小-4 自·小·履-2 自·履-4	31 自作-15 自·小-3 自·小·履-2 自·履-3	25 自作-2 自·小-5 自·小·履-1 自·履-1	13 地·自-1 自作-4	9 地·自·雜-1 地·履-1 自·小-3 自·小·履-1 自·小·雜-1 自·履-4 小·履-5
無所有者	小作-3 小·履-1 履農-3 雜業-5	12 小作-2 履農-1 雜業-4	7 小作-6 小·履-2 履農-4 雜業-10 無職-1	23 小作-7 小·履-2 履農-4 雜業-2 無職-1	16 小作-2 小·履-1 小·雜-4 履農-5 雜業-1 無職-1
合計		77	57	47	38 41

積高別經營樣式別戶數 (南滿)

法庫	新民	遼中	黑山	盤山
地·自-1 自作-1	2 地·自·小-1	1 地·自-2 自作-1	3 自作-2	2 自作-1
地·自-1 自作-1 自·小-2 自·小·雜-1	地主-4 地·自-1 自作-3 自·小-2 自·小·雜-1	11 自作-1	1 地·自-2 地·自-3 自作-7 自·小-3 自·履-1	16 地·自-1 地·自·雜-1 地·自·小-1 地·自·履-1 自作-1 自·小·雜-1 自·履-1
地·自-1 自作-1 自·小-2 自·小·雜-1	5 地·自-1 地·雜-1 自作-2 自·小-7 自·小·雜-1	10 自·履-1	1 地·自-2 自作-7 自·小-1 自·小·履-1	11 自作-11 自·小·雜-1 自·小·雜-1 自·小·雜-1 自·小·履-4
地·履-1 自作-2 自·雜-1 自·小-2 自·小·雜-2 自·小·履-1 自·小·履-1 自·小·履·雜-1	10 地主-3 地·自·小-1 地·自·雜-1 自作-3 自·小·履-2 自·小·雜-2 自·小·雜-3 自·小·雜-3 自·小·雜-1 自·小·雜-1 履農-1 履農-1 履農-3 自·小·履·雜-1	31 地·雜-1 地·自·履-1 自作-2 自·雜-2 自·小·雜-2 自·小·履-1 自·小·履-1 自·小·履-1 自·小·履-1 自·小·履-1 自·履-3	14 地·履-1 自作-10 自·雜-2 自·小-1 自·小·履-4 自·履-6	22 地主-1 自·小-3 自·履-10 地·雜-1 自·雜-1 自作-1
小作-4 小·履-7 小·履·雜-5 履農-3 雜業-1	20 小作-6 小·履-4 小·履·雜-1 小·履·雜-1 履農-14 履農-2 履農-8	36 小作-1 小·雜-1 履農-25 履農-11 履農-1 無職-1	40 小作-1 小·履-2 履農-9 雜業-2	14 履農-2 履·雜-1
合計	37	91	59	65 57

第六表 耕作面積

縣別 耕作 面積高別	遼陽		蓋平		鳳城		莊河		鐵嶺	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
大耕作群	10	976.00	3	278.70	—	—	1	106.00	4	818.10
中耕作群	13	411.00	11	352.80	5	182.52	5	342.00	5	324.30
小耕作群	14	192.30	13	189.075	9	175.25	4	160.20	13	524.58
零細耕作群	27	116.00	25	144.425	24	99.50	23	212.75	13	54.60
無耕作群	13	—	5	—	9	—	5	—	6	—
計	77	1,695.30	57	965.00	47	457.25	38	920.95	41	1,721.58

第七表 耕作面積

縣別 耕作 面積高別	遼陽		蓋平		鳳城		莊河		鐵嶺	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大耕作群	13.00	57.58	5.26	28.88	—	—	2.63	11.51	9.75	47.52
中耕作群	16.88	24.24	19.30	36.56	10.64	39.91	13.16	37.14	12.20	18.84
小耕作群	18.18	11.34	22.81	19.59	19.15	38.33	10.53	17.39	31.71	30.47
零細耕作群	35.06	6.84	43.86	14.97	51.06	21.76	60.52	33.96	31.71	3.17
無耕作群	16.88	—	8.77	—	19.15	—	13.16	—	14.63	—
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1 戶當	77	22.02	57	16.93	47	9.73	38	24.24	41	41.99
耕作農家1戶當	64	26.49	52	18.56	38	12.03	33	27.91	35	49.19

一七

配分關係 (實數) (南滿)

法庫		新民		遼中		黑山		盤山		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
4	651.50	2	1,000.00	3	2,591.46	2	1,001.00	1	383.00	—	307,805.760
2	137.00	23	1,843.06	1	320.00	14	1,377.95	15	1,844.85	—	947,135.460
15	464.00	7	266.05	3	197.22	9	315.80	23	682.46	—	1103,166.935
11	112.00	29	316.47	20	234.94	28	404.30	13	161.10	—	213,195.6085
5	—	30	—	32	—	12	—	5	—	—	122
37	1,361.50	91	3,425.58	59	3,343.62	65	3,099.05	57	3,071.41	—	569,20,064.26

配分關係 (百分比) (南滿)

法庫		新民		遼中		黑山		盤山		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
10.81	47.75	2.20	29.19	5.08	77.50	3.08	32.30	1.75	12.47	5.27	38.91
5.41	10.04	25.27	53.80	1.69	9.57	21.54	44.46	26.31	60.06	16.52	35.56
40.54	34.00	7.69	7.77	5.08	5.90	13.85	10.19	40.36	22.22	19.33	15.78
29.73	8.21	31.87	9.24	33.90	7.03	43.07	13.05	22.81	5.25	37.44	9.75
13.51	—	32.97	—	54.25	—	18.46	—	8.77	—	21.44	—
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
37	36.88	91	37.64	59	56.67	65	32.62	57	53.88	569	35.26
32	42.64	61	56.16	27	123.83	53	58.47	52	59.07	447	44.89

一六

第八表 耕作面積高別と

縣別	遼陽	蓋平	鳳城	莊河	鐵嶺
耕作面積高別	戶戶	戶戶	戶戶	戶戶	戶戶
大耕作者	富農-3} 10 中農-7}	富農-3} 3		中農-1} 1 富農-3} 4 貧農-1}	
中耕作者	中農-9} 13 貧農-2} 13 農・出-2}	中農-9} 11 貧農-1} 11 農・出-1}	中農-4} 5 中農-1} 1 貧農-2} 1 極貧農-1}	富農-1} 1 中農-2} 5 貧農-2}	富農-1} 1 中農-2} 5 貧農-2}
小耕作者	富農-1} 14 中農-2} 5 極貧農-1} 1 農・出-3} 3 農・雜-2}	貧農-4} 13 極貧農-1} 13 農・出-8}	貧農-6} 9 極貧農-2} 2 農・出-1}	貧農-2} 4 極貧農-2}	貧農-6} 13 極貧農-7}
零細耕作者	極貧農-4} 27 農・出-14} 14 農・雜-9}	中農-1} 25 極貧農-8} 8 農・出-15} 15 農・雜-1}	貧農-1} 24 極貧農-6} 6 農・出-2} 2 農・雜-4} 4 雇農-2} 2 出稼-6} 6 雜業-3}	富農-2} 23 中農-1} 1 貧農-4} 4 極貧農-14} 14 雇農-1} 1 雜業-1}	地主-1} 13 極貧農-6} 6 雇農-4} 4 雜業-2}
無耕作者	地主(中)-1} 13 雇農-1} 1 農・出-4} 4 出稼-6} 6 雜業-1}	雇農-2} 5 農・出-1} 1 農・雜-2} 2	地主(中)-2} 9 雇農-2} 2 農・雜-1} 1 出稼-2} 2 雜業-2}	雇農-3} 5 雜業-2}	地主(大)-1} 6 地主(小)-1} 1 雇農-2} 2 雜業-1} 1 無職-1}
合計	77	57	47	38	41

農家群別との關係 (南滿)

法庫	新民	遼中	黑山	盤山
戶戶	戶戶	戶戶	戶戶	戶戶
富農-2} 4 中農-2}	富農-1} 2 中農-10} 10 極貧農-2} 2 農・出-1} 1 農・雜-1}	富農-3} 3 中農-1} 1	富農-2} 2 中農-12} 12 貧農-2}	富農-1} 1 中農-14} 14 農・出-1}
中農-1} 2 貧農-1}	中農-10} 10 極貧農-2} 2 農・出-1} 1 農・雜-1}	中農-1} 1	中農-12} 12 貧農-2}	中農-14} 14 農・出-1}
貧農-4} 15 極貧農-11}	貧農-2} 7 極貧農-2} 2 農・出-1} 1 農・雜-2}	貧農-1} 3	中農-1} 9 貧農-7} 7 極貧農-1}	中農-1} 23 極貧農-2} 2 農・出-1} 1 農・雜-1}
貧農-1} 11 極貧農-9} 9 農・出-1}	地主(中)-2} 29 地主(小)-2} 2 貧農-1} 1 極貧農-14} 14 農・出-2} 2 農・雜-5} 5 雇農-2} 2 雜業-1}	極貧農-10} 20 農・雜-5} 5 雇農-5}	地主(中)-1} 28 中農-1} 1 貧農-2} 2 極貧農-21} 21 農・雜-3}	極貧農-11} 13 農・出-1} 1 農・雜-1}
雇農-4} 5 雜業-1}	地主(中)-1} 30 地主(小)-1} 1 雇農-13} 13 農・出-1} 1 農・雜-8} 8 雜業-6}	雇農-23} 52 農・雜-7} 7 雜業-1} 1 無職-1}	貧農(小)-1} 12 雇農-9} 9 雜業-2}	地主-2} 5 雇農-3}
合計	37	91	59	65

第十表 土地所有階級別土地利用状況(南蔵)

階級別 實質的 地所有階級別	遼				陽				平				鳳				城				莊				河				鐵				嶺				法				庫				新				民				遼				中				山				山				計																			
	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地	戸	數	貸付地	自作地																												
大土地所有	4		60.00	301.00	3		5.00	278.70									3		265.40	130.00	1		1.00		5		717.00	557.40					2		20.00	222.00					1		60.00	300.00	3		110.00	2,591.46					2			1,001.00	1			383.00	24		1,237.40	5,764.56	301.50																							
中土地所有	19		112.50	515.00	11		17.00	309.85	18.00				4		129.70	1.00	31.00				3		54.00	155.00	51.00				2		0.70	134.00	132.00				11		393.21	475.00	71.10				1		10.00	320.00	16		276.00	1,203.25	120.00				17		211.00	1,997.35	10.50				84		1,204.11	5,010.45	741.60																			
小土地所有	11		10.00	130.30	179.00				11		1.25	152.75	22.00				7		31.00	103.00					7		83.40	163.30	43.30				4			112.78	107.00				5		30.00	120.00	47.00				12		66.00	371.35	569.00				1			78.46	11		25.00	353.00	40.00				19			542.96	24.00				88		246.65	2,127.50	1,031.20							
零細土地所有	31		25.00	107.50	81.00				25			121.30	38.50				13			62.35	169.50				9		9.50	110.50	110.40				16		18.40	105.60	344.80				10		1.00	70.00	364.50				31		98.07	281.35	520.38				14		18.70	218.70	65.00				22		12.00	280.80	54.00				17		14.50	175.10	38.50				188		197.17	1,533.30	1,786.58			
無所有	12				23.00				7				24.00				23				93.20				16				156.65				14				228.00				20				541.00				36				587.40				40				70.00				14				47.00				3				185				1,767.25							
計	77		207.50	1,053.50	641.50				57		23.25	862.50	102.50				47		160.70	166.55	290.70				38		412.30	533.70	362.25				41		736.10	909.78	811.80				37		51.00	412.00	952.55				91		617.28	1,427.70	1,997.88				59		133.70	3,208.62	135.00				65		313.00	2,838.05	261.00				57		225.50	2,993.41	73.00				569		2,885.33	14,490.11	5,623.13			

第十一表 土地所有階級別自作・小作面積の割合(南蔵)

階級別 實質的 地所有階級別	遼				陽				平				鳳				城				莊				河				鐵				嶺				法				庫				新				民				遼				中				山				山				計			
	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%	戸	數	所有面積に對する耕作面積の%	自作面積の%												
大土地所有	4		83.38	14.36	3		98.21						3		32.88	0.76	5		43.73		2		91.73		1		83.31	45.45	3		95.93		2				1				24		82.33	4.97																												
中土地所有	19		82.07	37.42	11		94.80	5.48	4		0.77	96.88	3		74.15	24.76	2		99.47	49.62					11		54.71	13.02	1		96.97		16		81.34	9.07	17		89.99	0.55	84		80.62	12.89																												
小土地所有	11		92.86	57.57	11		99.18	12.59	7		76.86		7		66.18	20.93	4			48.69	5		80.00	28.14	12		85.08	60.51	1				11		93.37	10.18	19			4.23	88		59.61	32.64																												
零細土地所有	31		81.13	42.97	25			24.11	13			73.04	9		92.08	49.97	16		88.77	76.55	10		98.50	83.89	31		74.15	64.91	14		92.12	22.91	22		99.29	16.12	17		92.35	18.02	188		88.60	53.81																												
無所有	12				7				23				16				14				20				36				40				14				3				185																															
計	77		83.55	37.84	57		97.37	10.62	47		50.89	53.57	38		57.53	39.33	41		55.27	47.15	37		88.95	69.80	91		69.81	58.32	59		95.85	4.04	65		90.05	8.42	57		92.96	2.38	569		83.34	28.05																												

作・小作面積 (南滿)

年	新				民				遼				中				黑				山				盤				山				合				計			
	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計	戸	自作面積	小作面積	計				
1935	2	347.00	653.00	1,000.00	3	2,591.46	—	2,591.46	2	1,001.00	—	1,001.00	1	383.00	—	383.00	30	5,992.760	1,813.00	7,805.760																				
1937	23	771.53	1,071.53	1,843.06	1	320.00	—	320.00	14	1,217.95	160.00	1,377.95	15	1,844.35	0.50	1,844.85	94	5,223.930	1,911.53	7,135.460																				
1938	7	162.70	103.35	266.05	3	162.22	35.00	197.22	9	295.80	20.00	315.80	23	615.46	67.00	682.46	110	1,924.185	1,242.75	3,166.935																				
1939	29	146.47	170.00	316.47	20	134.94	100.00	234.94	28	323.30	81.00	404.30	13	155.60	5.50	161.10	213	1,295.235	660.85	1,956.085																				
	30	—	—	—	32	—	—	—	12	—	—	—	5	—	—	—	122	—	—	—																				
1940	31	1,427.70	1,997.88	3,425.58	59	3,203.62	135.00	3,343.62	65	2,838.05	261.00	3,099.05	57	2,998.41	73.00	3,071.41	569	14,436.110	5,623.13	20,064.240																				

地 利 用 状 況 (南滿)

年	法					庫					新					民					遼					中					黑					山					盤					山					總					計	置 場
	戸	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸	熟地	荒地	廢耕地	林地	其他	計														
1938	2	292.00	—	—	7.40	299.40	1	365.00	40.00	—	6.25	411.25	3	2,617.96	—	420.00	57.20	3,095.16	2	996.00	—	—	16.45	1,012.45	1	383.00	—	—	2.00	385.00	24	7,061.46	43.00	426.00	3.12	135.98	7,669.56	(2.70)																			
1937	—	—	—	—	—	—	11	958.61	—	23.00	41.26	1,022.87	1	330.00	—	—	25.50	355.50	16	1,397.25	—	7.00	49.30	1,453.55	17	2,108.35	307.05	45.16	42.77	2,503.33	84	6,351.36	307.05	94.16	19.10	274.75	7,046.42	(3.10)																			
1936	5	174.00	—	—	6.20	180.20	12	482.77	—	55.00	64.00	571.77	1	78.46	—	—	1.80	80.26	11	378.00	—	—	10.25	388.25	19	557.56	7.00	62.97	31.44	653.87	88	2,418.47	10.00	89.32	8.62	225.63	2,752.09	(3.30)																			
1935	10	78.00	—	—	27.20	105.20	31	414.47	—	33.60	45.47	493.54	14	230.40	—	—	26.00	256.40	22	282.80	—	—	33.10	315.90	17	179.60	—	—	10.00	189.60	188	1,909.62	1.00	213.45	15.72	367.88	2,507.45	(2.34)																			
1934	20	99.00	—	—	22.60	121.61	35	37.00	—	55.00	16.30	108.30	40	58.20	—	—	23.60	81.80	14	—	—	—	—	—	3	—	—	—	5.00	5.00	185	235.70	—	55.00	—	83.64	374.56	—																			
1933	—	643.00	—	—	63.40	706.40	91	2,257.85	40.00	138.80	173.28	2,607.73	59	3,315.02	—	420.00	134.10	3,869.12	65	3,054.05	—	—	109.10	3,170.15	57	3,223.51	314.05	108.03	91.21	3,741.80	569	17,976.61	361.05	877.93	46.56	1,087.93	20,350.06	(11.44)																			

第十二表 耕作面積高別自作・小作面積 (南)

縣別	遼			陽			蓋			平			鳳			城			莊			河			鐵			嶺			法			庫			新			民		
	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計	戶數	自作面積	小作面積	計						
大耕作者	10	510.50	465.50	976.00	3	278.700	—	278.700	—	—	—	—	1	82.00	24.00	106.00	4	575.10	243.00	818.10	4	224.00	427.50	651.50	2	347.00	653.00	1,000.00	—	—	—	—	—	—	—							
中耕作者	13	306.00	105.00	411.00	11	312.800	40.00	352.800	5	20.00	162.50	182.50	5	207.00	135.00	342.00	5	180.30	144.00	324.30	2	44.00	93.00	137.00	23	771.53	1,071.53	1,843.06	—	—	—	—	—	—	—							
小耕作者	14	152.30	40.00	192.30	13	149.075	40.00	189.075	9	113.75	61.50	175.25	4	59.10	101.10	160.20	13	112.78	411.80	524.58	15	101.00	363.00	464.00	7	162.70	103.35	266.05	—	—	—	—	—	—	—							
零細耕作者	27	85.00	31.00	116.00	25	121.925	22.50	144.425	24	32.80	66.70	99.50	23	210.60	102.15	312.75	13	41.60	13.00	54.60	11	43.00	69.00	112.00	29	146.47	170.00	316.47	—	—	—	—	—	—	—							
無所有者	13	—	—	—	5	—	—	—	9	—	—	—	5	—	—	—	6	—	—	—	5	—	—	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
計	77	1,053.80	641.50	1,695.30	57	862.500	102.50	965.000	47	166.55	290.70	457.25	33	553.70	362.25	920.95	41	909.78	811.80	1,721.58	37	412.00	952.50	1,364.50	31	1,427.70	1,997.88	3,425.58	—	—	—	—	—	—	—							

第十三表 地目別土地利用状況 (南)

縣別	遼					陽					蓋					平					鳳					城					莊					河					鐵					嶺					法					庫				
	戶數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戶數	熟地	荒地	廢耕地	林地	其他	計	戶數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戶數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戶數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戶數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戶數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計																	
大土地所有	4	354.00	—	—	13.96	367.96	3	271.70	—	6.00	3.12	4.00	284.82	—	—	—	—	—	—	3	395.40	—	—	5.14	400.54	2.70	5	1,336.40	3.00	—	23.58	1,412.98	2	292.00	—	—	—	7.40	299.40																					
中土地所有	19	653.00	—	—	48.88	701.88	11	352.75	—	1.00	19.10	12.25	385.10	4	170.70	—	18.00	42.60	231.30	1.00	3	221.00	—	—	5.14	226.14	2.10	2	159.70	—	—	7.05	166.75	—	—	—	—	—	—																					
小土地所有	11	125.30	—	—	13.65	138.95	11	129.00	—	1.45	8.62	7.15	146.22	7	141.00	—	—	74.49	215.49	—	7	329.60	—	—	7.80	277.40	3.03	4	82.78	3.00	—	8.90	94.69	5	174.00	—	—	6.20	180.20																					
零細土地所有	31	187.50	—	15.00	29.91	232.41	25	124.80	—	2.85	15.72	12.00	155.37	13	177.55	—	162.00	135.58	475.13	—	9	135.50	—	—	24.45	159.95	2.34	16	99.00	1.00	—	23.95	123.95	10	78.00	—	—	27.20	105.20																					
無所有	12	14.50	—	—	3.00	17.50	7	—	—	—	—	—	—	23	27.00	—	—	—	27.00	—	16	—	—	—	6.93	6.93	—	14	—	—	—	6.43	6.43	20	99.00	—	—	22.60	121.60																					
合計	77	1,334.300	—	15.00	109.40	1,453.70	57	878.25	—	11.30	46.56	35.40	971.51	47	516.25	—	180.00	252.07	948.92	1.00	38	1,021.50	—	—	49.46	1,070.96	10.44	41	1,727.98	7.00	—	69.91	1,804.79	643.00	—	—	63.40	706.40																						

第十四表 土地所有高別概況 (遼陽縣前三塊石屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營樣式
	戶數	%	面積	%		
大土地所有者	4	5.19	361.00	28.62	富農-4	地自・自-1 地自・小-3
中土地所有者	19	24.68	627.50	49.75	中農-16 農出-2 中地主-1	地自・自-1 地自・小-1 地自・小-4 地自・小-9
小土地所有者	11	14.29	140.30	11.12	農中貧農 出-2 農-3 農-5 農-1	地自・自-1 地自・小-3 地自・小-2
零細土地所者	31	40.26	132.50	10.51	貧農-2 極貧農-7 農出-16 農-6	地自・自-3 地自・小-2 地自・小-4 地自・小-4 地自・小-4
無所有者	12	15.58	-	-	極貧農-1 貧農-1 農出-2 農出-1 雜糧-6 雜糧-1	小作-3 小作-1 小作-3 小作-5
計	77	100.00	1,261.30	100.00		
一 戶 當	-	-	16.38	-	-	-
所有一戶當	-	-	19.40	-	-	-

兼雜業者群(全戸數の一四%)、貧農群(全戸數の九%)、極貧農群(全戸數の七%)等には極く些少の土地しか與へられてゐない。

(ニ) 土地所有面積高別に見た經營樣式の概観は、

(a) 大土地所有者及び中土地所有者の場合に於ては「自作」或は「自作兼小作」の經營樣式を採つてゐることが多い。之等の層に於ては勿論貸付も行つてゐるのであるが、この様に之等の層に於ては小作的經營が多く、以下の層に於て却て小作の型態が少くなつてゐるといふことは、この地方に於ける小作條件が金納前拂といふ様な非常に苛酷なものである爲めに、餘り資力の無いものでは小作經營すらもがなすこと困難であり、小作により耕作面積を擴張し、それによつて役畜を有する合理的經營を營むことさへも出来なくなつてゐるといふ状態を示してゐるものである。

(b) 小土地所有者の場合に於ては、自作經營を中心とする貧農が多く、出稼、雜業も若干一戸中四戸出てはゐるが、未だ大した割合を占めるには至つてゐない。

(c) 戸數に於て壓倒的な割合を占める零細土地所有者の群に於ては、その土地に關する限りでは矢張り自作經營を中心とするものが多いが、之等のものゝ場合に於ては土地それ自身が極めて零細なものである爲めに、土地からの收穫物のみによつては、たと單に自家用食料の全部又は一部を自給し得るといふに止り、多くは現銀需要の大部或は自家用食料の購入までをも、例へば出稼、雜業といふ様な農業以外の収入に依存せざるを得なくなつてゐるのである。

出稼、雜業は零細土地所有者三十二戸中の二十二戸(農業兼出稼十六戸、農業兼雜六戸)に就て行はれて居り、之

等のものゝ場合に於てはその現銀収入の半分以上を之等の出稼、雑業からの収入に依存してゐるのである。出稼は本屯の場合に於ては、櫻桃園及び王家堡子の鐵山、遼陽近傍のセメント工場、紡績工場等に行はれて居り、農村は之等の工礦業に對して、低賃銀労働のよき供給源として存在してゐるのである。(出稼労働の詳細に關しては、南滿雇傭労働篇参照)

之等のものに對しては最早農民といふ言葉が適合せず、言葉をかへて言へば工場、鐵山労働者が農村に住居と猫額大の土地とを所有し、それによつて食料の若干を自給してゐるといふに止まるものである。

又之等のもの場合に於ては、それが自作或は小作してゐるといつても、それは經營といふ方面から見ても決して眞實の自作或は小作といふことが出來ず、謂はば自身はたゞ單に名目上の經營の獨立性を有してゐるといふに止まり、實は全くその實を失つてゐるのである。即ち例へばそれが自作をしてゐるといつても、既に役畜、農具は自己の所に屬せず、従つてそれは他からの雇牛具によらねばならないのであるから、自分はたゞ全收穫量の中から雇牛具代を支拂ひ、その残りを雇牛具以外の自己の手労働に對する報酬として受取つてゐる丈けのことなのである。又それが小作をしてゐるといふ場合を見ても同様で、彼等自身は役畜、農具の何物をも所有してゐないのであるから、勢ひ役畜労働の總ては雇牛具によらねばならず、彼等自身は結局、名目上は自己の取分として得た全收穫量の中から、約半分にも上る小作料を差引き、更に雇牛具代を差引き、その殘餘である少額を以て、自分達の手労働に對する報酬(それは屢々得られないこともある)として満足しなければならぬ状態なのである。

(d) 最後に土地無所有者の群に於ては、小作或は小作兼雇農といふ形をとつてゐるものも少數あるが、之等のものも多くは出稼、雑業を兼ねて居り、他はすべてが出稼、雑業のみによつて生活してゐるもの(純雇農がたゞ一戸ある

が)である。之等のものゝ場合こそは、その實質から言つても全く鐵山、工場労働者や雑業者であり、たゞ單にその住居が農村にあるといふことによつてのみ、農村との繋りを持つてゐるに過ぎないのである。この地方に於ける土地の零細化傾向と従つて人間労働の相對的過剩とは、この様に造出された土地無所有者或は零細土地所有者の群を農業労働者として吸収し得ず、すべて農業外の労働者や雑業者として排出してゐるのである。

以上は遼陽縣調査屯に於ける土地配分關係の要約であるが、之によつて見れば、こゝに於ては零細土地所有者の數の壓倒的に多いことが、大きな特長となつてゐることが分るであらう。この事實は如何に説明せらる可きであらうか。

(イ) 先づ第一にこの地方は開拓年代が極めて古く(約二百八十年前)、従つてこの長い間に均分相續制による土地の細分化が極端に押し進められて來てゐることが擧げられるであらう。然し均分相續制それ自身は、その基礎にその様な均分による細分化が成り立つ様な經濟的條件の存在を持たねばならない。

(ロ) 土地所有の細分化は、農村に於ける過剩人口の造出と共に、結局それによつて最低限度の生活が可能なる程度にまで極端に押し進められて來た。この地域は鐵道沿線地帯として、鐵道によつて大都市と緊密に結び付き、他地方に較べて比較的賣るものは高く、購入するものは安く買ひ得るといふ條件に恵まれてゐるので、このことは農業技術が幾分集約になつてゐることと共に、この地域に於て、他の場合に較べて比較的小面積の土地によつても生活を支へ得る可能性を與へてゐる。

(ハ) 附近に鐵山が開かれたり、紡績工場、セメント工場が建てられたことによつて、之等に對する出稼の道が開かれた。このことは下層の農民達に、より一層小面積の土地によつても生活し得るといふ可能性を與へたことゝな

り、その結果それより得られる出稼収入は等下層農民達の現銀収入をより豊富にし、その生活内容をより豊かにするといふ方向には向はずに、却てその土地を更に零細な程度にまで切り刻み、彼等は遂に全くそれ等の出稼収入に依存せずには生活することが出来ぬ様になつたのである。

(ニ) 以上の様な状態の下に、全くその手中から土地を失つて了つたものも相當あるが、尙その大部分のものが極く零細な土地を最後の頼みとして握つてゐるのは、とりもなほさず、その食料の幾分かを自給し度いといふ強い考へ方と、尙一層重要なことは彼等が一片の土地に獅噛み付き乍らも、尙將來に於ては何時か農民として再生し度いといふ執着と願望とを持つてゐるからである。

小面積の土地によつて自給部門の若干を確保するといふことは、彼等にとつて、たとへその經營が前述の様な全く實質上の獨立性を失つて了つたものであつても、それが自家労働を有利に用ひられる第一の道であるといふことゝ、又それが無い場合には商人の手を通じて二重にも三重にも高價にされた糧穀を購入せねばならないといふ事情との爲めに大きな意義を持つてゐるのである。

最後の一片の土地に獅噛み付き乍らも、尙農民としての再生の希望を捨てずに居るといふ事實は、言ふ迄も無く單に農民達が先祖代々からの農民としての來歴に執着を持つてゐるといふこと丈けに止まらず、彼等の出稼地である鑛山や工場に於ける労働條件といふものが、極めて劣悪、不安定であるといふことを示してゐるものに外ならない。それで又この様にその一部を土地からの収益によつて補つてゐる労働者が存在してゐるといふ事實は、それによつて結局彼等の間に於ける労働條件一般を引き下げ、そのことが純労働者の犠牲に於て行はれてゐるといふ結果を生んでゐるものと思はれる。

以上は遼陽縣の調査屯に就ての概観であるが、それならば他の地域に於ては、この調査屯の様な部落がどれ位、どの様に分布してゐるであろうか。之に就ては未だはつきりした結果を得るには至つてをらないが、昨年度桑田敏郎氏が遼陽縣内の概況調査を行つた結果によれば、斯の如き部落は何れも工場、鑛山或は都市等から、ある一定の距離にある地域のみ集中して居る傾向を示し、それ以外の地域には寧ろ後述に見る様な遼中縣式の部落が多いのではないかと云はれ、この様にして行はれた特定の一部落の集計結果を、特にこの様な地域に於て、一般に普遍化することの危険性を教へてゐる如くである。然しこの問題は何れ後日の調査結果を待たなければならぬ。

(2) 蓋平縣陳家屯

本屯は蓋平縣南部の熊岳城を去ること約十三軒、沿革的に見ても又經濟地理的條件から見ても、遼陽の屯の場合と其の傾向を同じくしてゐるものが多い。即ち、

(イ) 開拓年代は極めて古く、清初の康熙年代(約二百數十年前)頃であるといはれる。
(ロ) 滿鐵本線を通じて大連と近く、販賣、購入等の條件に於て恵まれて居り、且落花生、果實等の集約的商品作物が導入されてゐる。

今本屯に於ける土地配分關係を要約して見れば、次の如くである。

(イ) 土地所有は大土地所有者及び中土地所有者の手に集中されてゐる(大土地所有者は五%の戸數を占めて三二%の土地を、中土地所有者は一九%の戸數を占めて三七%の土地を集中して居り、兩者の合計は戸數に於ては二四%を占めて、六九%の土地を集中してゐる。

(ロ) 小土地所有者は戸數に於て一九%、土地に於て一七%を占めて居り、その何れに於ても大きな割合となつて

第十五表 土地所有高別概況 (蓋平縣陳家屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營樣式
	戶數	%	面積	%		
大土地所有者	3	5.26	283.70	32.03	富 農-3	自 作-3
中土地所有者	11	19.30	326.85	36.90	中 農-9 貧 農-1 農・雜-1	地 自 自 自 自 作-1 自 作-7 小 雇-2 小 雇-1
小土地所有者	11	19.30	154.00	17.39	中 農-1 貧 農-4 農 出-5 農・雜-1	地 自 自 自 自 作-1 自 作-7 小 雇-1 小 雇-2
零細土地所有者	25	43.86	121.20	13.68	極 貧 農-9 農・出-16	自 自 自 自 自 自 自 自 作-15 小 雇-3 小 雇-2 小 雇-3 小 雇-1 作 業-1
無 所 有 者	7	12.28	-	-	雇 農-2 農 出-3 農 雜 業-2	小 雇 作-2 小 雇 農-1 小 雇 業-4
計	57	100.00	885.75	100.00		57
一 戶 當	-	-	15.54	-	-	-
所 有 一 戶 當	-	-	17.72	-	-	-

なる。

(ハ) 戸數に於て壓倒的な割合を示してゐるのは實に零細土地所有者の四四%であり、それは土地に於て僅かに全體の一四%を占めてゐるに過ぎない。この層の存在は遼陽の場合と同様、この屯に於ける特長をなしてゐるものである。

(エ) 土地無所有者の戸數は全體の一二%で左程重要な部分を占めてゐない。

上述の様な土地配分關係を、農家群別の側から見、又その經營樣式別内容を見ると、次の如くである。

(イ) 土地は富農群及中農群に集中してゐる。(富農は五%の戸數を占めて三三%の土地を、中農群は一八%の戸數を占めて三三%の土地を集中して居り、兩者の合計は戸數に於て二三%を占めて六四%の土地を所有してゐる。)

(ロ) 戸數に於ては農業兼出稼群の四四%(土地所有に於ては僅か二〇%)が正に壓倒的である。

土地所有面積高別農家の内容を見ると、

(イ) 大土地所有者は富農で何れも自作經營を營んでゐる。本屯は元來貸付も小作も少い屯であり、遼陽の屯の場合に見られた様に、大土地所有者が自作兼小作の形をとつてゐるといふ様なことが無い。

(ロ) 中土地所有者も自作的色彩が強い。

(ハ) 小土地所有者の場合も、中土地所有者の場合と同様に自作的色彩が強いが、こゝに於ては出稼、雜業を兼ねるものが約半分以上つて來てゐる。

(ニ) 零細土地所有者の場合は、自作或は自作兼小作の形をとつてゐるが、こゝでは出稼を兼ねるものがずつと増して二五戸中の一六戸に及び、自家勞力關係から許す限りは出稼への活路を求めてゐる。

第十六表 土地所有高別概況(鳳城縣西門家堡子屯)

土地所有階級別	所有配分				群 別	經營様式
	戸數	%	面積	%		
大土地所有者						
中土地所有者	4	8.51	130.70	39.94	地主-2 中農-1 農出-1	地主-1 地小-1 地雇-2
小土地所有者	7	14.89	134.00	40.95	貧農-6 農雜-1	地主-1 自作-1 地自雇-1
零細土地所有者	13	27.66	62.55	91.11	中貧農-2 貧農-1 農出-4 農雜-2 農雜-3 農雜-1	自作-2 小雇-1 小雇-1 小作-3 小作-1
無所有者	23	48.94			中極農-1 貧農-5 農雜-4 農雜-2 農雜-7 農雜-4	小雇-6 小雇-2 小雇-4 小雇-10 小雇-1
計	47	100.00	327.25	100.00		
一戸當			6.96			
所有一戸當			13.64			

(ホ) 前述の様に土地無所有者は比較的少いのであるが、之等は多く出稼、雑業に依存してゐるもので、純粹に農業労働丈けに従事してゐる雇農は七戸の中の二戸のみである。
 大體以上の如くであるが、之を要するに本屯に於ける土地配分關係は、大、中土地所有者への土地の集中、零細土地所有者の厚層、出稼労働及雑業の多きこと等の諸點で、全く前述した遼陽縣前三塊石屯の場合とその趣を同じうしてゐると言ひ得るのである。そしてこの様な傾向をとるに至つた原因についても、大體同様の説明がなされ得るのであり、この二つの屯は謂はゞ同じ一つの型に屬すると言ひ得るであらうと思はれる。

(3) 鳳城縣西門家堡子屯

本縣は安東に近く、安奉線が縣の中央を略々南北に貫通して居り、調査屯は縣城である鳳凰城の驛から東方僅かに五軒の地點にあるのであるが、縣内は一般に山地多く、治安状態が極めて悪い爲めに、調査屯の構成もその影響を受けて多分に變態的な様相を示してゐる。

先づ土地配分關係を見れば、

(イ) 屯内には大土地所有者なく、中土地所有者及び小土地所有者の土地が大部分を占めてゐる。即ち中土地所有者は九%の戸數を占めて四〇%の土地を、小土地所有者は一五%の戸數を占めて四一%の土地を占めて居り、兩者の合計は戸數に於て二三%面積に於て全體の八一%となつてゐる。

(ロ) 零細土地所有者は戸數に於て二八%、面積に於て一九%で、その割合は遼陽、蓋平の場合の様に多くない。

(ハ) 土地無所有者は戸數に於て最も大きな割合を占むるもので、全體の四九%に及んでゐる。

次に以上の様な土地所有面積高別農家の概況を見れば、

(イ) 中土地所有者の場合に於ては、その經營様式に於て何れも「地主」「地主兼小作」「地主兼雇農」といふ様に、地主的色彩が強く見られるのであるが、之はこの縣の治安状態から結果した變態的な状態を示してゐるものである。即ち之等の農家は縣内の他地方に土地を所有して居り、元來ならばその地で自作を營むべき農家なのであるが、治安状態悪しくその屯に止まつて居ることが危険な爲めに、止むを得ずその土地の耕作を他人の小作に委ねて、自らは比較的安んずる本屯に避難し來り、傍ら小作或は雇農などを兼ねて生活してゐるのである。

(ロ) 小土地所有者の場合に於ては自作的色彩が強く、出稼或は雑業を兼ねるものも少く、七戸中の一戸が雑業を兼ねるのみで他は悉く農業のみに依存してゐる貧農である。

(ハ) 零細土地所有者の場合には自作或は自作兼小作の型態が多く、(中に純小作が三戸程あるが) この層の農家に於てはその中の約半分が出稼或は雑業を兼ねて居り、それ等に依存してやつとその生活を支へてゐるのである。

(ニ) 土地無所有者の場合を見れば、中には相當大面積の小作を行つて中農程度の生活を遂つてゐるものもあるが、之は寧ろ例外であつて、大部分のものは零細な小作、或は雇農、或は出稼、雑業等によつて極貧の生活を支へてゐるのである。この中で最も數多く且注目に價するものは出稼であり、之等のものは全く治安悪化の爲めに、農村崩壊の結果として排出された分子に外ならないのである。

以上で鳳城縣調査屯に於ける概況を見た譯であるが、之を要するに本屯の状況は、本屯が縣城に近く従つて治安状態が比較的良いといふ爲めに、他の治安悪き地方から土地所有者が入り込んで來てゐたり、或は治安悪化、農村崩壊の

爲めに生活の資を失つた下層農民達が、何等か縣城の様な都市を目當てに其日暮しの生活の道を見出さんものと入り込んで來てゐたり、(本屯は縣城に近いので、従つて家賃の安い本屯な様なところに住居を持つて、毎日縣城に出稼に出ることは便利である)、或は又本屯から本屯に居住してゐる様な農家の場合にも、その正常の活動を著しく阻害されてゐる等の爲めに、通常の場合とは著しくその様相を異にしてゐる結果となつてゐるのである。然しながら以上の様な變態的な事情を充分考慮に入れても、調査屯附近が開拓年代古く且都市に近接した地方として土地の細分化がその極端にまで進んで居り、その結果は多數の零細土地所有者と無所有者、従つて農業収入のみによつては最早その生活を維持出来ぬ様な貧窮民の多數を造出してゐるといふ事情は、この地方に於ける根本的な特長として認め得られるのである。

(4) 莊河縣金廠屯

莊河縣は遼東半島の東岸に位置し、縣内には未だ鐵道が敷設されてゐないが、海岸線に並行して國道が通じ、之によつて一方は關東州城子驛(滿鐵本線の金州より分れる金福鐵道の終點)に、他方は安東に結び付けられてゐる。尙又海上の交通は重要な役割を演じ、之によつて大連、安東、其他各方面との經濟的距離が短縮されてゐる。調査屯は縣城を距ること十三軒餘り、大車で約二時間半の行程で、都市との關係は殆んどこの縣城に限られてゐる。開拓年代は約二百年前といはれ、土地の細分化は進んで居り、特殊なものとしては柞蠶の飼育が行はれてゐる。

先づこの屯に於ける土地配分關係を見れば、

(イ) こゝでは大土地所有者への土地集中が比較的顯著であり、大土地所有者は戸數に於ては八%を占めて四一%の土地を所有してゐる。

第十七表 土地所有高別概況 (駐河縣金廠屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營様式
	戸數	%	面積	%		
大土地所有者	3	7.89	395.40	40.72	富農-3	地・自-3
中土地所有者	3	7.89	209.00	21.52	中農-3	地・自-1 自・小-2
小土地所有者	7	18.42	246.10	25.40	貧農-7	地・自-2 地・自-3 自・小-1 自・小-1
零細土地所有者	9	23.69	120.00	12.36	農貧-1 極貧農-8	地・自-1 自・作-4 自・小-4
無所有者	16	42.11	—	—	極貧農-9 雇農-4 雜業-3	小小作-7 雇農-2 雇農-4 雜業-2 雜業-1
計	38	100.00	971.00	100.00		38
一戸當	—	—	25.55	—	—	—
所有一戸當	—	—	44.14	—	—	—

(ロ) 中土地所有者は八%の戸數を占めて二二%の土地を、小土地所有者は一八%の戸數を占めて二五%の土地を占めて居り、特に中土地所有者の層は餘り大きなものとなつてゐない。

(ハ) 零細土地所有者は二四%の戸數を占めて僅かに一二%の土地しか所有せず、その零細化の進んでゐる程度を知ることが出来る。

(ニ) この屯に於て戸數の上で壓倒的な割合を占めてゐるのは、土地無所有者の四二%である。扱て次に之等各層の内容を見ると、

(イ) 大土地所有者は何れも富農であり、三戸とも「地主兼自作」の型態をとつてゐる。即ち充分な土地丈けを自作して、その餘分の土地を他に貸付けるといふ型態をとつてゐるのである。

(ロ) 中土地所有者は僅かに三戸で、一戸は「地主兼自作」、二戸は「自作兼小作」の型態をとり、何れも中農に屬する。

(ハ) 小土地所有者の七戸は何れも貧農で、農業のみによつて生計を立て、居り特に大面積の小作をして、その耕作面積を擴張してゐるといふ様なものも見當らない。

(ニ) 零細土地所有者の九戸のものは、「自作」或は「自作兼小作」の型態をとるものが多く、何れも農業のみによつてその生活を立てゝゐるので、遼陽、蓋平、或は鳳城の屯の場合に見られた様に、出稼や雜業を兼ねてゐることがない。零細土地所有者はその零細な土地の儘に、或は若干それに小作面積を加へることがあつても、兎に角それ等の零細な規模の耕作によつてのみ、暮しの道を立て行かなければならないといふ状況に置かれてゐるのである。

(ホ) 土地無所有者は前述した様に、全戸數の四割以上をも占めてゐるのであるが、之等のものは多く極貧農或は純雇農であり、零細な土地の小作によつてか、又は年工其他の雜業労働等によつて生活してゐるのである。

第十八表 土地所有高別概況 (鐵嶺縣畢家窩棚屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營樣式
	戶數	%	面積	%		
大土地所有者	5	12.19	1,274.40	77.43	大地主-2 富農-3	地地主自 主-2 小-1 雜-1 作-1
中土地所有者	2	4.88	134.70	8.19	富農-1 中農-1	自・小-1 自・雇-1
小土地所有者	4	9.57	112.70	6.85	中農-1 貧農-3	自・小-2 自・小・雇-2
零細土地所有者	16	39.03	124.00	7.53	極小地主-1 貧農-5 極貧農-10	地地主自 自・小・雜-1 自・小・雇-1 自・小・雜-1 自・小・雇-4 自・小・雇-5
無所有者	14	14.15	-	-	貧農-1 貧農-3 貧農-6 貧農-3 無職-1	小小雇雜無 作雇雜農業職 -2 -1 -4 -5 -1 -1
計	41	100.00	1,645.88	100.00		
一 戶 當	-	-	40.14	-	-	-
所有一戶當	-	-	60.96	-	-	-

之を要するにこの屯の特長は、

(イ) 一方に於て大土地所有者への土地集中がかなり顯著に行はれてゐると共に、他方に於て零細土地所有への土地細分化及び土地無所有者への分離が強く進行して居ること。

(ロ) 土地所有の零細化、土地無所有者の造出によつて醸し出された過剩勞力は、之を直ちに吸収し得る様な出稼とか雑業とかに乏しい爲めに、極く零細な小作農とか、小作兼雑業といふ様な形で、だぶついてゐることの二つに要約することが出来るであらう。

(5) 鐵嶺縣畢家窩棚屯

本屯は滿鐵本線の鐵嶺驛を距ること西北三二軒、法庫縣境寄りに位置し、購販關係はすべて縣城鐵嶺に依存してゐる。開拓年代は約二七十年前で、六〇年前には既に總ての可耕地が耕作し盡されたといはれる。普通作物の外には特別な商品作物といふ様なものもなく、又出稼、雑業等への道も開かれてゐない。

先づ本屯の土地配分關係を見れば、
(イ) 大土地所有者への土地集中が極めて顯著であり、それは戸數に於ては一二%を占めるに過ぎないにも拘らず實に七七%の土地を所有してゐる。

(ロ) 中土地所有者及び小土地所有者の比重は、戸數に於ても面積に於ても微々たるものである。即ち中土地所有者は戸數に於て五%、土地に於て八%で、小土地所有者は戸數に於て一〇%、土地に於て七%を占め、兩者は合計しても戸數に於て一五%、面積に於て矢張り一五%を占めるに過ぎない。

(ハ) 零細土地所有者及び土地無所有者の戸數は共に極めて大きな割合を占め、前者は戸數に於て四〇%を占めて

僅か八%の土地を所有し、後者は戸數に於て同様三四%程を占めてゐる。即ち零細土地所有者及び土地無所有者戸數の合計は實に七三%にも及んで居るのであり、戸數に於ては少數の大土地所有者が七七%にも及ぶ土地を占めてゐると對蹠的な存在をなしてゐる。

次に今少しくその内容に入つて見れば、

(イ) 大土地所有者五戸の中、二戸は全くの純地主であり、自らは何等の勤勞をすることもなく、單に大地主であるが故に地方の謂はば顔役として幅を利かして居り、屯内に於ても陰然として動かす可からざる勢力を形造つてゐるのである。他の三戸は地主兼自作或は純自作の型態をとつてゐる。

(ロ) 中土地所有者及び小土地所有者の場合に於ては「自作兼小作」の型態をとつてゐるものが多い。

(ハ) 零細土地所有者の場合に於ても同様に、自作兼小作の型態をとつてゐるものが最も多いが、これ等のものゝ場合に於ては、その小作面積を擴張して零細土地所有の缺を補ふためにも、餘りにも貧しい爲めに、何れも精々貧農或は極貧農の程度に止まつてゐる。

(ニ) 土地無所有者の内譯は、零細な小作或は小作兼雜業が最も多くて一四戸中の七戸を占めるが、次には純雇農が多くて五戸を占め、この地方に於ては出稼、雜業等に依存するものが殆んど見受けられない。

以上の觀察から本屯の特長は、大體次の様に要約することが出来るであらう。

1. 一方には大土地所有者、他方には零細土地所有者、及び土地無所有者とこの三つの層が大きな比重を占めてゐて、中間の中、小土地所有者層が著しく小さな割合しか示してゐない。即ち中間層が缺如してゐて貧富の懸隔が甚だしくなつてゐる。

2. 零細土地所有者、土地無所有者は、他に何等か生活の資を得たいのであるが、出稼、雜業等に出る途も見出し得ず、この地方に於ける老大な過剩人口を形成してゐる。

(6) 法庫縣團山子屯

法庫縣は鐵嶺縣の西方、新民縣の北方に當り、縣城法庫は鐵嶺から西方六〇軒、調査屯は更に縣城の西南方十三軒の地點にある。開拓年代は極めて古く、既に雍正初年の頃から開墾が初められて居り、従つて土地所有の分化も進んで居るのであるが、この地方は地理的に中心市場から遠く、爲めに販賣、購入上の條件に恵まれず、又出稼、雜業等の餘剩勞力を吸収すべき條件も備つてゐない爲めに、ある程度分化の作用も停滞してゐる様に見受けられる。

本屯の土地關係は之を要約すれば、

(イ) 大土地所有者と見られるのは屯内三七戸中の僅かに二戸であるが、それ以下の層に於て土地を所有するものが少い爲めに、その全所有地に對する割合は五二%といふ大きな數字となつてゐる。本屯の耕作面積は後に見られる様にもつと大きいのであるが、それは不在地主の土地を耕作してゐるものが多い爲めである。

(ロ) 本屯には中土地所有者の層を缺いてゐる。

(ハ) 小土地所有者は一四%の戸數を占めて三二%の土地を所有し、左程大きな割合を占めてゐない。

(ニ) 零細土地所有者は二七%の戸數を占めて一五%の土地を所有して居り、次の土地無所有者と共に屯内戸數の大部分を占めてゐる。

(ホ) 土地無所有者は戸數に於て五四%で屯内戸數の過半を占めてゐる。

更に各土所有者層の内容を見れば、

第十九表 土地所有高別概況 (法庫縣團山子屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營樣式
	戶數	%	面積	%		
大土地所有者	2	5.41	242.00	52.27	富 農-2	地自・自-1 自-1
中土地所有者	—	—	—	—	—	—
小土地所有者	5	13.51	150.00	32.40	中 農-1 貧 農-4	地自・自-1 自-1 小-2 自-1
零細土地所有者	10	27.03	71.00	15.33	中 農-1 貧 農-2 極 貧 農-6 雇 農-1	地自・雇-1 自-2 自-1 小-2 自-2 自-1 自-1
無所有者	20	54.05	—	—	中 農-1 極 貧 農-14 雇 農-3 出 業-1 雜 業-1	小 作-4 小 雇-7 小 雇-5 小 雇-3 小 雇-1
計	37	100.00	463.00	100.00	—	—
一 戶 當	—	—	12.51	—	—	—
所 有 一 戶 當	—	—	27.24	—	—	—

四六

(イ) 大土地所有者は地主兼自作一戸と、純自作一戸との二戸であるが、その土地を他に貸付けてゐる場合も、その面積は極く小さい。

(ロ) 中土地所有者を缺いてゐるので、次に小土地所有者を見れば、こゝに於て若干貸付や小作を行つてゐるものもあるが大體に於て自作の色彩が強く、五戸中の四戸は貧農であり、他の一戸のみが小作によつて中農程度の生活を支へてゐるに過ぎない。

(ハ) 零細土地所有者の内譯を見れば、こゝに於て中には地主或は自作の型態をとつてゐるものもあるが、多くは「自作兼小作」の型態をとつて居り、零細な自己の所有地に小作面積を加へ、それによつて耕作面積を稍々大きなものとして居るものが多い。そしてこの様な自作兼小作の型態をとつてゐるものの中には、中農或は貧農の層にまで上つてゐるものもあるが、大部分のものは極貧農の層に屬してゐる。零細土地所有者層全體の面積別を見れば、自作面積七〇畝に對して小作面積三六五畝であり、尙その他に貸付面積の一畝がある。

(ニ) 最後に土地無所有者の内容を見ればこゝには、二〇戸の戸數があり、その中には純雇農のみよつて生活を支へてゐるものもあるが、それは僅かに三戸で、他は多かれ少かれ小作をなすことによつて辛うじて農家たる面目を維持してゐるのである。このことは正にこの地方に於ては、一般的な耕作規模の關係から純雇農によつて生活すること困難があり、そうかと言つて他に求むべき出稼や雜業等が無く、従つて之等の土地を失つたものは、些少でも小作面積を得ることによつてのみやつとその生活を支へ得てゐることを示すものである。小作農家の中では僅かに一戸丈が中農程度の生活を営み得てゐるが他は何れも極貧農の層に屬する。
之を要するにこの屯の特長は、

四七

第二十表 土地所有高別概況 (新民縣二道河子屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營樣式
	戶數	%	面積	%		
大土地所有者	1	1.09	360.00	17.60	富農-1	地・自・小-1
中土地所有者	11	12.09	868.21	42.45	中地主-3 中農-6 農・出-2	地・自・小-1 地・自・小-2 地・自・小-1
小土地所有者	12	13.19	437.35	21.39	中農-1 貧農-8 農・雜-3	地・自・小-1 地・自・小-2 地・自・小-1
零細土地所有者	31	34.07	379.42	18.55	極小地主-3 中農-2 貧農-3 極貧農-12 農・出-3 農・雜-6 雇農-1 雜業-1	地・自・小-1 地・自・小-1 地・自・小-1 地・自・小-2 地・自・小-2 地・自・小-3 地・自・小-1 地・自・小-1 地・自・小-3
無所有者	36	39.56	—	—	中貧極雇農-1 貧農-6 極貧農-14 農・雜-7 雜業-6	小・作-6 小・雇-4 小・雇-1 小・雇-1 小・雇-14 小・雇-2 小・雇-8
計	91	100.00	2,044.98	100.00		
一 戶 當	—	—	22.47	—	—	—
所有一戶當	—	—	37.18	—	—	—

(イ) 大土地所有者の役割が比較的少く、大土地所有者は九一戸中の僅かに一戸に過ぎないが、それでもそのたつた一で全體の一八%、三六〇畝の土地を所有してゐる。

(ロ) 中土地所有者の戸数は割合に多く、従つて中土地所有者の土地が占める割合は、一二%の戸數で四三%の土地を占めることゝなつてゐる。

本屯土地關係の概要、

(7) 新民縣二道河子屯

本屯は新民縣城を距ること北方約八軒の比較的近距离にあり、購取關係は總て縣城に依存してゐる。本屯の開拓は順治八年(二八七年前)、順治帝の官府移民によつて始めてなされたのであり、それ以後縣城新民には、光緒二十六年(四十一年前)奉天との間の鐵道敷設、光緒三十年奉天鐵路の開通を見た。

(イ) 屯内農家による所有面積が極めて少なく、屯全體としても多くの小作面積に頼らなければならぬ事情に置かれてゐる。

(ロ) 屯内農家の土地所有は大土地所有に偏してをり、僅か二戸の農家の土地所有が全體の半分以上を占めてゐる。

(ハ) 中堅層とも見らるべき中土地所有者の層を缺いて居り、大土地所有者の次ぎには小土地所有者、零細土地所有者が續き、戸數は小土地所有者、零細土者所有者、土地無所有者の順に益々大きく、土地無所有者の戸數は實に全戸數の半分以上にも及んでゐる。

(ニ) 出稼、雜業等の機會に乏しく、又純雇農層を形成する條件も具つてゐないので、多數の土地無所有者は零細小作によつてその生活を支へて行かなければならない。

(ハ) 小土地所有者は一三%の戸数を占めて二二%の土地を占めて居り、その何れに於ても大きな役割をなしてゐるとは言ひ難い。

(ニ) 零細土地所有者の戸数は多く、全体の戸数の三四%を占めてゐるのであるが、その面積に於ては實に微々たるもので、僅かに一九%を占めてゐるに過ぎない。

(ホ) 土地無所有者の戸数は、零細土地所有者の戸数と共に最も大きく全体の四〇%を占めて、零細土地所有者の戸数と合すれば實に七四%、即ち約三分の二の多きに達する。

次に各層の内譯を見れば、

(イ) 先づ大土地所有者の一戸といふのは、地主兼自作兼小作の型態をとつてゐるのであるが、それは貸付面積六天地、自作面積三〇天地、小作面積二五天地といふ様に、自作兼小作の色彩の強いもので、それは富農が小作によつてより一層その經營を有利なものとしてゐる場合に屬するものである。

(ロ) 中土地所有者の經營様式を見ると、全部で十一戸の中、地主的色彩のもの五戸で(純地主と見られるのはその中の三戸)その他は自作或は自作兼小作であるが、その中に二戸程の出稼收入を得てゐるものゝあることが注意される。之はこの地方に於ては自然的條件が極めて悪く、度々の水害などは、中農層の農家の生活をも用捨なく脅かしてゐることを物語つてゐるものであろう。

(ハ) 十二戸の小土地所有者中に於ては、自作兼小作の型態が最も多く、雑業を兼ねるもの三戸である。

(ニ) 零細土地所有の經營様式は極めて雑多であり、小作にあつて中農程度の生活をなしてゐるものも僅かに二戸程あるが、其他は概ね極貧農で、零細な自作、自作兼雇農若くは雑業、或は自作兼小作などによつて居るのであるが、こ

の中には土地の零細な上に、自然條件の劣悪といふことも加はつて、農耕による収入が殆んど問題にならず、その収入の殆んど總てを雇農や雑業に得てゐるものゝ多數あることが注意される。

(ホ) 土地無所有者の中に於ては、雇農や雑業によつて生活してゐるものが最も多くて、三十六戸中の二十七戸を占め、其他小作によつてゐるものも面積は狭少で、中農程度の小作をなしてゐるものが僅かに一戸あるに過ぎない。又この屯の場合に於ては、雑業といつてもそれは極めて貧弱なもので、僅かに行商や大工、靴の製造等を行つてゐるに過ぎないものである。

(8) 遼中縣黃家窩堡屯

本屯は縣城を去ること北方約一〇軒の地點にあり、遼河の河畔に近い。購販關係に於ては縣城との關係が密接なものであるが、購城は既に主要中心都市である遼陽或は奉天から甚だ遠距離にあり、前者と間は八〇軒、後者との間も同様八〇軒で、而もこの間道路の便は至極悪い。従つて本屯の如きも都市との關係に於ては極めて不利な條件に置かれてゐるのであり、その爲めに同じく南滿地方の縣としても、遼陽、蓋平等特に鐵道沿線地帯の農村とは大いに趣を異にし、寧ろ北滿型の農村を構成してゐるのである。開拓年代は道光二十九年(八九年前)である。

本屯の土地關係を見れば、

(イ) 本屯に於ては大土地所有者の土地が、正に壓倒的割合を占めてゐる。即ち戸數に於て僅かに三戸、五%にしかな過ぎない大土地所有者が、本屯土地の八一%までも占めて了つてゐるのである。この屯附近に於てはこの大土地所有者三戸と次の中土地所有者一戸とを加へて、この四戸の家を俗に「四大家」と呼び、屯内に於ける富裕な農家としてその勢力強きことを示してゐる。

第二十二表 土地所有高別概況 (黒山縣前孫家窩堡屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營様式
	戸數	%	面積	%		
大土地所有者	2	3.07	1,001.00	31.77	富農-2	自作-2
中土地所有者	16	24.62	1,479.25	46.94	中地主-1 中農-14 農・雜-1	地主-2 自作-3 自作-7 小作-3 小雇-1
小土地所有者	11	16.92	378.00	12.00	貧農-11	自作-2 自作-7 小作-1 小雇-1
零細土地所有者	22	33.85	292.80	9.29	極小地主-1 極貧農-19 農・雜-2	雇作-1 自作-10 小作-1 小雇-4 小雇-6
無所有者	14	21.54	-	-	極貧農-3 雇農-9 雜業-2	小雇-1 小雇-2 雇農-9 雜業-2
計	65	100.00	3,151.05	100.00		
一戸當	-	-	48.48	-	-	-
所有一戸當	-	-	61.79	-	-	-

五五

さい。即ちこゝでは既に大面積の小作をなす様な餘地すらも與へられてゐないのである。之を要するに本屯の特長は、

(イ) 一方には大面積を占める少數の富農と、他方には戸數に於て壓倒的な割合を占める零細土地所有者、土地無所有者の群とが、極めて極端に二分して居り、貧富の懸隔は極めて大きなものとなつてゐる。中間層は殆ど全く缺如してゐることが強い特長をなしてゐる。

(ロ) 零細土地所有者、土地無所有者の群に於ては、出稼、雜業等に依存するものもあるが之等は寧ろ少なく、この地方に於ける耕作規模の大きさから、雇農となつて生活してゐるものが相當多數に上つてゐる。即ち、一方には雇傭勞力に依存する大規模耕作が行はれてゐると共に、他方にはそれに對する勞力供給者として雇農層が形成されてゐるのである。

(ハ) この屯の場合に於ては、前述の四家のものが大部分の土地を所有して居るので、他のものは假令この屯の中で土地を得ようと思つても、この四家の中の一家でも没落して土地を賣り離さない限りは、土地を得る可能性がない。而も現在までのところでは、四家の經營は極めて優勢で没落の傾向は見受けられない。然し若し一旦没落した場合のことを考へると、之等の土地は恐らく多數の小土地所有者によつて極度に細分されてしまふのではなからうかと想像される。

(9) 黒山縣前孫家窩堡屯

本屯は奉天線廣家窩棚驛の西北約八軒の地點にあるが、購販關係に於て密接なのは矢張り縣城で、縣城は大虎山から通遼への鐵道沿線に當り、本屯の西南約二〇軒の地點に當つてゐる。開拓年代は乾隆年間、約二〇〇年前であるが、

五四

本屯の最も特色とするところは、本屯が全く孫家の一族のみによつて構成されてゐる同族部落であるといふことである。(最近僅かに數戸入屯したが、何れも雇農のみである)。尙本屯に於ける特殊な作物として棉花がある。

本屯の土地關係を概観すれば、

(イ) 大土地所有者は二戸、三%で三二%の土地を占めてゐるが、屯内に於て壓倒的な割合を占めるといふ迄には至つてゐない。

(ロ) こゝに於ては、土地は寧ろ中土地所有者の群に多く割かれて居り、それは戸數に於て二五%、即ち、約四分の一を占めて、四七%の土地を所有してゐる。

本屯に於ても大土地所有者と中土地所有者の土地を加へた面積は全體の七九%に及び、従つてそれ以下の層に割かれてゐる土地の面積は他屯の場合と同様に極く僅かなものとなつてゐる。

(ハ) 小土地所有者は一七%の戸數を占めて一二%の土地を所有し、その何れに於てもそれ程大きな割合を占めてゐない。

(ニ) 零細土地所有者は三四%、即ち約三分の一の戸數を占めて最も多いが、その土地は僅かに九%である。

(ホ) 土地無所有者の戸數は二二%で、零細土地所有者と土地無所有者とを加へると五五%で過半数に達する。

次に各層農家の内容を見れば、

(イ) 富農である大土地所有者の二戸は、相當程度雇傭勞力に依存する自作を營んでゐる。

(ロ) 中土地所有者一六戸の中では自作(八戸)自作兼小作(三戸)が多きを占めるが、其他に尙地主(二戸)地

主兼自作(三戸)があり、地主的色彩を帯びたものも若干見受けられる。

(ハ) 小土地所有者の場合に於ては自作的色彩が強く、總てが貧農に屬する。

(ニ) 零細土地所有者の場合に於ても同様に自作的色彩が強く、若干の兼小作も見られるが何れも極貧農許りである。

(ホ) 土地無所有者(一四戸)の中では純雇農が最も多くて九戸を占め、他に小作をなしてゐるものが三戸あるが何れも少く極貧農に止まつてゐる。

之を要するに本屯の概観は、

(イ) 中土地所有者、中農層が比較的多く、戸數に於ても面積に於ても大きな割合を占めてゐる。

(ロ) 然しながらそれ以下の層の状態は、他屯の場合と同様に、零細土地所有者、土地無所有者の合計が五五%にも達する状態で、之は何れも極貧農或は雇農として、小さな土地に嚙り付き或は他人の家に雇はれてかつかつの生活を維持してゐるのである。

(ハ) 既に上述した様に、本屯は孫家の一族のみから構成されてゐるのであるが、この血縁關係による土地關係の特色といふものはその配分關係の上には殆んど現はれず、土地の配分に於ては他の普通の屯の場合と同様に、極めて偏頗な状態、上下の差の甚だしい状態を示してゐるのである。たゞ他屯にも見られる土地先買權の慣行によつて孫の同族間で土地が保有されて行くといふ傾向が、特に顯著であるといふことが違つてゐるに過ぎない。

(10) 盤山縣孟家鋪屯

本屯はその購販關係に於て密接な關係にある盤山縣城(營口支線の沿線)の北方約一七軒の地點にあり、徒歩にて約

第二十三表 土地所有高別概況 (盤山縣孟家舖屯)

土地所有階級別	所有配分關係				群 別	經營樣式
	戶數	%	面積	%		
大土地所有者	1	1.75	383.00	11.98	富 農-1	1 自 作-1 } 1
中土地所有者	17	29.83	2,108.35	65.40	中 農-16 農・雜-1	地 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 } 17 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 } 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 } 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 } -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 } 17
小土地所有者	19	33.33	542.96	16.84	貧 農-18 農・出-1	自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 } 19 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 } 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 } -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 } 19
零細土地所有者	17	29.83	189.60	5.88	極小地主-2 極貧農-13 農・出-1 農・雜-1	地 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 } 17 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 } 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 } 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 } -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 } 17
無所有者	3	5.26	-	-	雇 農-3	雇 雇 雇 } 3 農 農 農 } -2 -1 -1 } 3
計	57	100.00	3,223.91	100.00		57 57
一 戶 當	-	-	56.56	-	-	-
所 有 一 戶 當	-	-	59.70	-	-	-

二時間半、大車にて約二時間の行程にある。交通上の条件はこの様にして比較的良いのであるが、自然的条件は縣内一般と同様に極めて劣悪で、土壤は強度のアルカリ性を呈し、「屯内耕地の至る處に點在して秋霜の如く白く加里鹽分の析出を見る」といふ状態である。従つて土地の生産力は極めて低く、南滿肥沃地帯の三分の一内外といふ有様で、且度重なる水害等の爲めに一般に極めて疲弊した状態の下に置かれてゐる。

本屯の土地關係を概観すれば、

- (イ) 大土地所有者は僅かに一戸、一二%の土地を所有してゐるのみで僅かな割合しか占めてゐない。
 - (ロ) 中土地所有者は戸數に於て三〇%を占め、六五%即ち約三分の二の土地を占めてゐる。
 - (ハ) 小土地所有者は戸數に於て中土地所有者と同様三三%を占めてゐるが土地に於ては僅に一七%である。
 - (ニ) 零細土地所有者の戸數も亦同様三〇%で、それは僅かに六%の土地を占めてゐるに過ぎない。
 - (ホ) 土地無所有者の戸數は僅かに五%に過ぎず、十屯の調査屯中でも最も小さな割合を示してゐるが、之は本屯に於ては災害等による土地生産力破壊の爲めに、土地無所有者達が生活の資を得る道を見出し得ず、従つて又移動に自由な土地無所有者達は、既にこの屯から他の地方に去つて了つてゐることを示してゐるものである。
- 次に各層別の内容を見れば、
- (イ) 大土地所有者の一戸といふのは純自作で、年工六人、日工延一二〇人を雇傭して富農的經營を營んでゐるのであるが、自然的條件の極度に悪い爲めに、その作付作物は他の農家の場合と同様に、高粱や稗子といふ様なものに限られてゐる。
 - (ロ) 次に之は本屯農家の各層に就て言ひ得ることであるが、本屯に於ては地主及び小作の型態をとつてゐる農家

が極めて少ない。之は本屯地方の様な疲弊した農村の場合に於ては、高率な小作料を支拂つて小作をなし得るといふ様なものもなく、既に小作經營が成り立ち得ない様な状況に置かれてゐることを示してゐるものである。自作するものゝみが辛うじてふみ止まり、辛うじて生産を續けてゐるに過ぎないといふ有様なのである。普通の状態ならば小作をなすといふ様なものも、こゝでは寧ろ定額勞賃の得られる雇農となることを擇び、又彼等はその自由なる移動性によつて他のより有利な地方へと居を移してゐるのである。又こゝには以上の様な諸條件を救ふ様な、目ぼしい雑業や出稼への道も開かれてゐないことが注意されなければならない。

六〇

第二、南滿十屯地方の概括

前項に於ては甚だ疎雑ではあつたが、一應各屯別に土地所有の配分關係を見、又所有面積高別農家の状況を概観した。次には之等の十屯を一緒に概括して見て、相互に如何なる南滿としての類似點が或は相違點があるかを検討して見よう。

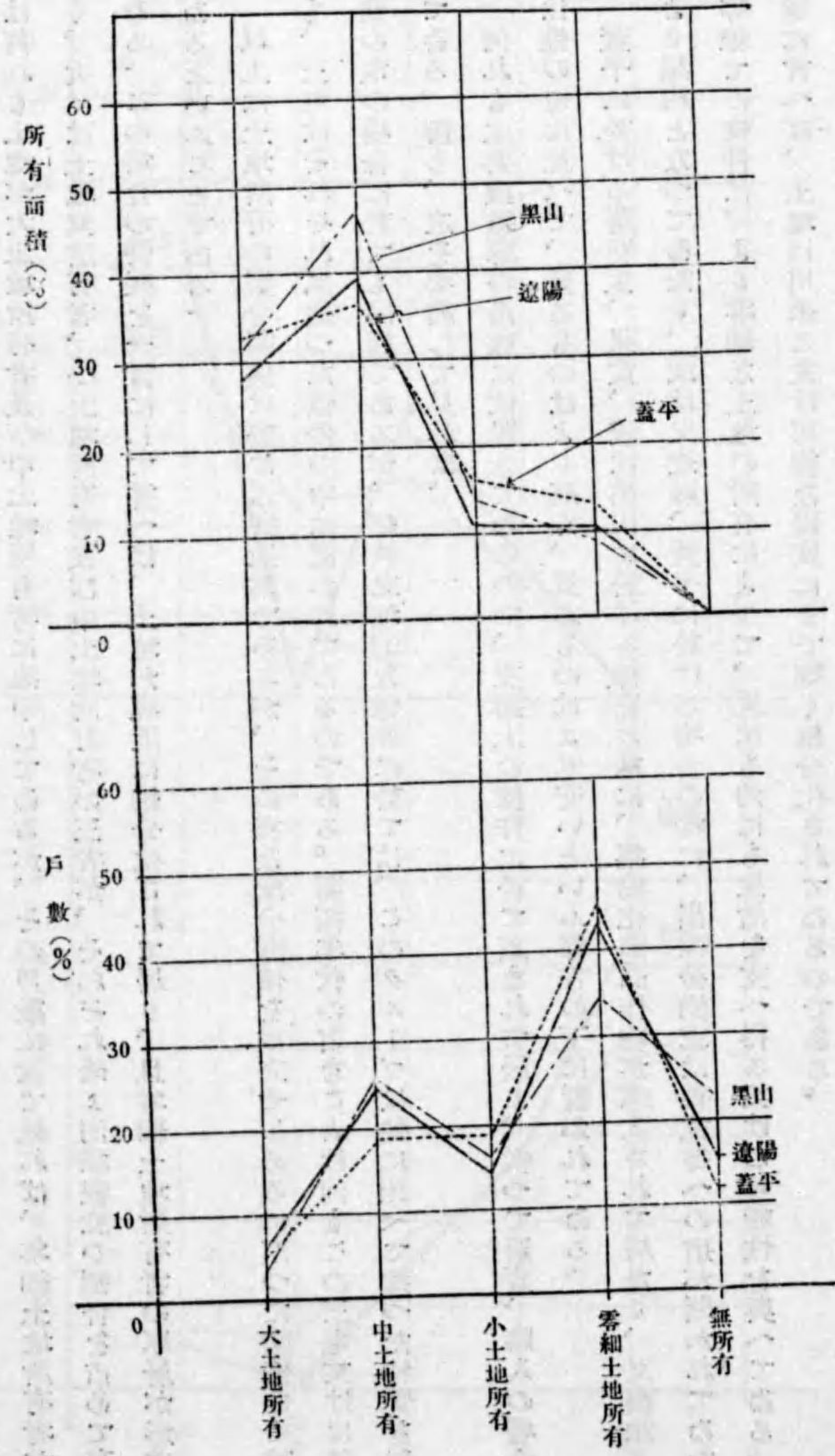
(イ) 土地所有配分關係に就ての概観

土地所有配分關係に就ての傾向を見る爲めに、十屯の中から鳳城と盤山とを、前者は治安關係、後者は自然約條件による特殊性によつて一應除外し、他の八屯のみに就て見れば、大體次の様な三つのグループに分けて考へることが出来ると思はれる。即ち遼陽、蓋平、黒山のグループ、遼中、法庫、莊河のグループ及び新民、鐵嶺グループの三つである。

1、遼陽、蓋平、黒山の三屯

第二十四表 土地所有配分關係グラフ

(南滿其一一遼陽、蓋平、黒山のグループ)



この三屯の配分關係は、上掲のグラフにも見られる様に、極めて似通つた状況を示してゐる。即ちこの場合に於ては何れも土地が大土地所有者及び中土地所有者に集中してゐるが、その戸數に就て見れば、零細土地所有者が最も多く、次には土地無所有者、小土地所有者及び中土地所有者の三者が、それぞれ略々同様程度の割合を占めて存在してゐる。この場合の特長を一言にして言へば、土地が極度に細分化されて居り、且零細土地所有者の厚層が形成されてゐるといふことである。

以上は土地所有の配分關係に於ける共通點であるが、その様な配分關係を成立せしめるに至つた諸條件に就て見ても、三屯はそれぞれ似通つた條件の中に置かれてゐるのである。開拓年代の古きことは何もこの三屯だけに限られず他の屯の場合に於ても同様であるが、經濟立地的な條件に於ては、このグループは他に比べて違つた特質を與へられてゐる。即ち、之を要約して見れば、

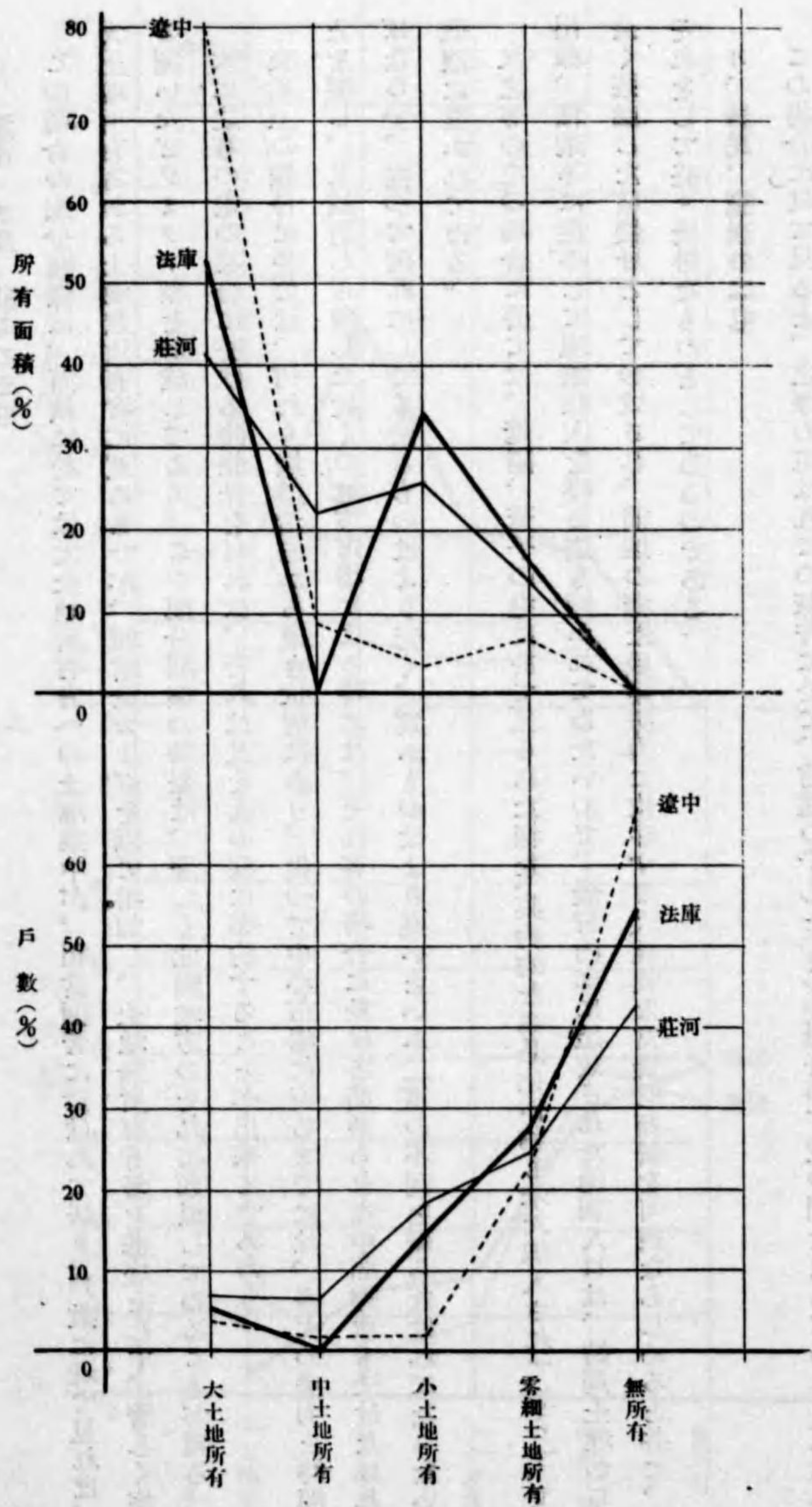
何れも主要鐵道驛の沿線に位置してゐるので、交通上の條件に於て恵まれて居り、従つて販賣、購入の場合に於ては他の屯に比べて、賣るものはより高く、買ふものはより安いといふ條件の下に置かれてゐる。

蓋平に於ける落花生、果實、或は黒山に於ける棉花の様に、集約化商品作物が導入されて居たり、又農法も一般により集約となつてゐたり、或は又遼陽、蓋平に於ける場合の様に、出稼労働或は雜業等への道が開かれてゐたり、之等總ての條件は、より零細な土地の所有によつて、兎にも角にも生活を支へ得る丈の可能性を與へてゐる。又之を逆に言へば、土地は出来る丈け可能な限度にまで細く細分化されてゐるのである。

第二十五表

土地所有配分關係グラフ

(南滿其、遼中、法庫、莊河のグループ)



2、遼中、法庫、莊河の三屯

この場合の配分関係は、面積に於ては大土地所有者への土地集中が、相當顯著に行はれて居り、戸數に就て見れば、大土地所有者から土地無所有者に至るまでが、相當急カーヴを以て増加し、土地無所有者層を基底として、著しく底の開いたピラミッド型を形成してゐる。この配分関係の特長は、著しく北滿地方のそれに類似してゐることが判る。

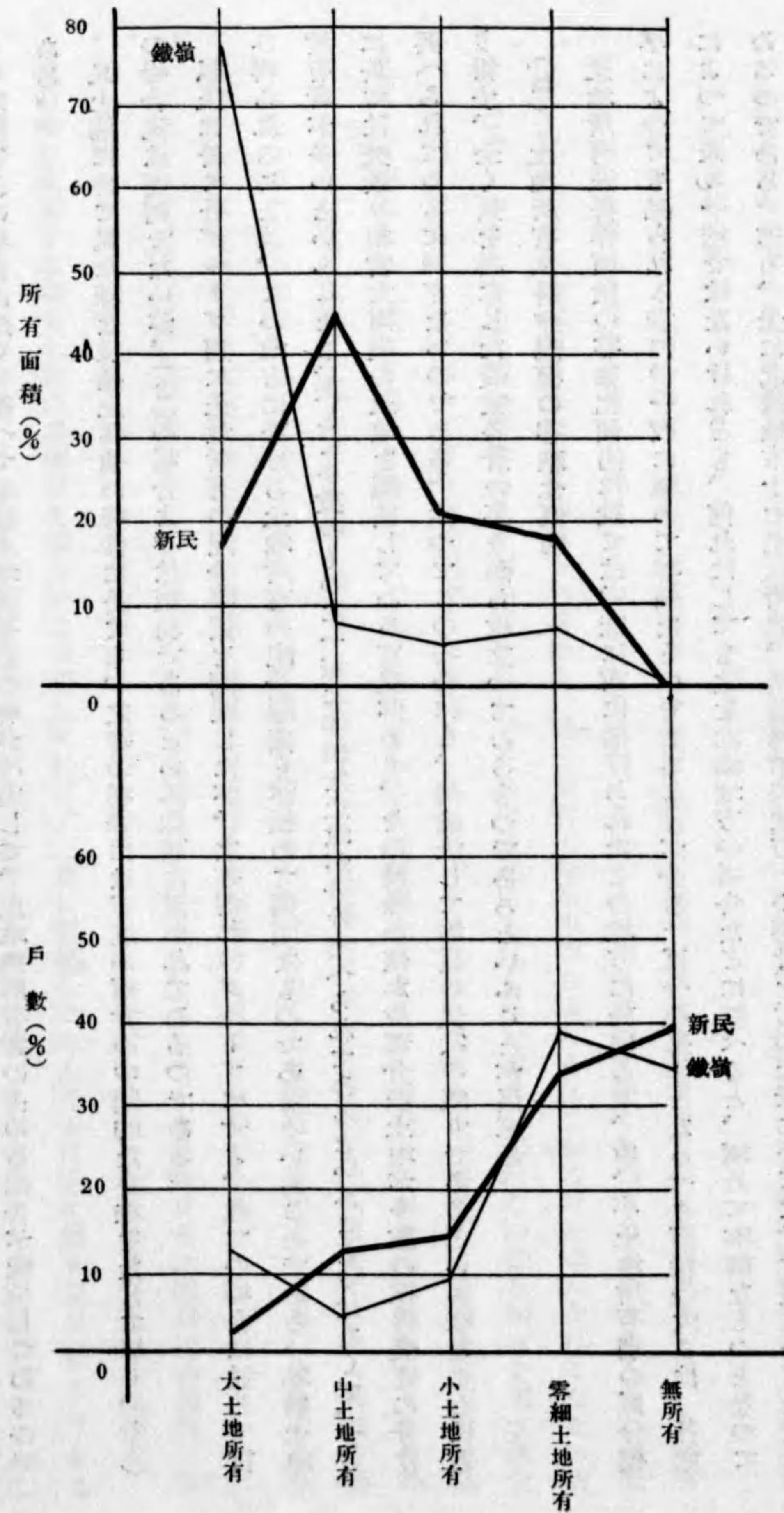
次に之等の屯の場合に於ける諸条件を見れば、それは凡そ次の様に要約することが出来るであらう。交通上の條件に於ては、何れも鐵道沿線から遠き位置にあり、従つて中心市場に至るまでには、多大の勞力と時間とを要し、又鐵道から離れた近くの地方市場による時には、それ等の場合に於ける高められた中間搾取も受けなければならず、従つて何れにしても賣るものはより安く、買ふものはより高いといふ二重の不利を蒙らなければならない状態に置かれてゐる。

又之等の屯の場合に於ては、遼陽、蓋平の屯に於て見られた様な、集約的な商品作物も未だ導入されて居らず、又出稼、雜業等に從事して現銀收入を得る道も開かれてゐないので、農村内部に造成された過剩人口は、結局土地から全く遊離した雇農層として形成され、前述の様な雇農勞力に依存する大規模な富農的經營を可能ならしめると共に、それをして益々優勢なものとしてゐるのである。

3、新民、鐵嶺の二屯

この場合に就て見ると、之等の屯は凡ての條件に於て、前述の(1)と(2)の場合の丁度中間をなしてゐると思はれる。即ち、先づ土地の配分關係に就て見れば、前述(1)と(2)の場合の特長的な差異である零細土地所有者層と土地無所有者層との存在に於て、(1)の場合程未だ零細土地所有者の層が壓倒的なものとなつてはゐないが、(2)の場合よ

第二十六表 土地所有配分關係グラフ (南滿其三一新民、鐵嶺のグループ)



りも餘程(1)の場合に近く、従つて零細土地所有者の層が増大して、土地無所有者の占める割合が減少してゐるのである。

又上述に於て見た様な交通上其他の條件に於ても、之等の場合には丁度の兩者の中間的な存在をなして居り、(1)の場合程は便利でないが、(2)の場合よりは便利であるといふ状態に至かれてゐるのである。

以上に於て各グループ別に土地所有の配分關係を概観したが、之等何れのグループにせよ、凡ての場合に通じて言ひ得られることは、この地方に於ける土地所有の配分關係も亦極めて偏頗なものであるといふことである。零細土地所有者が多いといふことも、決して多數のものに一樣に零細な土地が分け與へられてゐるといふことではなくて、一方に於ては矢張り相當大面積の土地を集積してゐる富農があり、その殘餘の僅か少部分の土地が多數の極貧農達に分け與へられてゐるに過ぎないのである。従つてこの場合にも、勿論決して等質の農家の集りであるといふ様なことはあり得ず、全く質を異にした農家各層の集りから成立つてゐるものであるといふことが出来る。

(ロ) 土地所有及耕作規模の零細化傾向

土地所有及耕作面積の零細化傾向に就ては、既に前に掲げられたこの地方に於ける大、中、小土地所有別の區分標準によつても見られる様に、一般に極めて零細なものであることが分る。區分の基準となるべき面積の大きさは、各屯によつて夫々一樣ではないけれども、何れにしても之を北滿地方の場合などに較べると、極めて零細なものとなつてゐるのである。即ち、先に北滿地方十七屯(齊北、濱北兩沿線地方)の集計を行つた際に於ては、大體に於て大土地所有は一〇〇响以上、中土地所有は二〇响以上、小土地所有は五响以上、零細土地所有は五响未満と見做されて居たのであるが、南滿地方の場合に於ては、一般の基準が之と比較にならぬ程小さく、最も大きいと見做された遼中の屯

の場合に於てさへも大土地所有が五〇天地以上、中土地所有が一〇天地以上、小土地所有が五天地以上、零細土地所有が五天地未満と見做され、又最も小さいと見做された遼陽、蓋平の二屯に於ては、大土地所有が既に七〇畝以上といふ小さなものであり、それ以下、中土地所有が二〇畝以上、小土地所有が一〇畝以上、零細土地所有が一〇畝未満といふ様な極く零細な單位となつてゐるのである。

この様に北滿地方と南滿地方との間、或は南滿地方の中に於ても地域の異なるに従つて相互の間に於ては、土地所有及耕作の零細化の單位を著しく異にしてゐるのであるが、このことは何によつて斯くなつてゐるのであるか。既に屢々見た様に土地利用の集約度の相違も勿論あり、特に集約化商品作物の導入されてゐる所と導入されてゐない所とでは、そのことが強く働いてゐること勿論であるが、それは後述にも見られた様に、未だこの様な相違を來す決定的な原因と見ることは出來ず、寧ろ比較的小さな要因としてしか理解されないのである。要するに集約化の方向は施肥或は機械化といふ様な方向へと向はずに、たゞひたすらに人間労働のより多くの浪費といふ方向に進みつゝあるのであるから、従つて労働の生産性は勿論土地自身の生産力さへもこの爲めに決して高められず、事實に於ても普通作物の收量の如きは南北滿を通じて殆んど大差のない状態なのであるから、従つて土地利用の集約度の差異、生産力の相違のみからは前述の様な土地面積の單位の相違を説明するには全く不充分と思はれるのである。

それならば、前述の様な相違は主として何によつて惹き起されてゐるであらうか。それは要するに商品化の條件に於ける價格の相違及び農村からの離村傾向の強弱によつて強く影響されてゐると言ひ得るのである。交通上の條件が、農産物を販賣する場合と生活必需品を購入する場合とに於て、二重に影響してゐることは既に屢々見た如くであるが、滿洲の如く商品化の條件に於て特殊の關係の下に於かれてゐる場合に於ては、その海港よりの距離如何といふこ

とが、決定的な重要性を持たざるを得ないのである。今参考の爲他の資料によつて各地に於ける大豆一陌當粗収入に對する海港までの鐵道運賃額の割合を見ると次の如くであり、以てこの間の事情を察するに難くないのである。

大豆一陌當粗収入に對する鐵道運賃額の割合 (農産科調) [参考]

地帯別	一陌當粗収入 (A)	同上鐵道運賃 (B)	割(A)に對する(B)の割合
克山	七三・〇一	二六・四〇	三六%
海倫	九一・三四	二五・九二	二八
双城	一一五・二二	一九・六三	一七
新京	八九・六七	一六・二七	一八
昌圖	一〇八・一七	一一・三一	一〇
瀋陽	一三四・一二	九・〇二	七
蓋平	一四六・四二	七・二八	五

註 1、陌當粗収入は收量を康德四年度收穫高豫想調査の資料により、價格を康德四年十月、十一月、十二月の三ヶ月間の當該市場價格の平均に據つたもの。
 2、運賃は康德五年十月一日よりの改正運賃により、當該地より大連港に至るまでの運賃。

以上の様な條件の上に購入必需品の高價なことも加はつて、交通不便な地方の農家は一定量の租税公課や勞賃を支拂ひ、或は必要な物資を購入する等の爲めに、益々より多くの農産物を賣却せねばならず、その爲めに益々より多くの面積を耕作せねばならぬといふことになつてゐるのである。

又特に遼陽、蓋平の屯に於て見られた様に、出稼、雜業等による農業外収入の獲得によつて、より小さな面積を以てしても生活し得るといふ可能性を得てゐるところでは既に前項に於ても見た様に、それ丈け益々土地が細分化されるといふことゝなつてゐるのであるが、之は決して農業そのものゝ發展によるものではなくして、單に農村過剩人口の捌け口を得てゐるに過ぎないものであることは勿論言ふ迄もない。

(ハ) 地域的な特殊性の強きこと

南滿地方十屯の概観によつても見られた様に、一概に南滿地方と言つても、この中には相互に地域的な特殊性を異にした數個の地域が含まれてゐるのである。北滿地方を取扱つた場合に於ては、地域的な特殊性も斯程強くは現はれず、大體に於て一括して觀察することも出来たのであるが、南滿地方の場合に於ては、北滿地方と較べてより地域的特性が甚だしく、従つてそれは一括して一緒に觀察するといふことの出来ないものであつた。このことはとりもなほさず南滿地方の農村の極めて複雑なことを示してゐるものであり、自然的條件、交通上の條件、商品化作物導入の條件或は都市との關係等々の各種の要因に左右せられて、相互に極めて地域的な特殊性の強いものを形成するに至つてゐるのである。一概に南滿地方等と稱して一括して取扱ふことは、時に誤を犯す結果ともなふと思はれるのである。

第二十七表 土地所有階級別

電別 實質的熟 地所有面積高別	榆 樹		德 惠		九 台		懷 德		梨 樹	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
大土地所有者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中土地所有者	10	152.393	8	211.10	8	129.90	9	153.96	—	—
小土地所有者	7	31.850	4	18.80	6	34.80	20	114.69	11	55.601
零細土地所有者	5	5.350	2	0.70	11	4.68	17	35.31	12	18.400
無所有者	12	—	19	—	7	—	17	—	17	—
計	34	189.593	33	230.60	32	169.38	63	303.96	04	74.001

第二十八表 土地所有階級別

電別 實質的熟 地所有面積高別	榆 樹		德 惠		九 台		懷 德		梨 樹	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大土地所有者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中土地所有者	29.4	80.4	24.2	91.5	25.0	76.7	14.3	50.6	—	—
小土地所有者	20.6	16.8	12.1	8.1	18.8	20.5	31.7	37.7	27.5	75.1
零細土地所有者	14.7	2.8	6.1	0.4	34.4	2.9	27.0	11.7	30.0	24.9
無所有者	35.3	—	57.6	—	21.8	—	27.0	—	42.5	—
計	100.0	100.0	110.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
一戶當		5.58	6.99	5.29	4.82	1.85				
所有一戶當		5.89	10.32	5.60	5.67	2.25				

土地配分關係 (實數)(中滿)

伊 通		西 豐		敦 化		盤 石		海 龍		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
1	55.11	—	—	—	—	—	—	—	—	1	55.110
6	146.80	13	(農場41.708) 199.263	4	42.00	1	16.95	8	138.773	67	(農場41.708) 1,191.130
4	29.18	2	(農場3.50) 12.15	9	50.50	2	8.30	5	30.790	70	(農場3.50) 386.661
3	4.20	1	2.20	6	3.30	4	8.88	6	11.850	67	94.870
10	—	23	—	31	—	33	—	27	—	196	—
24	235.29	39	(農場45.208) 213.613	50	95.80	40	34.13	46	181.413	401	(農場45.208) 1,727.780

土地配分關係 (百分比)(中滿)

伊 通		西 豐		敦 化		石 海		龍		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
4.2	23.4	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	3.2
25.0	62.4	33.3	(92.2) 93.3	8.0	43.8	2.5	49.6	17.4	76.5	16.7	(92.2) 69.0
16.7	12.4	5.1	(7.8) 5.7	18.0	52.7	5.0	24.3	10.9	17.0	17.5	(7.8) 22.3
12.5	1.8	2.6	1.0	12.0	3.5	10.0	26.1	13.0	6.5	16.7	5.5
41.6	—	59.0	—	62.0	—	82.5	—	58.7	—	18.9	—
100.0	100.0	100.0	(100.0) 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(100.0) 100.0
	9.80		(1.16) 5.48		1.92		0.85		3.94		(0.11) 4.31
	11.60		(1.16) 7.67		2.61		2.22		5.69		(0.11) 5.54

第二十九表 群別土地

群別	榆樹		德惠		九台		懷德		梨樹	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
大地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中地主	1	16.743	4	81.60	1	14.00	3	46.50	—	—
小地主	1	3.300	1	4.00	—	—	5	32.24	3	19.686
極小地主	—	—	—	—	2	2.00	2	4.90	2	3.100
富農群	—	—	1	36.00	—	—	—	—	—	—
中農群	9	133.650	6	101.90	9	119.60	9	118.46	—	—
貧農群	7	22.950	2	6.40	5	31.10	22	91.25	14	42.865
極貧農群	7	1.550	1	—	6	2.53	7	10.61	8	6.500
雇農群	定雇	—	9	0.30	1	—	3	—	2	—
	定雇・不定雇	4	0.300	5	—	2	—	4	—	—
	不定雇	3	—	1	—	4	0.15	7	—	5 1.000
	計	7	0.300	15	0.30	7	0.15	14	—	7 1.000
雜業群	2	9.100	3	0.40	2	—	1	—	6	0.850
計	34	189.593	33	230.60	32	169.38	63	303.96	40	74.001

七五

所有配分狀況(實數)(中滿)

伊通		西豐		敦化		盤石		海龍		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
3	86.00	2	33.300	1	10.00	—	—	3	61.600	18	351.743
1	7.20	—	—	1	7.00	2	8.30	2	12.300	16	91.026
2	30.9	1	2.200	—	—	1	2.92	—	—	10	19.020
1	55.11	—	—	—	—	—	—	—	—	2	91.110
5	60.80	12	(農場 41.708) 160.063	3	32.00	1	16.95	6	86.113	60	(農場 41.708) 832.436
5	21.98	4	(農場 3.50) 12.150	10	43.50	2	—	11	14.850	82	(農場 3.500) 287.045
3	—	14	—	27	2.10	28	5.96	14	6.550	115	35.800
—	—	1	—	—	—	2	—	3	—	21	0.300
—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	17	0.300
3	0.30	—	—	3	0.80	3	—	5	—	34	2.250
3	3.00	1	—	3	0.80	5	—	10	—	72	2.850
1	—	5	—	5	0.40	1	—	—	—	26	10.750
24	235.29	39	(農場 45.203) 213.613	50	95.80	40	34.13	46	181.413	401	(農場 45.203) 1,727.708

七四



第三十表 群別土地

群別	榆樹		德惠		九台		懷德		梨樹		
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	
大地主	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中地主	2.9	8.8	12.1	35.4	3.1	8.2	4.8	15.3	7.5	—	
小地主	2.9	1.7	3.0	1.7	—	—	7.9	10.6	7.0	26.6	
極小地主	—	—	—	—	6.3	1.2	3.2	1.6	5.0	4.2	
富農群	—	—	3.0	15.6	—	—	—	—	—	—	
中農群	26.5	71.6	18.2	44.2	28.0	70.6	14.3	38.9	—	—	
貧農群	20.6	12.1	6.1	2.8	15.6	18.4	34.9	30.0	35.0	57.9	
極貧農群	20.6	0.8	3.0	—	18.8	1.5	11.1	3.6	20.0	8.8	
雇農群	定雇	—	—	27.3	0.1	3.1	—	4.8	—	5.0	—
	定雇·不定雇	11.8	0.2	15.2	—	6.3	—	6.3	—	—	—
	不定雇	8.8	—	3.0	—	12.5	0.1	11.1	—	12.5	1.4
	計	20.6	0.2	45.5	0.1	21.9	0.1	22.2	—	17.5	1.4
雜業群	5.9	4.8	9.1	0.2	6.3	—	1.6	—	15.0	1.1	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

所有配分狀況(百分比)(中滿)

伊通		西豐		敦化		盤石		海龍		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12.5	36.6	5.1	17.9	2.0	10.4	—	—	6.5	34.0	4.5	20.5
4.2	3.1	—	—	2.0	7.3	5.0	24.3	4.3	6.8	4.0	5.4
8.3	1.7	2.6	1.0	—	—	2.5	8.6	—	—	2.5	1.1
4.2	23.4	—	—	—	—	—	—	—	47.5	0.5	5.3
20.8	25.8	30.8	(92.2) 75.4	6.0	33.4	2.5	49.6	13.0	8.2	15.0	(92.2) 48.2
20.8	9.3	10.3	(7.8) 5.7	20.0	45.5	5.0	—	23.9	3.5	20.4	(7.8) 16.6
12.5	—	35.9	—	54.0	2.2	70.0	17.5	30.6	—	23.7	2.2
—	—	2.6	—	—	—	5.0	—	6.5	—	5.2	—
—	—	—	—	—	—	—	—	4.3	—	4.2	—
12.5	0.1	—	—	6.0	0.8	7.5	—	10.9	—	8.5	0.1
12.5	0.1	2.6	—	6.0	0.8	12.5	—	21.7	—	17.9	0.1
4.2	—	12.7	—	10.0	0.4	2.5	—	—	—	6.5	0.6
100.0	100.0	100.0	(100.0) 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(100.0) 100.0

第三十一表 實質的熟地所有

實質的熟地 所有面積高別	電別				
	榆樹	德惠	九台	懷德	梨樹
大土地所有	—	—	—	—	—
中土地所有	中地主-1 } 富農-1 } 中農-9 }	中地主-4 } 富農-1 } 中農-3 }	中地主-1 } 中農-7 }	中地主-3 } 中農-6 }	—
小土地所有	小地主-1 } 貧農-5 } 雜業-1 }	小地主-1 } 中農-2 } 貧農-1 }	中農-1 } 貧農-5 }	小地主-5 } 中農-2 } 貧農-13 }	小地主-3 } 貧農-8 }
零細土地所有	貧農-1 } 極貧農-2 } 雇農-1 } 雜業-1 }	雇農-1 } 極貧農-1 } 雜業-1 }	極小地主-2 } 極貧農-6 } 雇農-2 } 雜業-1 }	極小地主-2 } 貧農-8 } 極貧農-7 }	極小地主-2 } 貧農-3 } 雇農-2 } 雜業-1 }
無所有	貧農-1 } 極貧農-5 }	中農-1 } 貧農-1 } 雇農-14 } 雜業-2 }	中農-1 } 雇農-4 }	中農-1 } 貧農-1 } 雇農-14 } 雜業-1 }	貧農-3 } 極貧農-4 } 雇農-5 } 雜業-5 }
合計	34	33	32	63	40

七九

面積と農家群別との關係 (中滿)

伊通	西豐	敦化	盤石	海龍
富農-1 } 1	—	—	—	—
中地主-3 } 中農-3 }	中地主-2 } 中農-11 }	中地主-1 } 中農-3 }	中農-1 } 1	中地主-3 } 貧農-5 }
小地主-1 } 貧農-3 }	貧農-2 } 2	小地主-1 } 貧農-8 }	小地主-2 } 2	小地主-2 } 中農-1 } 貧農-2 }
極小地主-2 } 雇農-1 }	極小地主-1 } 1	貧農-1 } 極貧農-2 } 雇農-1 } 雜業-2 }	極小地主-1 } 極貧農-3 }	貧農-3 } 極貧農-3 }
中農-2 } 貧農-2 } 極貧農-3 } 雇農-2 } 雜業-1 }	中農-1 } 貧農-2 } 極貧農-14 } 雇農-1 } 雜業-5 }	貧農-1 } 極貧農-24 } 雇農-2 } 雜業-3 }	貧農-2 } 極貧農-25 } 雇農-5 } 雜業-1 }	貧農-6 } 極貧農-11 } 雇農-10 }
24	39	50	40	46

七八

第三十三表 實質的熟地所有

屯別 實質的熟地所有面積高別	榆樹		德惠		九台		懷德		梨樹	
	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶
大土地所有	—		—		—		—		—	
中土地所有	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1
	地·自-4	地·自·履-2	自作-2	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1
	地·自·小-3	地·履-2	自·雜-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1
	自·小-2	自·小-3	自·小-3	自·雜-1	自·雜-1	自·雜-1	自·雜-1	自·雜-1	自·雜-1	自·雜-1
小土地所有	地主-1	地·履-1	地·自-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1
	地·小-1	自作-1	地·履-1	地·自-4	地·自-4	地·自-4	地·自-4	地·自-4	地·自-4	地·自-4
	自作-1	自·小-2	自作-1	地·履-3	地·履-3	地·履-3	地·履-3	地·履-3	地·履-3	地·履-3
	自·小-3	自·小-2	自·小-3	地·雜-1	地·雜-1	地·雜-1	地·雜-1	地·雜-1	地·雜-1	地·雜-1
零細土地所有	自·小-1	履農-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1
	自·小·履-2		地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1	地·履-1
	自·履-1		自·履-3	自作-5	自作-5	自作-5	自作-5	自作-5	自作-5	自作-5
	履農-1	雜業-1	履農-2	自·履-1	自·履-1	自·履-1	自·履-1	自·履-1	自·履-1	自·履-1
無所有	小·履-5	小作-3	地作-1	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2
	履農-6	雜業-1	履農-4	履農-15	履農-15	履農-15	履農-15	履農-15	履農-15	履農-15
			履農-2	履農-4	履農-4	履農-4	履農-4	履農-4	履農-4	履農-4
合計	34	33	32	63	40					

面積高別經營樣式別戶數(中滿)

伊通		西豐		敦化		磐石		海龍	
戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶
地·自-1	1								
地主-2		地主-2		地主-1				地主-3	
地·自·小-1		地·自·小-2		地·自-1				地·自-2	
地·小-1	6	地·自·小-1	13	地·自-1	4	地·自-1	1	地·小-1	8
地·履-1		地·自·小-2		自作-2				自作-1	
自·小-1		地·自·小-3							
地·自·履-1		地·自·小-1		地主-1				地主-1	
地·小·履-1	4	地·自-1	2	地·自-1	9	地·自-2	2	地·自-2	5
地·履-1		自作-6		自作-6				地·履-1	
自作-1		地·小-1		自·履-1				自·小-1	
地主-6				自作-4		地·自-1		地·小-1	
地·履-1	3	地主-1	1	小·履-1	6	地·小-1	4	自作-1	6
履農-1				雜業-1		自作-1		自·小-1	
小作-6		小作-15		小作-19		小作-22		小作-13	
小·履-1	10	小·履-2	23	小·履-7	31	小·履-6	33	小·履-4	27
履農-3		履農-4		履農-3		履農-4		履農-10	
		雜業-4		雜業-2		雜業-1			
	24		39		50		40		46

第三十四表 耕作面積

屯別 耕作 面積高別	榆 樹		德 惠		九 台		懷 德		梨 樹	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
大 耕 作 者	—	—	2	152.50	1	57.70	1	52.00	—	—
中 耕 作 者	9	149.38	6	182.05	9	184.00	16	310.66	3	37.851
小 耕 作 者	10	51.82	2	11.40	3	17.00	9	58.40	14	74.095
零 細 耕 作 者	9	12.10	6	3.85	10	3.08	14	18.12	10	12.861
無 耕 作 者	6	—	17	—	9	—	23	—	13	—
計	34	213.30	33	349.75	32	261.78	63	539.18	40	143.807

第三十五表 耕作面積

屯別 耕作 面積高別	榆 樹		德 惠		九 台		懷 德		梨 樹	
	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大 耕 作 者	—	—	6.1	43.6	3.1	22.0	1.6	11.8	—	—
中 耕 作 者	26.5	70.0	18.2	52.0	28.1	70.2	25.4	70.7	7.6	28.1
小 耕 作 者	29.4	24.3	6.1	3.3	9.4	6.5	14.3	13.3	35.0	62.5
零 細 耕 作 者	26.5	5.7	18.2	1.1	31.3	1.3	22.2	4.2	25.0	9.4
無 耕 作 者	17.6	—	51.4	—	28.1	—	36.5	—	32.4	—
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

配 分 關 係 (實數) (中滿)

伊 通		西 豐		敦 化		盤 石		海 龍		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝	戶	畝
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	262.200
7	205.95	11	(豐場 36.013) 158.62	3	36.00	2	22.00	10	150.94	76	(豐場 63.013) 1,437.401
5	27.20	15	(豐場 4.98) 72.665	21	102.20	13	58.25	11	50.80	103	(豐場 4.980) 533.730
5	2.50	9	9.015	19	29.10	20	27.35	16	20.223	118	138.199
7	—	4	—	7	—	5	—	9	—	100	—
24	235.55	39	(豐場 67.993) 240.30	50	167.30	40	107.10	46	221.963	401	(豐場 76.993) 2,371.530

配 分 關 係 (百分比) (中滿)

伊 通		西 豐		敦 化		盤 石		海 龍		計	
戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積	戶數	面積
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0	11.1
29.2	87.4	28.2	(92.6) 66.0	6.0	21.5	5.0	20.4	21.7	68.0	18.9	(92.6) 60.6
20.8	11.5	38.3	(7.4) 30.2	42.0	61.1	32.5	54.1	23.9	22.9	25.7	(7.4) 22.5
20.8	1.1	23.0	3.8	38.0	17.4	50.0	25.5	34.8	9.1	29.4	5.8
29.2	—	10.5	—	14.0	—	12.5	—	19.4	—	25.0	—
100.0	100.0	100.0	(100.0) 100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(100.0) 100.0

第三十六表 耕作面積高別と

電 別 耕作面積別	楡 樹		德 惠		九 台		懷 德		梨 樹	
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
大 耕 作 者	富農-1 } 中農-1 } 2		中農-1 } 1		中農-1 } 1					
中 耕 作 者	中農-5 } 貧農-3 } 9 雜業-1		中農-5 } 貧農-1 } 6		中農-7 } 貧農-2 } 8		中農-7 } 貧農-9 } 16		貧農-3 } 3	
小 耕 作 者	中農-3 } 貧農-4 } 10 極貧農-3		貧農-1 } 極貧農-1 } 2		中農-1 } 貧農-2 } 3		貧農-9 } 9		貧農-11 } 極貧農-3 } 14	
零 細 耕 作 者	中地主-1 } 小地主-1 } 中農-1 } 9 極貧農-4 雇農-1 雜業-1		中地主-3 } 雇農-2 } 6		小地主-1 } 極貧農-6 } 10		中地主-1 } 中農-1 } 14 貧農-4 極貧農-7		小地主-1 } 極貧農-5 } 雇農-3 雜業-1 } 10	
無 耕 作 者	雇農-6 } 6		中地主-1 } 小地主-1 } 17 雇農-13 雜業-2		極小地主-2 } 貧農-1 } 9 雇農-4 雜業-2		中地主-1 } 小地主-4 } 23 極小地主-2 } 雇農-15 雜業-1		小地主-2 } 極小地主-2 } 雇農-4 雜業-5 } 13	
合 計	34		33		32		63		40	

農家群別との關係 (中滿)

伊 通	西 豐		敦 化		盤 石		海 龍	
	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
富農-1 } 中農-4 } 7 貧農-2	中農-9 } 貧農-2 } 11		中農-2 } 貧貧-1 } 3		貧農-2 } 2		中農-4 } 貧農-6 } 10	
農中-1 } 貧農-1 } 5 極貧農-3	中農-2 } 極貧農-13 } 15		中農-1 } 貧農-8 } 21		中農-1 } 極貧農-12 } 13		中農-1 } 貧農-3 } 11 極貧農-7	
極小地主-2 } 貧農-2 } 5 雇農-1	中地主-2 } 極小地主-1 } 中農-1 } 9 極貧農-1 雇農-1 雜業-1		貧農-1 } 極貧農-15 } 19 雇農-1		小地主-2 } 極小地主-1 } 極貧農-16 } 20		中地主-3 } 小地主-2 } 中農-1 } 16 貧農-2 極貧農-7 雇農-1	
中地主-3 } 小地主-1 } 7 雇農-2 雜業-1	雜業-4 } 4		中地主-1 } 小地主-1 } 7 雇農-2 雜業-3		雇農-4 } 雇農-2 } 5 雜業-1		雇農-9 } 9	
24	39		50		40		46	

第三十七表 耕作面積高

耕作面積高別	榆樹		德惠		九台		懷德		梨樹	
	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶
大耕作者	—		自·小-2 } 2	自·小-1 } 1	自·小-1 } 1	—				
中耕作者	地·自-3	地·自-1	自作-3	自作-3	自·小-1	} 8				
	自·小-5	自·小-3	自·雜-1	自·小-11	16					
	小·雇-1	小作-2	自·小-5	小作-2	小作-2					
小耕作者	地·自-3	自作-1	地·自-2	自作-3	自作-2	} 14				
	地·小-1	} 2	} 3	自·小-5	9					
	自·小-1									
零細耕作者	地·主-2	地·主-1	地·自-1	地·自-5	地·雜-1	} 13				
	地·自-1	自·小-雇-1	自·雇-3	地·雜-1	地·自-1					
	自·小-雇-1	地·雇-1	自·雇-3	地·雇-1	地·自-1					
無耕作者	自·雇-1	雇農-2	雇農-2	自·雇-1	地·雜-1	} 13				
	小·雇-3	雜業-1	雇農-2	自·雇-1	地·雇-1					
	雇農-1	雜業-1	雇農-2	自·雇-1	地·雇-1					
無耕作者	地·雇-2		地主-1	地主-3	地·雜-1	} 13				
	雇農-6		地·雇-2	地·雇-4	地·雇-1					
	雇農-14		地·雇-2	地·雇-4	地·雇-1					
無耕作者	雇農-6		雇農-14	雇農-4	地·雜-1	} 13				
	雇農-14		雇農-4	地·雜-1	雇農-15					
	雇農-14		雇農-4	地·雜-1	雇農-15					
合計	34		33	32	63	40				

八九

別經營樣式別戶數 (中滿)

伊通		西豐		敦化		磐石		海龍	
戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶	戶
—		—		—		—		—	
地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1
地·小-1	地·小-1	地·小-1	地·小-1	地·小-1	地·小-1	地·小-1	地·小-1	地·小-1	地·小-1
自·小-1	自·小-1	自·小-1	自·小-1	自·小-1	自·小-1	自·小-1	自·小-1	自·小-1	自·小-1
小作-4	小作-4	小作-4	小作-4	小作-4	小作-4	小作-4	小作-4	小作-4	小作-4
} 7		} 11		} 3		} 2		} 10	
地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1	地·自-1
自作-1	自作-1	自作-1	自作-1	自作-1	自作-1	自作-1	自作-1	自作-1	自作-1
小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2	小作-2
小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1	小·雇-1
} 5		} 15		} 21		} 13		} 11	
地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1	地主-1
地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1	地·自-雇-1
地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1	地·小-雇-1
地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1	地·雇-1
雇農-1	雇農-1	雇農-1	雇農-1	雇農-1	雇農-1	雇農-1	雇農-1	雇農-1	雇農-1
} 5		} 9		} 19		} 20		} 16	
地主-2	地主-2	地主-2	地主-2	地主-2	地主-2	地主-2	地主-2	地主-2	地主-2
地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2	地·雇-2
雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3
} 7		} 4		} 7		} 4		} 9	
雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3	雇農-3
} 7		} 4		} 7		} 4		} 9	
合計	24		39	50	40	46			

八九

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers. The table is organized into several sections, possibly representing different categories or time periods. The text is mostly illegible due to fading.

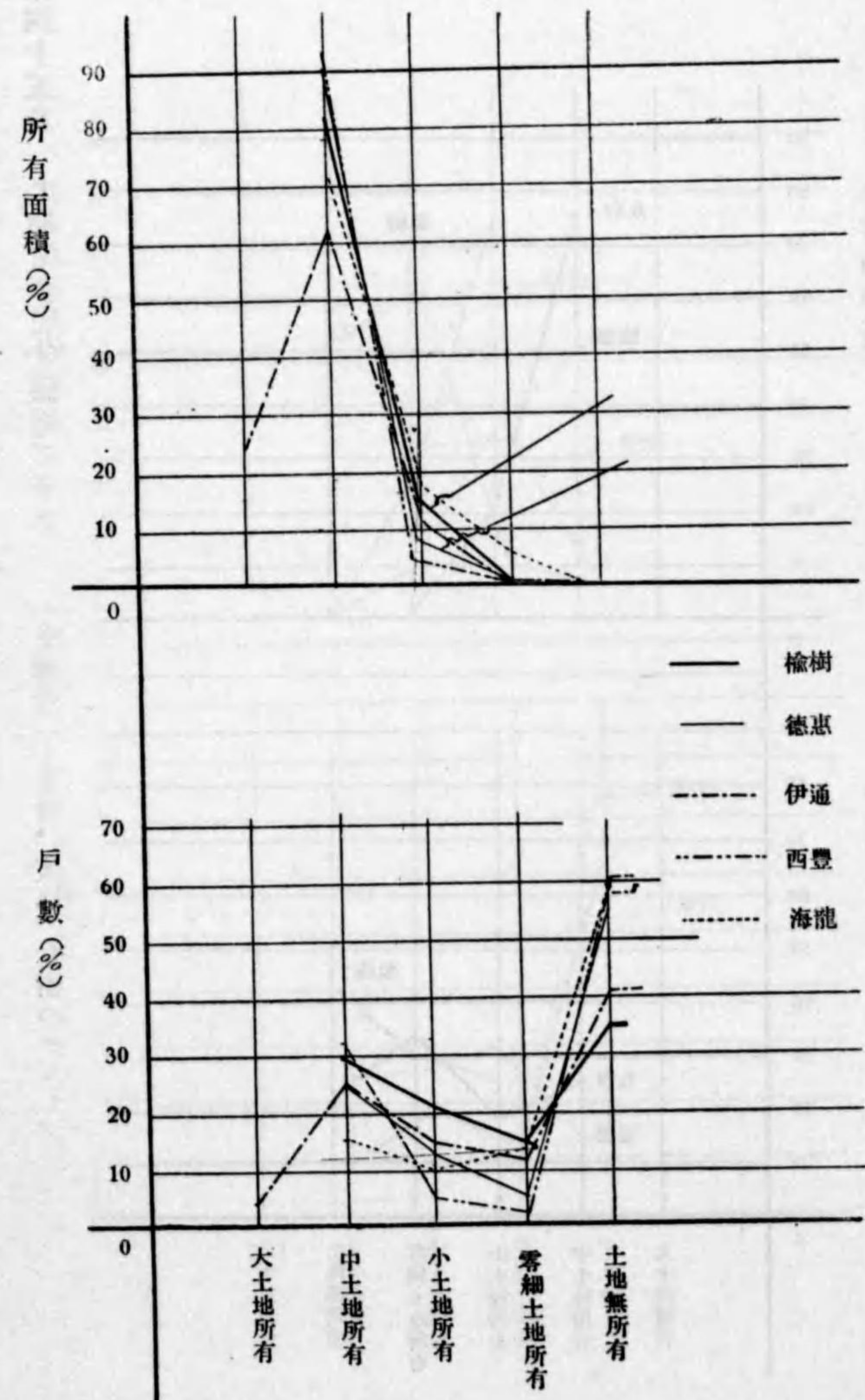
Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers. The table is organized into several sections, possibly representing different categories or time periods. The text is mostly illegible due to fading.

階級別土地利用状況(中満)

通 縣				西 豐 縣					敦 化 縣					磐 石 縣					海 龍 縣					合 計						總 合 計							
荒地	廢耕地	其の地	計	戸數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	農 場	戸數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸數	熟地	荒地	廢耕地	其他	計	戸數	熟地	荒地	廢耕地	林地	其他	計		戸數	熟地	荒地	廢耕地	林地	其他	(農 場)
0.500	0.700	3.600	59.910																																	59.916	
	5.560	3.625	179.785	13	222.563	6.000	14.800	37.780	(農 場41.708) 231.243	(41.708)	4	32.000			0.100	32.100	1	16.950	1.500	9.000	2.250	29.700	8	155.773	1.000	10.070	23.987	3.482	194.312	67	1,217.339	74.400	43.450	51.987	76.641	(41.708)	(農 場 41.708) 1,463.817
	3.000	0.560	33.740	2	12.150		0.300	1.600	(農 場3.500) 14.050	(3.500)	9	52.600		0.200	5.350	58.150	2	10.700		2.100	0.450	13.250	5	32.490		2.600	2.000	1.390	38.480	70	418.561	2.600	12.290	2.000	29.813	(3.500)	(農 場 3.500) 465.264
		0.400	4.600	1	2.000	0.289		1.252	3.740		6	11.300		4.600	0.400	16.300	4	8.880	3.000	10.350	6.040	23.270	6	14.850		7.386	0.500	1.250	23.936	67	116.087	6.288	26.076	0.500	29.277		168.228
		0.130	0.130	23							31	20.000			4.030	24.030	33	1.500	4.170	7.500	4.430	17.600	27	5.000				0.010	5.010	196	43.500	4.170	7.500		10.23		65.400
0.500	9.260	8.315	278.165	39	237.013	6.288	15.100	40.632	(農 場45.208) 299.033	(45.208)	50	115.900		4.800	9.880	130.580	40	38.030	8.670	23.950	13.170	88.802	46	208.113	1.000	20.056	26.487	6.132	261.789	401	1,850.597	87.958	90.016	54.487	139.561	(45.208)	(農 場 45.208) 2,222.619

耕作面積に対する自作・小作面積の割合(中満)

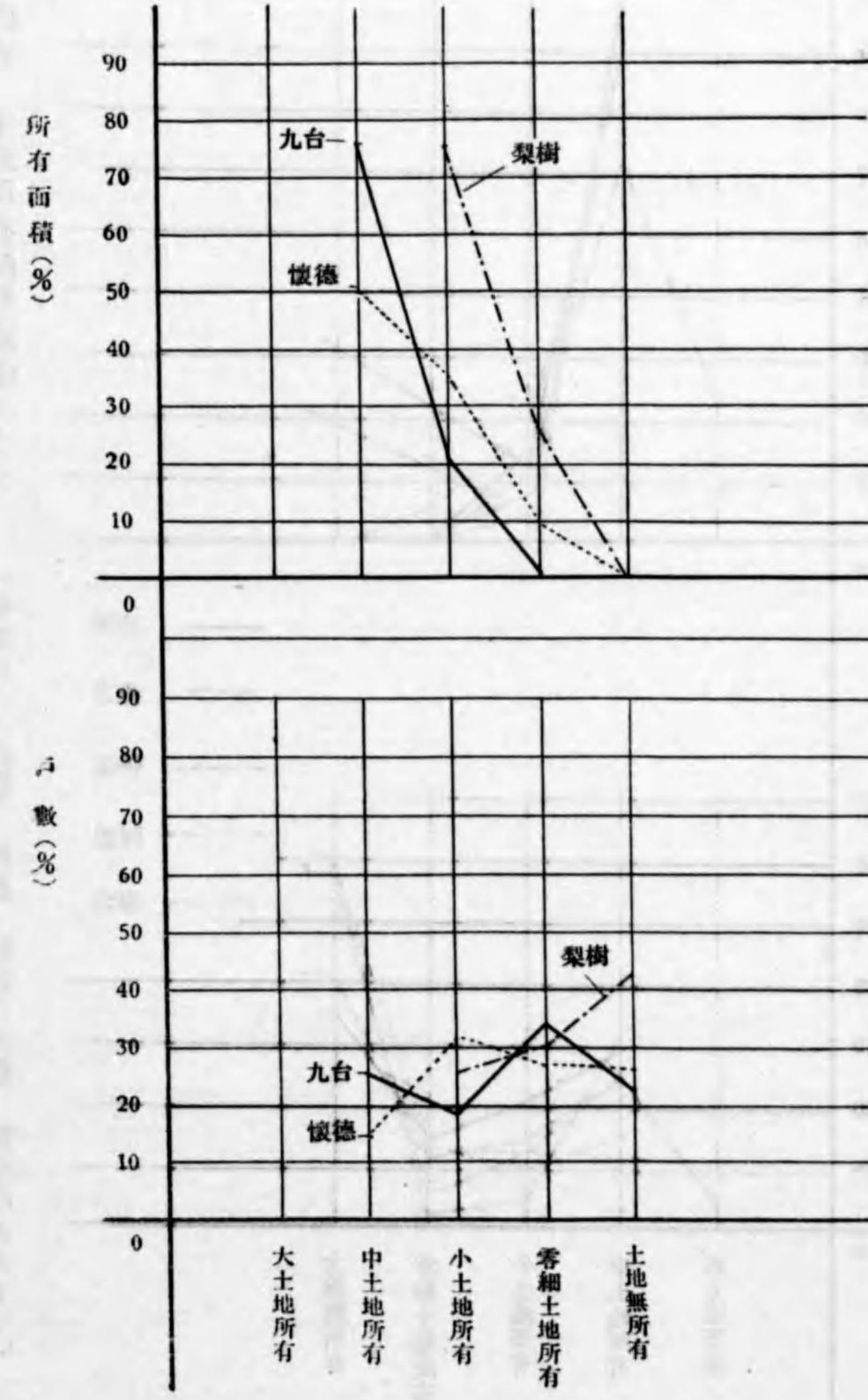
通		西 豐 縣		敦 化 縣		磐 石 縣		海 龍 縣		合 計	
實 質 的 熟 地 所 有 面 積 に 耕 作 面 積 に 對 する 自 作 面 積 の %	戸 數	實 質 的 熟 地 所 有 面 積 に 耕 作 面 積 に 對 する 自 作 面 積 の %	戸 數	實 質 的 熟 地 所 有 面 積 に 耕 作 面 積 に 對 する 自 作 面 積 の %	戸 數	實 質 的 熟 地 所 有 面 積 に 耕 作 面 積 に 對 する 自 作 面 積 の %	戸 數	實 質 的 熟 地 所 有 面 積 に 耕 作 面 積 に 對 する 自 作 面 積 の %	戸 數	實 質 的 熟 地 所 有 面 積 に 耕 作 面 積 に 對 する 自 作 面 積 の %	戸 數
73.6											
13.6	69.1	43.1 (91.6)	88.4	59.5		36.6		23.9	35.4	78.6	34.3
27.1	11.3	5.8	63.2	78.2		15.1		40.9	59.6	58.6	55.8
11.9		4.5			37.8	58.1	17.6	75.5	69.3	73.8	66.1
30.4	69.8	40.6 (84.5)	63.9 (42.8)	70.5	59.5	36.6	88.3	30.2	75.3	53.0 (84.5)	61.3 (43.8)



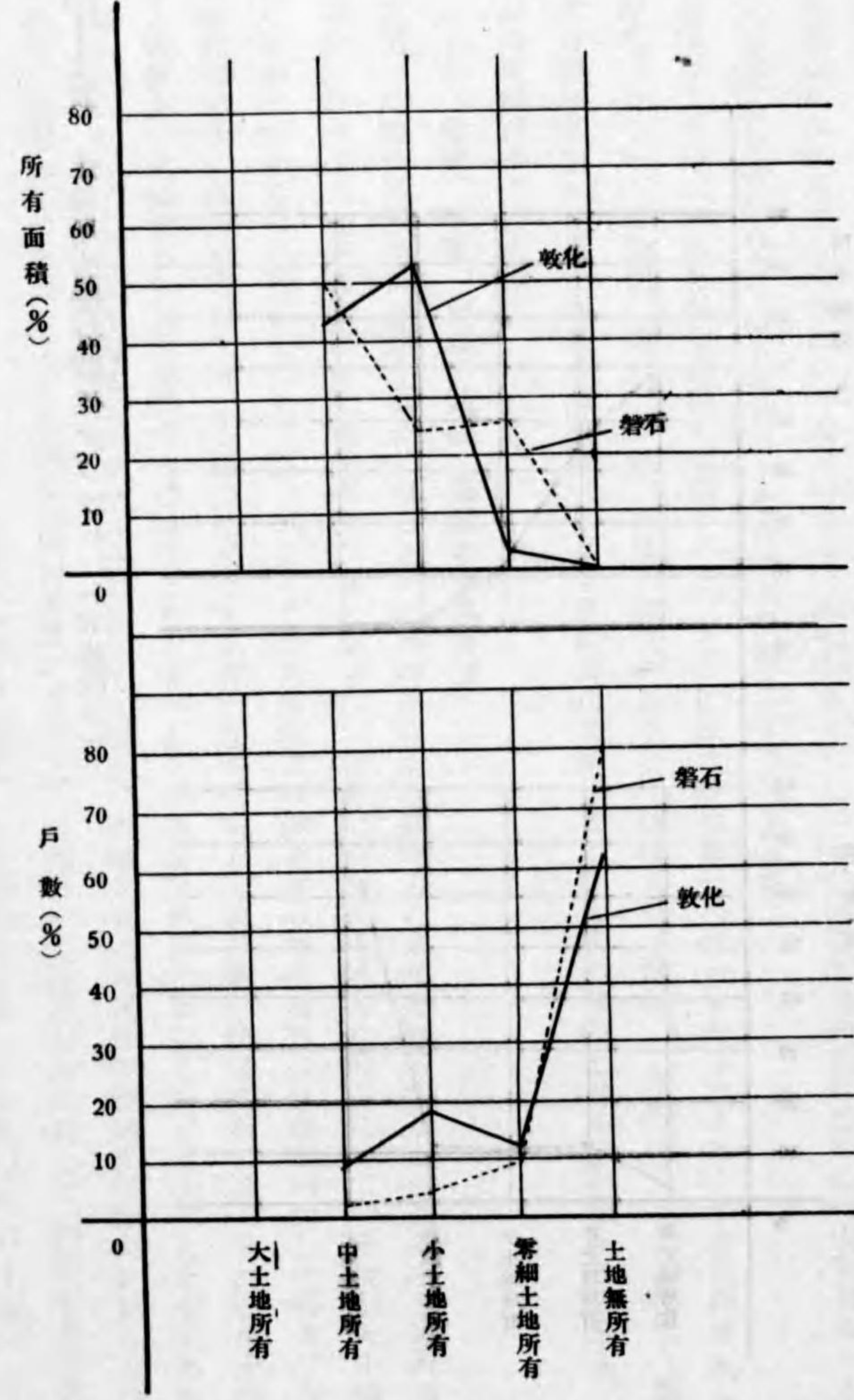
第四十四表 土地所有配分關係グラフ (中滿其一) 榆樹、徳恵、伊通、西豊、龍海のグループ

Group	大土地所有	中土地所有	小土地所有	零細土地所有	土地無所有
榆樹	10	30	15	10	35
徳恵	25	60	15	5	20
伊通	25	85	15	5	20
西豊	25	60	15	5	20
海龍	25	60	15	5	20

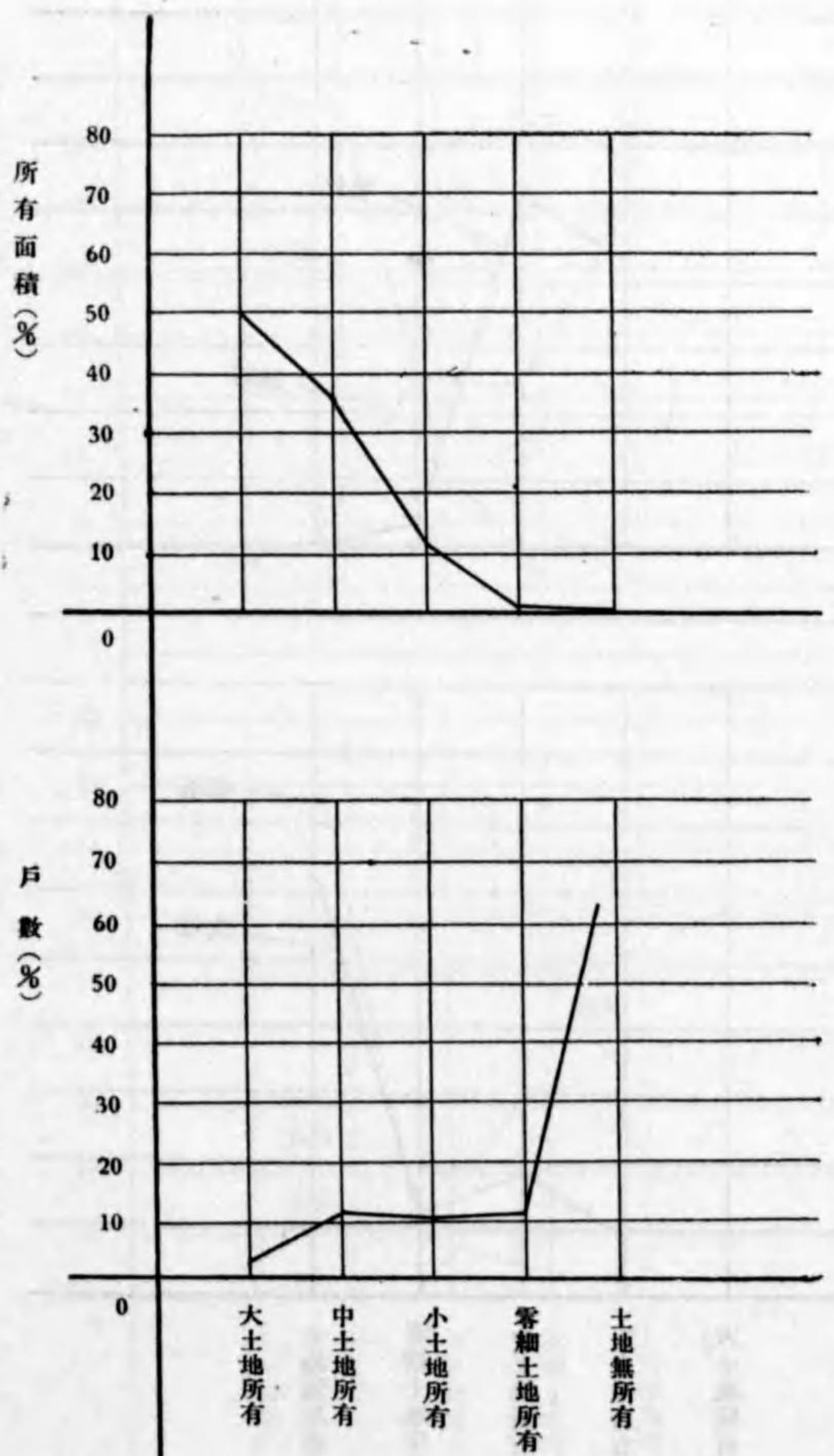
第四十五表 土地所有配分關係グラフ (中滿其二—九台、懷德、梨樹のグループ)



第四十六表 土地所有配分關係グラフ (中滿其三—敦化、磐石のグループ)



第四十七表 土地所有配分關係グラフ (北滿地方)



南滿地方の場合に於ては、十屯の調査屯の性質が、各地域の持つ複雑な特殊性によつて、各々異つた様相を示してゐたので、その記述も勢ひ屯別とならざるを得なかつたのであるが、中滿地方の場合に於ては、既に前述した様に、その相異がそれ程甚だしく現はれてゐないので、最初から一括してその所有配分關係に於ける傾向を見ることとしよ。 (各屯別の分析に就きては上掲第二十七表乃至第四十三表の諸表参照)

中滿地方十屯の土地所有配分關係を概観すると、そこには次の様な三つ傾向を持ったグループが見出されると思ふ。即ち、その一つは榆樹、德惠、伊通、西豊、海龍の五屯で、他は九台、懷德、梨樹の三屯及び敦化、磐石である。所有面積高別に戸数と面積の百分比表をグラフに現して見ると、よくその傾向を窺ふ事が出来ると思ふ。(第十四表乃至第四十六表参照)

1. 榆樹、德惠、伊通、西豊、海龍のグループ

先づ第一に榆樹他四屯の場合を取つて見ると、之等の場合は中滿地方の主要な傾向を現してゐると思はれるが、之等の場合に於ては土地が極端に中土地所有者の群に集中して居り、恰も北滿地方の場合に於て、土地が大土地所有者の群に集中してゐると酷似してゐるが、只こゝでは北滿地方の如き大土地所有者の存在が缺如して居り、大土地所有者に代つて中土地所有者が土地配分關係に於ける王者となつて居り、又戸数の關係に於ては、それが中土地所有者である關係上、北滿地方の大土地所有者の場合よりもすつとその百分比が多くなつて二、三十%となつてゐる事が違つてゐるのである。又前節南滿地方の場合に於て見られた様な、零細土地所有者層の發達程度如何を見ると、こゝでは何れも一五%以下であつて、未だ零細土地所有者層が發達せず、前述の中土地所有者層に對して、對蹠的な存在を示し、且戸數に於て最も多きを占むるものは、北滿地方の場合と同様、土地無所有者層(三十五乃至六十%)となつて

る。

即ち、以上の傾向から見ると、之等の場合は正に典型的な北滿地方のタイプと、典型的な南滿地方のタイプとの丁度中間を形成してゐると思はれるのであり、北滿地方の場合に見られた様な大土地所有者の層が分解して、その代りに中土地所有者の層が現はれて來、それが土地の配分關係に於て、絶對多數を占めるに至つたが、未だ南滿地方に於て見られた様な零細土地所有者の厚層が形成されるには至らず、戸數に於て多數を占むるものは、北滿地方と同様、土地無所有者の層であるといふ結果を示してゐる。

2. 九台、懷德、梨樹のグループ

このグループに於ては、前述第一のグループとはその傾向を稍異にし、零細土地所有者の層が余程發達してゐることが注目される。即ち、零細土地所有者の戸數は何れも三十%前後を示し、土地無所有者の戸數は、他の層に比べても、甚だ多きを示してはゐないのである。之は第一のグループの傾向に比べて、余程典型的な南滿型に近づいてゐることを示すものであつて、之が理由としては、之等の諸屯が經濟地理的な條件、特に交通關係に於て恵まれてゐる事情が擧げられるであらう。

3. 敦化、磐石のグループ

このグループは前述した二つのグループとも、少しく傾向を異にしてゐる。こゝに於て見られることは、土地無所有者の戸數が多いこと、中土地所有者、小土地所有者、零細土地所有者の三つの層が何れも少くて、土地の所有に於ても、中土地所有者から零細土地所有者に至るに従つて、その面積は勿論小さなものとはなつてゐるけれども、第一のグループに於て見られた様な壓倒的なものとはなつて居らず、要するに全體が貧困であり、特に最下層の戸數のみ

が發達してゐるといふ状態を示してゐる。

この二屯は言ふ迄もなく中滿地方の山岳地帯に屬して居り、自然條件に於て悪く、且又治安悪化の爲めに集團部落の結成された地方であり、それらの事から富裕な者は屯を去つて安全な地方に移轉し、在住の者はそれらの原因に依つて全く打ちのめされてゐるといふ状態に置かれてゐるのであり、従つて土地所有の配分關係に於てもこの様な特殊性を現はしてゐると見られるのである。

尙参考の爲め北滿（濱北、齊北兩沿線）地方の土地所有配分關係グラフを掲げると前掲第四十七表の如くである。

註 1、第四十七表は北滿の賓北、齊北兩沿線地方十六縣の十七屯に就て行はれた農村實態調査の集計結果を基礎としてその數字をグラフ化したのである。

所有の區分は北滿地方の群別基準に従ひ、

大土地所有	一〇〇响以上
中土地所有	二〇响以上
小土地所有	五响以上
零細土地所有	一响未満
土地無所有	一

とした。

第三節 土地利用の集約化

土地利用の集約化といふことは、種々なる条件の下で種々なる形をとつて行はれ得るが、滿洲の様に低廉な生産技術、低廉な労賃、及び小面積の土地の中に限られた小農的な經營が支配してゐるところでは、集約化の方向は勢ひ單位面積當りにより多量の人間労働を注ぎ込むといふ方向に向はざるを得ない状態にある。現在滿洲に於ける土地利用の集約度については、別に農耕技術篇に於て、技術的な觀點から詳しく述べられると思ふので、こゝでは單に土地利用の集約度についての南北滿の相違の若干を挙げ、以て集約化の方向に關する二、三の資料を提供するに止めよう。

(1) 南北滿による墾幅の相違

詳しくは耕種概要の篇に於て述べられる様に、滿洲に於ける墾(うね)の幅は、處によつて相當その大きさを異にしてゐるのであり、北滿に於ては一般に墾の幅が廣く、南滿地方に於ては之に反して一般に狭くなつてゐるといふ傾向が見出される。墾の幅が狭いといふことは、南北滿に於て同等の單位面積をとつて見た場合には、その中に於て南滿では北滿よりもより多くの墾が作られてゐるといふことである。墾幅の廣狹如何は、犁丈を中心とした一聯の農耕單位に於ける役畜數の多少といふことと密接な關係にあるのであり、役畜數の多い場合には墾幅が廣くなり、少い場合には狭くならざるを得ないのである。南北滿に於ける墾幅の相違はその大きな原因として兩地方に於ける土壤の性質の相違等が挙げられるのであるけれども(北滿の土壤はより粘重であるから)、兎に角南滿地方に於ては北滿地方に比して、より數多くの墾が作られ、従つて夫れだけ土地利用の點に於ても集約化されてゐるといふことは言ひ得られるであらう。

であらう。

(2) 南滿地方に於ける混作、間作の増加

南滿地方に於て種々なる混作、間作の様式が見出されるに至つてゐるのも、亦土地利用集約化の一面であらう。主要なる混作の様式としては包米(或は高粱)と豆類(主として大豆)の例があり、間作の様式としては小麦と豆類の例がある。

(A) 包米と豆類の混作

之に就て實態調査屯の例では鳳城と莊河の二屯があり、今同報告書によつて具體的に見れば次の如くである。

「本縣(鳳城縣)に於て、現在行はれてゐる主なる間作様式は次の如くである。

包米、大豆

包米、小豆

何れも包米を主としたる間作様式を普通とし、耕作面積の四〇パーセントに達する。

播種面積割合は何れも五〇パーセント宛であるが、之を土地利用上より見るときは前者三に對し後者一の割合であると稱してゐる。即ち、包米は現在の畦幅及び株間を普通とし、單作する場合も之を變へないのが普通である。

従つて包米は一天地(六畝)に作付せられた場合は、之を六畝として利用してゐる譯であると門慶蘭は稱してゐる。又大豆は大豆單作の場合の畦幅、株間を以てすれば、二畝分の作付に過ぎない。従つて土地利用割合から云へば包米が八分の六、大豆が八分の二、即ち三對一の割合となると説明してゐる。

以上門慶蘭の理解に従へば、此の間作様式は土地利用の集約と地力の合理的維持及利用の爲に生じたものであり、

窮極の所六畝の土地を八畝として利用せんとするにあると云へるであらう。此の概念は第一區大堡及び第四區白旗に於ても同様であつた點から見て、本縣下一帯に可なり廣く信じられてゐるものと見る事が出来るのであるが、果して、包米及大豆單作の場合と、包米、大豆の間作の場合とが同様の比例を示すや否やに就いては疑問ではあるが、混播に依つて凶作時に於ける危険を少なからしめ、單位面積よりの總收益の増大を示すと同時に、地力の維持及合理的利用の爲に行はれたるものなる事は明らかである。(鳳城)】

「明治四十一年(一九〇八年)前後に於ては、包米の栽培は單作が多かりしものゝ如く、其の後包米の作付増加と土地利用の集約となるに及んで、次第に大豆との間作の形式を採るに至り、現在に於ては包米、大豆類の混播を支配的な形態となすに至つた。(鳳城)】

又莊河縣の例では、

「恐らく包米、大豆は共に最初は單作であつたものゝ如く、耕地面積の狭化と人口増加につれて、土地利用の集約度を増し包米の間に大豆が播種せられ、結局單位面積當りの總收入の増大を圖るに至つたものゝ如くである。(莊河)】

「包米と豆類の間作は支配的な様式であつて、全作付面積の七〇%を占めてゐる。(莊河)】

「間作面積の全耕作面積に對する割合は約五〇パーセントを占めてゐる。(莊河)】

と謂はれて居り、これらの地方に於て漸次混作の様式が採り入れられて來、現在では相當普遍的なものとなつてゐることを示してゐる。

(B) 小麥と黑豆との間作

之に就ての例は新民と遼中の實態調査屯の場合に見られる。同報告書によつて新民の場合を見れば次の如くで

ある。

「小麥と黑豆との間作は相當重要視すべきものである。此の間作法は、大體に於て先ず清明節頃に小麥を播種し、其の後四月中旬に至り、小麥が數寸の頃に黑豆を小麥の條と條との間に播種するものである。

小麥作の條間は一般の條間と同じく、時に之を廣くすることはないのである。故に土地利用は二倍として見るべきものである。若し氣候に恵まれるれば、或は二毛作とも發達すべきものではないかと思はれる。(新民)】

又新民縣と同様の方法は遼中縣地方に於ても見られたところであつた。

以上に於て見られた様に、包米と豆類の混作の場合に於ては、結局六畝の土地を八畝として利用し、小麥と黑豆との間作の場合に於ては、一天地の土地を二天地として丁度二倍に利用してゐる譯である。この様なことは未だ北滿地方に於ては見られないところであり、それ丈け南滿地方の場合に於ては土地利用の集約化が圖られてゐるといふことが出来る。

(3) 脱穀場の利用

之も土地利用集約化の一例である。北滿地方に於ては多くの場合、脱穀場は脱穀場として夏期もその儘に莖稈類などを積んで置く丈けであるが、南滿地方になると多くは夏期之を菜園等として利用してゐるのである。

「當地方の様に耕地面積の少ない處では、脱穀場を莖稈類の堆積場として特別に利用し得る余裕なき爲め、收穫後宅地に近い畑、或は蔬菜畑の一隅を脱穀場として使用するのであるが、精々一畝か或はそれ以下の小面積である。

(蓋平)】。

(4) 耕作の限界

新開墾地方の場合を除くれば、北滿地方でも處々に當然可耕地となる様な土地がその儘に放棄されてゐるといふ様なことは勿論なく、特殊な地方に於ける廢耕地の場合を除けば、すべての土地が出来る丈け耕地化されてゐるのであるが、その程度は矢張り南滿地方の場合と若干異つてゐる様である。南滿地方などでは、不良アルカリ土に他所からの土を運搬して客土を行つてゐるところも見受けられるし、又土地飢饉の甚だしい山岳地方などでは、ひどい傾斜面に至るまでも農耕が行はれて居り、所謂耕して山頂に至る景色は到る處に見られる現象である。

「奥地に行けば四十五度前後迄の山麓で農耕を営む場合も存在する。(敦化)」

以上に於て土地利用の集約化を示すものとして、墾幅の廣狹、混作、間作の發生、耕地の擴張等の諸事例を見たが、この外にも勿論例へば棉花、菸、粟、果實等集約化商品作物の導入、農耕法に於ける勞力の集約化及び施肥等種々集約化の方向を示すべきものが存するが、之等に就ては又別に詳しく觸れるところであるからこゝでは之を省くこととする。

棉花、菸、粟、果實等が集約化作物であるといふことに就ては今更言ふ迄も無いが、之等の場合農家にとつては、特に婦人、子供等をも含めた自家勞働力をも有利に消化し得るといふことゝ又小面積の土地によつて生活が可能になるといふこととの點に意義がある。

農耕法に於ける勞力の集約化に就ては種々のものがあり、例へば同じ施肥方法にして撒糞、律糞等の差があり、南滿地方に於てはより集約な律糞の方法がとられるに至つてゐる。又施肥そのものが北滿地方に於ては南滿地方程多く行はれてゐないのであり、南滿のものが北滿に行つて第一に氣の付くことは、農家一般に豚の糞を大切にせず自由に野邊に曝してあることであると言はれてゐる。

尙之等に關する若干の例を一般聴取調査報告書から掲げれば次の如くである。

「施肥の有無は大豆、高粱一响に付き約一石五斗の差あり、更に施肥法、律糞の場合は揚糞する場合に比し、更に一石五斗の増収が得られると言はれて居る。(盤山)」

「更に同地方(莊河)では、高粱、粟のみについて行はれるのであるが、從來から行はれてゐた反種から一度地面を耕起し畦立てしたる後に再び犁丈を(藪子を附す)を使用し播種溝を作り播種する方法を二〇—三〇年前より採用してゐる。

その理由を千文(新莊東村金廠屯)から聞けば次の如くである。

「反種は風害によつて倒伏し易く、減収を見るのであるが、此の方法(藪種)では手数はかゝるが、倒伏の恐れがなく収量が多い爲である」と稱してゐるが、此の理由に加へて人口の増加に伴ふ單位面積當りの収量増加と勞力の過剩より來る所の集約化も一應考へられるであらう。(莊河)」

「施肥方法は糞籠等を使用し壟溝に律糞(一條播)されるのが普通であり、揚糞(撒播)されるのは多忙な時に限られてゐる。(鳳城)」

第四節 耕地の分散状況

第一、耕地分散状況(事例)

前述に於ては耕地所有の配分關係を見、そこでは耕地の所有が極めて零細化されてゐる事實を見た。然しながら前述の場合に於ては、凡て一個人の所有に屬するものを一括して考へ、その耕地が現實に幾何の地片に分たれて所在してゐるかを問はなかつたのであるが、事實は後に見られる様に、零細な所有の場合には勿論、假令それが廣大な面積を所有してゐる場合も、その耕地では實に零細な多數の地片に細々と分たれてゐるのである。

耕地分散の状況は、産調資料(45)の(8)、「土地關係並に慣行篇」に示された克山縣第一七二號井に於ける耕地圖と、及び以下に示された德惠、鐵嶺、法庫、新民、黑山各調査屯に於ける耕地圖とによつて、一見明瞭に看取することが出来るであらう。

(1) 克山縣調査屯の事例

克山縣調査屯の事例に就ては、産調資料(45)の(8)、「土地關係並に慣行篇」に詳しく事例として掲げてあるので、詳細は同書第一二六頁の所有關係圖に見られる。同圖によれば、この地方は開放後未だ二十年そこそこの歴史しか持つてゐないのであるが、土地所有の細分化、耕地の分散傾向は既に相當の勢を以て進行してゐるのである。

同圖を見ると一井、一、六二〇响の土地は、大體三つの「ブロック」に分れて居り、その西半部は未だ拂下當時の大土地所有者の手中に残されて居て大面積の耕地を形成してゐるが、その東半部は既に北半部、南半部共に相當零細な部分に切り刻まれてゐるのである。分散状況を数字的に見ると次の如くである。

(イ) 西半部	一片の平均面積	二七五・七五响	(宅地を除く)
(ロ) 東北部	〃	一九・六六响	
(ハ) 東南部	〃	一二・六五响	
(ニ) 全平均	〃	一四七・八九响	

以上の様に、西半部が未だ殆んど開放當時の儘に残されてゐるので、全體の平均面積は一四七响といふ様な相當大面積のものとなつてゐるが、東北部、東南部の土地は既に相當零細な地片に分れて居り、最も小さな場合には二响或は二・五响といふ様な地片をさへ形造るに至つてゐるのである。狭い面積の中でも農耕を成る可く合理的に行はんとする見地から、耕地は凡て南北の塊に従つて細長く分割されてゐるのであるが、それが二响とか二响半とか言ふ様な零細な面積の場合には、塊の長さが既に三支里(日本里の半里)にも及んでゐるのであるから、その塊の本数は精々十數本から二十本位のものとなつて了つてゐるのである。(一本の塊で長さが二十支里あれば「大畝」一响の面積となるのであるから、長さ三支里の塊ならば七本位で一响となる譯である)。農耕技術上の觀點からは、犁丈附の役畜を使ひ廻す都合から、塊の数は二十本位を以て最少限とすると言はれてゐるから、この點から見ても耕地は既に最少限のところまで細分化されてゐると言ひ得るのである。尤も實際に於ける所有の分割は、この様な農耕技術上の制約を無視して、それを越えて行はれて行くことは勿論であり、既にこの井の場合に於ても、長さ三支里の塊が更に東西の二片に分割されむとする萌芽をさへ見せてゐるのである。(同圖参照)

(2) 德惠縣東崗家屯の事例

克山縣調査屯の場合が北滿地方の一典型を示してゐるものとすれば、この屯の場合は中滿地方の一典型を示してゐ

るものと見られるが、こゝに於ては耕地が平均的に分散し、且細分化されてゐるのを見ることが出来る。

こゝに於ては菜園と見られる小面積のものを除外して見て、全屯の總計が二五九・五〇响、地片の数が七九で、一片當りの平均が三・二八响といふ極く小さなものとなつてゐる。そして例を一號農家にとつて見ても、それは約十一片の小さな地片に分れてゐるのであり、その如何に不合理であり、農耕を阻害してゐるかを察することが出来る（第四十八表の耕地圖參照）。

(3) 鐵嶺縣畢家窩棚屯の事例

この屯の耕地は屯の東北に擴つてゐるが、その總面積は一八〇・四三八天地、地片の数は六八で、一片當りの平均は二・六六天地といふ之も極めて小さな面積に分れてゐる。そして例を鄧國珍の土地にとつて見ても、彼の土地は時に相隣して存在してゐる場合もあるが、この中で既に約二十片の小地片に分れて存在してゐるのである。（第四十九表耕地圖參照）。

(4) 法庫縣團山子屯の事例

この屯の場合は菜園を除外して、一四七・二〇天地の土地が九〇片の地片に細分され、その平均が一・六四天地といふ鐵嶺の場合よりもより一層小さなものとなつてゐる。（第五十表耕地圖參照）。

(5) 新民縣二道河子屯の事例

本屯の耕地圖はその面積が詳にされてゐないので、その詳細は判らぬがこの耕地圖を一見してもそれが極めて小地片宛に、複雑な形で分散してゐる事情を窺ふことが出来る。（第五十一表耕地圖參照）

(6) 黑山縣前孫家窩棚屯の事例

本屯は屯内の總てが孫家の同族のみによつて占められてゐるといふ特殊な屯であり、その耕地圖を見ても規則正しい分家によつて土地が漸次に分割されて來た情況を窺ふことが出来るが、その零細化及耕地の分散傾向は極めて甚だしいものであり、分家相續による耕地分割方法の不合理を如實に示してゐると言ひ得るであろう。この屯の狀況につき報告書には次の如く書かれてゐる。（第五十二表耕地圖參照）

「農家番號(九)、土地所有圖にては孫上池に示したやうに彼の所有地は五一响であつて、其の耕地は三四片に分散してゐて、一片當りの平均面積は一・五响に當る。

しかるに屯内の所有者の耕地面積は約二百八十四响であつて、それは約二三七片に分割されて居る。この場合は一片當りの平均面積は一・二二响であつて孫上池のものより少ない。これは孫上池の場合は一息子の相續が多く、分割されない比較的大段の所有地がある結果と見られる。斯く平均一片の面積一・二二响位に細分されてゐて、且つ耕地は此處彼處に點在してゐる。耕地への距離は屯内にあつて最大五滿里であるが、屯外の耕作行く場にはこれ以上になる。耕地への距離は本屯内にあつては遠きに過ぎるとは云へないが、その小面積への分散と相俟つて實際の耕作に際しては云ふべからざる不便のあることは首肯出来る。

耕地の境界は大部分の場合には明確な境界はなく、屯民にあらざれば到底窺知することさへも出来ない。加ふるに墾の長さは南北に走り三百米、或はそれ以上に及ぶから、一响の面積の墾数は、従つて三十本、二十本と耕地の幅は極めて僅少になる。この僅少な幅のうち墾が中途でなくなるものもあつて、その判別は異常な困難を感じる。現在以上の耕地細分は全然困難であり、これ以上孫一族の分化發展も困難である。此處に近年に及んで漸く出稼ぎが初つた一因もある」。(黑山)

(7) 九台縣東某家店屯の事例

中滿地方九台縣の事例に於ては全耕地 二六・二三三晌、地片數九七片、一片當面積は二・七〇晌である。(第五十三表耕地圖參照)

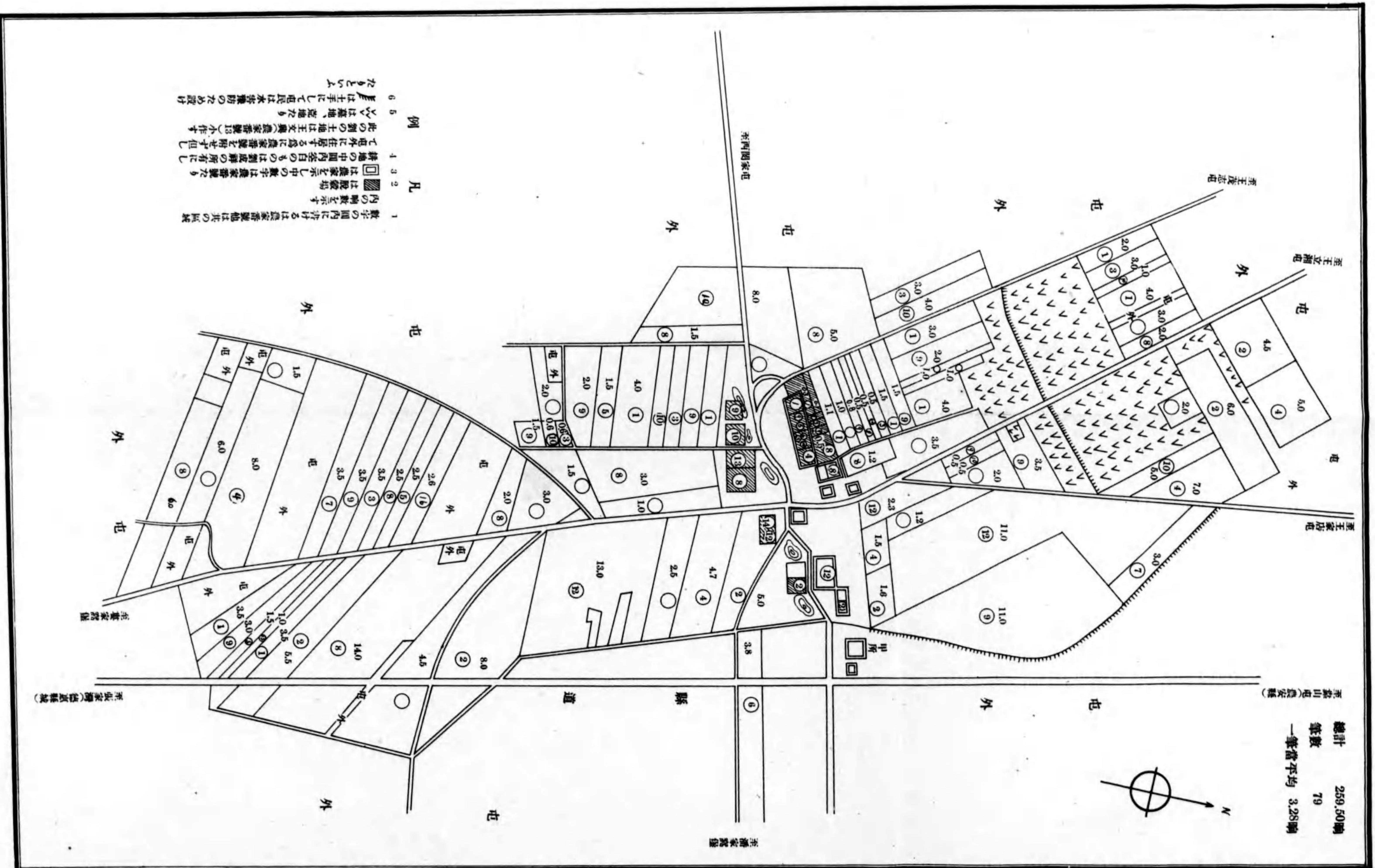
第二、耕地分散の原因

耕地の分散はそれが根本的には、土地私有權、従つて土地の自由なる處分權に原因してゐることは勿論のことであるが、それを激成してゐる直接的原因としては、種々のものが挙げられるであろう。そしてその中で最も強く働いてゐると考へられ、従つて先づ第一に擧げなければならぬのは、分割相續の場合に於ける土地の均分方法である。之に就ては既に前編(產調資料(45)の(8))に於ても述べたので、こゝで簡単に繰り返せば次の如くである。

分家に當つて土地を分割する場合には最少限均分する數丈けに土地が分割される。假令その中に例へば縣城に出て官吏となつて居り、従つて土地を分け與へられることが、單にそれを貸付地として利用する以外に道の無い様な場合でも、その者に對して矢張り同様の土地が與へられるのが普通である。尤も時には土地の代りにこの様なものに對して金錢を與へられることもあるが、この様なのは寧ろ稀な場合に屬する。

土地を分割するに當つてその中に上地、中地、下地等の別があれば、成る可く各自が上、中、下地の各々を振り當てられる様に、その各地目の土地をそれぞれ分割數丈けに均分する。勿論之を余り極端に行へば、各自が農耕に差支へを生ずる様なことになるので、農耕の便宜をも考慮して分けるのではあるが、(即ち下地に當る者は面積を少し大きくするといふ様に)彼等の「公平」の觀念からすれば、このことは寧ろ例外的なことに屬するのである。このことが

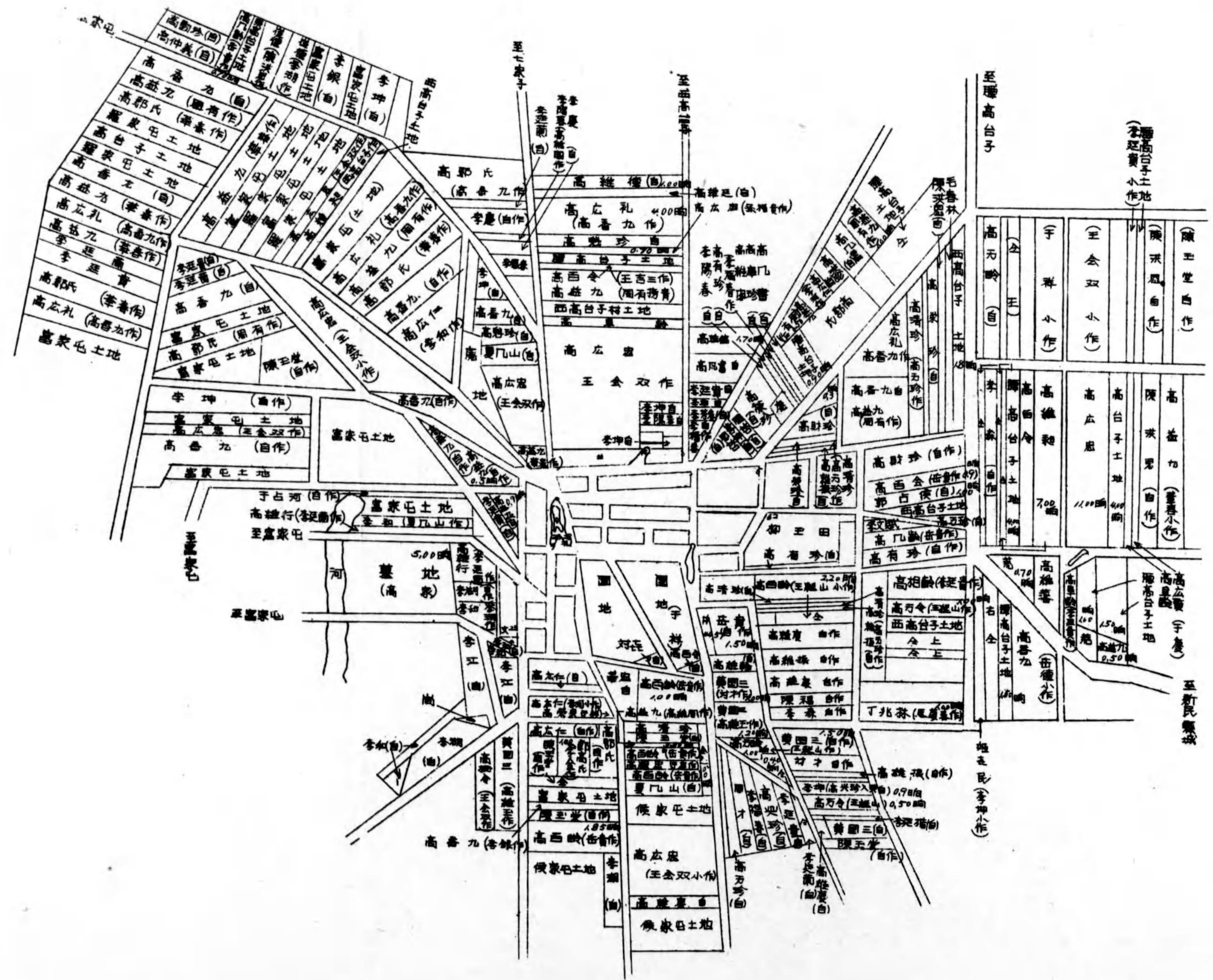
第四十八表 德惠縣東閔家屯耕地圖



1 数字の圖内に存けるは農家番號也其の區域
 内の稱數を示す
 2 斜線は學校場
 3 四角は農家を示し中の数字は農家番號なり
 4 点線の中開窓白のものは割地村の所有に
 此の割の土地は王文(農家番號13)小作
 して畑外に住居する爲に農家番號を附す但し
 5 △は荒地、空地なり
 6 ▲は土地にして屯民は本管業防のため設け
 たりといふ

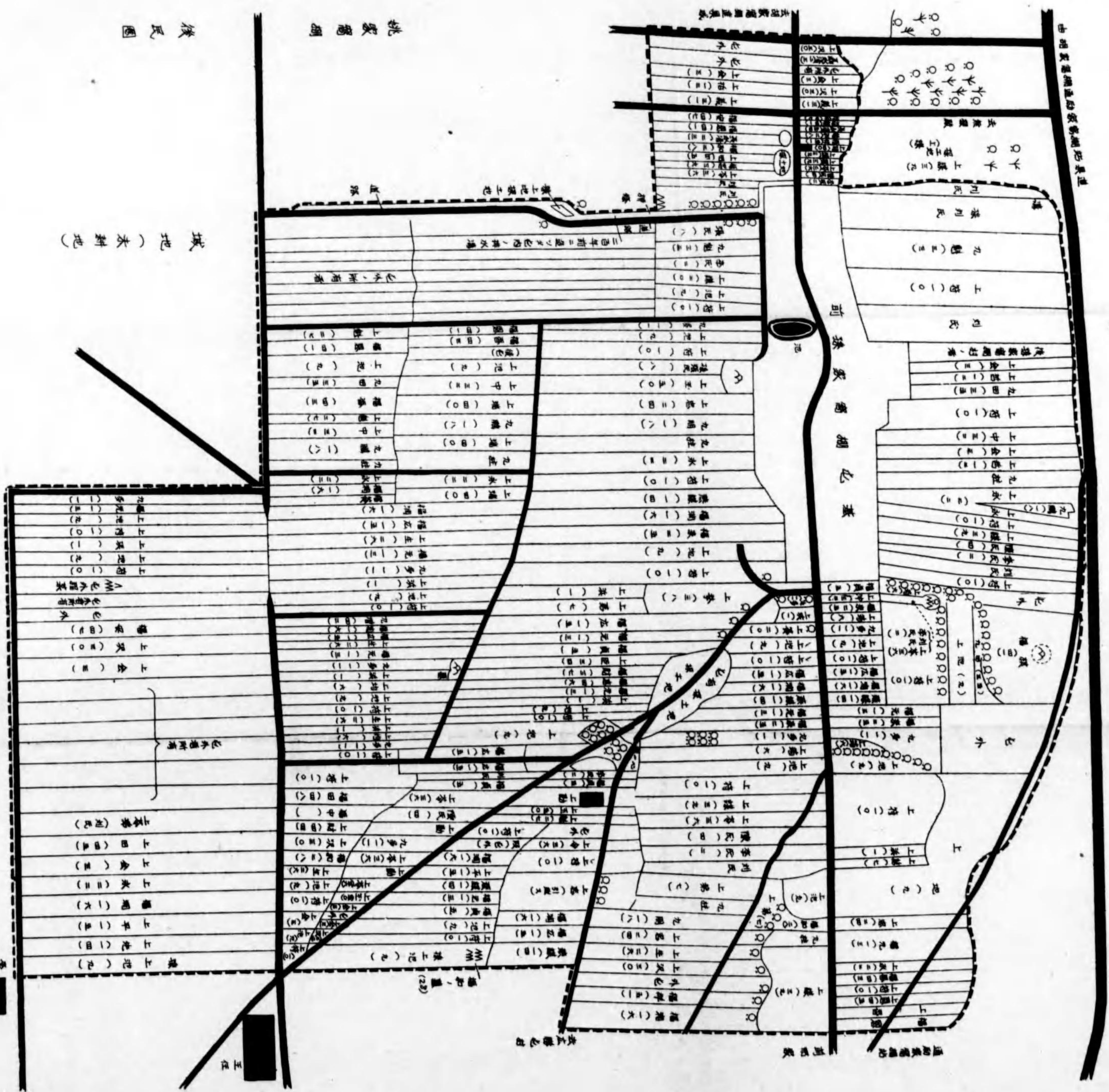
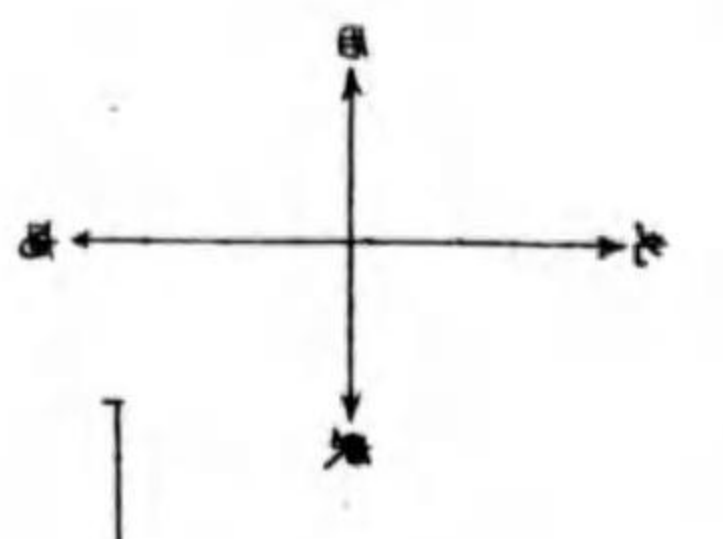
總計 259.50畝
 筆數 79
 一筆當平均 3.28畝

第五十一表 新民縣二道河子屯耕地圖



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

第五十二表 黑山縣前家窩棚屯土地所有圖



桃家窩棚
張家窩棚
城地 (未耕地)

香泉

實際に相當極端に行はれてゐることは、前掲各耕地圖に於て、各自の土地が極めて規則正しく別々に分れてゐることによつても窺ひ知ることが出来るであらう。(黒山縣の場合を見ても、孫上符と孫上池の土地は、互ひに隣合ひながら各別々に多數の地片を形成してゐる)

分割相續の場合に於ける耕地の分散は上述の如くであるが、尙夫れ以外にも土地の賣却の際に於ける分散がある。土地を賣却する場合には、勿論出来る丈けの土地は自己の手中に残して置き度いのであるから、出来る丈け少し宛の土地を賣り拂つて行くといふことは當然の成行きでなければならぬ。之は土地を出典して後賣却に移る場合でも同様である。又一方土地を買ふ方の側から考へても、屯によつては屯内總てものが資力なく、その中で例へば十响土地を賣らうとする者があつても、十响を總て一人で買入るといふことが出来ず、三、四人の者が各々一、三响宛買入るといふ様なことも屢々起ること、この様な場合は勿論耕地は極めて不規則な形で、方々に分散されることになる。

今分家と土地の細分に關する記述を一般調査報告書の中から摘記すれば次の如くである。
「分家による不動産の分配の中、土地は上、中、下地別に公平になる様按分する。東西墾の場合は東より兄、南並の場合には南より兄と分配する。」(楡樹)

「家産分割中先づ耕地の分割は、上則、中則、下則地を均等に分割するのであるが、其の爲不便を來す事は當然である。然し均等に分割されるのが普通で、若し耕地分散し經營上不便を來す場合は、豫め此の點を考慮して、分家の際話し合ひの上適當に處理し、均等に分割される様講ぜられるのである。

而して此の場合、土地を多く分與されたものは、中地、下地を分與されたものに上地との差に相當する金、或は他のものを與へる等の方法を採用してゐるのである。即ち均等分割の結果經營上に不便を來す等と言ふ將來のことに關し

ては、餘り考慮する事なく分割するのが原則であり、尙土地の分割に困難を來す場合は、共有とするもので此の場合には、其の旨分家單に記入するのである。此の如き例は、土地小面積なる事及遠距離にある場合等で、其の外墓地は其の儘共有とされ、其の地券は多くの場合、長男が所有してゐる。(鐵嶺) (報告書二二五頁)

諺に「醜妻、近地、家中寶」とある如く近地は農耕に至便である爲、自然に地味が肥沃になり加ふるに管理が容易であるから、生産力も増大し之に反して、遠地程生産力低下の傾向がある。(鐵嶺)

「財産の分配に當りては先づ第一に土地の分配を行ふ。此の場合父母の扶養として大概父母合せて一として兄弟三人なれば四分の一を扶養料として残り、残りの四分の三を三人にて分配す。第二は房子を分割す。假に兄弟三人ある時は二人にて房子を貰ひ、他の一人は金又は土地を多く貰ふこともあり、又當家一人にて房子を全部貰ひ父母と共に暮すこともある。」(海龍)

「耕地の分割は上、中、下地が成可く平等に分配され、然も同一人の土地は一ヶ所になる様適當に按配して分割する。平等に分け難い時は土地の多い者には面積を少くなくし、下地の多いものには廣い面積を與へる様に分割する。又二ヶ所に土地を所有し、何れも相當面積を有する場合は、所有地別に例へば馬家窩棚に九响づゝ廂房に十三响づゝの如く分配する。」(伊通)

第三、耕地分散の影響

耕地の分散が農耕上に與へる障害は、今更ら言ふ迄もないことであるが、それは先づ第一に大きな時間の浪費を齎らす。圃場の數が二十數片にも分れてゐる様な場合には、圃場から圃場へ歩いて行くだけでも大きな時間を要することになるであろう。又一片一片が小さな面積に細分されてゐる場合には、その塊の長さも勢ひ短く不規則なものとな

らざるを得ないから、一本一本の塊を終る毎に役畜を廻轉させる勞力や時間丈けでも、大きな損失となる譯である。又之を土地利用の上から見ても、大きな損失を齎すことは見易い理であり、各塊の終りに於て残さなければならぬ磨牛地(役畜を廻轉させる丈けの土地で普通幅五尺を残す、この部分は畢竟耕作に利用されない)の面積丈けでも相當大きなものとならざるを得ない譯である。

又以上の様な徒な時間や土地を浪費しなければならぬ許りでなく、この様なことは、より大規模な耕作方法へと移る可き可能性をも全く與へないこととなり、この方面からも生産力の發展を端的に阻害してゐるのである。

以上の様に現在の如き状態の下では、耕地の分散も不可避なこととなり、益々農耕上の不便を増すこととなつてゐるのであるが、この様な状態が不便であるといふことは農民達も充分意識してゐるのであり、而も如何とも爲し難い状態にあるのである。之等に對する救済方法として換地といふ様なことも考へられるのであり、又若干は行はれる事もあるのであるが、之は寧ろ極く稀な場合でしかなく、それも多くは宅地や菜園などに關係する場合のみに多い様である。たゞ唯一の消極的な方法としては、土地賣買の場合に於ける先買權者として、「地隣」(隣地の所有者)が同族或は典權者に次いで二位或は三位に入つて居り、やゝ優先的に自己所有地の隣地を購入し得るといふことである。之は寧ろ消極的な方法でしか無いのではあるが、この様な耕地分散の状況を知つて初めてこの様な地隣の先買權の存在も正當に理解し得ると思はれるのである。

第五節 地力の消耗と廢耕地の生成

第一、地力の消耗

地力の消耗といふことに對しては、近來漸く一般の注意が向けられ、それに對する研究や對策が發表されつゝあるもので、こゝではたゞ簡單にそれ等の結果を要約するに止めよう。滿洲の土地の生産力が、一部新開墾地の様な特殊な地方を除けば、南滿、北滿を通じて、相當大きな割合を以て減退傾向を示しつゝあるといふ事は、今や周知の事實である。

(註) 地力の減退傾向に就ては、産業部月報第二卷七號山下肇氏「地力の維持より觀たる現在の肥料及輪作と莖稈類の生産處分に就て」參照。

地力の減退傾向に就て、こゝに注意されなければならない事は、地域的には南滿は北滿に比して、より減退傾向が強く、又作物の種類に就て謂へば、高粱、粟、玉蜀黍等といふ様な自給作物に於ては、商品化作物に於けるよりも、より減退傾向が強く現はれてゐるといふ事である。

此の様な地力消耗の原因に就ては、一口に在來農法に依る掠奪農法の結果であると謂はれてゐるが、問題はいふ迄もなく如何にして此の様な掠奪農法が行はなければならないかといふ點にあるであらう。そして此の場合、先づ第一に考へられなければならない事は、滿洲では南滿北滿を通じて、土地の配分關係が極めて不均衡であり、大多數の經營といふものは全く自家勞力さへも完全に消化し得ない様な極く零細なものであり、そこに於ては最早合理的經營等といふ事は思ひもよらぬ様な状態に置かれてゐるといふことである。そして此様な貧困な經營の場合に於ては、役畜の不足から在來の方法による土糞の施用さへもが不可能となつて居り、只管に人間勞働をその中に注ぎ込んで、それ

に依つてのみ少しでも多くものを生産しようといふ努力に駆られて居るのである。又土地が過少に分割されてゐる場合には、その一定面積の中から出来るだけ多くの収入を得なければならぬ關係上、勢ひより集約的な作物を求めざるを得ないのであり、その爲に在來の方法に依る唯一の地力維持法である作物の輪作關係さへもが破壊される結果となり、地力は愈々益々減退せざるを得ない事になるのである。以上は過少經營の場合であつたが、特に北滿の場合に見られる様な大規模經營の場合に於てさへも、在來の如き三・四年に一回の土糞の施肥、及適當な輪作關係の維持のみに依つては、從來迄の地力を維持する事は出来ないものであり、この場合に於ても地力の減退は程度の差こそあれ、同様に行はれてゐるのである。

又地力の減退といふ事に關しては、現在、南滿、北滿を通じて行はれてゐる、小作人にとつては誠に苛酷な封建的小作關係の存在といふ事が大きな役割を持つてゐる。全收穫量の四割、五割、或はそれ以上にも及ぶ様な高率な小作料、作物の生育期間中でさへなければ何時取り上げられても文句の云へない様な無權利な小作人の状態、この様な條件の下に於ては彼等小作人達は何としても地力維持を圖る事が出来ないものである。然も此の様な小作關係の存在といふものは、全地域の凡そ半分にも及んでゐるのであり、之等の部分に於ては、上述の様に全く地力の維持といふ事は顧みられず、只管に掠奪一方の耕作が繰り返されてゐるのである。小作人達は先づ貧困である爲に、肥料をやり度くてもやれないのであり、第二には若しやろうと思つても、何時取り上げられるか分らないといふ不安心の爲に肥料を施さないものである。若しも小作料が極めて低率であり、實際耕作者の地位が強く、小作人の地位といふものが安定してゐるものであるならば、假令土地の所有は細分化されてゐても、小作する事に依つて前述の様な過少經營の弊を救ひ得るのであるが、事實は正に逆であつて、兩者は共に絡み合ひ、益々掠奪農法に依る地力の減退に拍車をか

けてゐる状態である。

第二、廢耕地の生成

一口に廢耕地と謂はれてゐるものの中にも、一時的廢耕地であるか、永久的廢耕地であるか、政治經濟的原因に依つて廢耕地となつたものであるか、自然的原因に依つて廢耕地となつたものであるか等、色々のものが擧げられるであらう。滿洲事變當時には、治安の悪化、農民の逃亡等に依つて、多數の土地が廢耕に歸し、作付面積の統計に依れば、事變當時、一九三一年には、一千三百七十三萬陌餘あつたものが、翌年には一千二百六十六萬陌餘となつて、約一割近くの減少を見せ、百萬陌程の廢耕地を生ずるに至つた事となつてゐる。事變當時の廢耕地は、勿論直接的には治安の悪化に依る農民の逃亡或は耕作不能といふ事もあるが、より大きな原因として擧げられなければならないのは事變に依る混亂と、穀價の下落に依る農村經濟の破壊に依つて、農民達が全く恐慌のどん底に突き落され、耕作するにも春耕資金や食料を持つてゐなかつたといふ事に原因するのである。其の後政府當局に依る春耕資金の貸出しや、穀價の恢復に依つて、大面積の廢耕地は急速に恢復したが、尙非常時状態を脱してゐない地方や、集團部落が大規模に建設された地方等では、此の種の廢耕地の恢復といふ事が、今尙大きな問題となつてゐるのである。集團部落の建設された地方に於ては、集團部落といふものが、従来の散在農家が主として自己の圃場への距離を按じて作られてある關係が無視されて、集家されたものである關係上、住居と圃場との關係に無理を生じて、その爲に耕作し度くても耕作出来ぬといふ結果を見、その種の廢耕地を多數生じたのであるが、之等の場合に於てさへも、より大きな問題は寧ろその様な非常時の手段に依つて、農民の經濟が根底から破壊され、例へば耕し得る範圍内に耕地があつて

も、耕すだけの春耕資金や役畜、食料等が無いといふ事なのである。例へば現に敦化、磐石等の地方に於ては此の様な状態を示してゐるのである。

以上は謂はば一時的廢耕地とでもいふべきものであるが、その外に尙遼河流域地方や熱河地方等では、風害、水害等に依る廢耕地の生成が見受けられる。通遼縣、新民縣では、毎年々々風に依つて蒙古の沙漠地帯から砂が吹き送られ、又遼河、柳河等に依つて押し流されて來た上流地方の砂が、風に依つて更に附近に飛散する爲に、所謂沙崗地といふ様な砂丘を作つたり、立派な耕地の上を砂が埋めたりして、全く耕作出来ぬ様な廢耕地が増加しつゝあるのである。此の様な地方の農民達は、勿論植樹に依つて砂の飛來を若干でも防ぎ得るといふ事を知つて居り、又それを相當よく實行してゐる様であるが、未だ植樹工作、治水工作等は、徹底的に行はなければならない状態にある。

又熱河地方等に於ては、農民達に依る亂暴な樹木の濫伐の爲に、山は既に全くの秃山と化して居り、益々地表の土は洗ひ流され、又各所に地隙を生じて、その爲の廢耕地を各所に生ずるに至つてゐる。この様な現象は、特に熱河に於て甚だしいのであるが、何も熱河に限らず各所に見られる事であり、樹木の濫伐、極端に山の上述の耕作等に依つて、土地の荒廢を惹き起しつゝあるのである。

今特に熱河の調査地の報告書から、二種の資料を求むれば次に見られる如くである。「廢耕地は曠外地方に特に多い。大體縣公署による數字は康徳二年の廢耕地二一〇、五八九畝である。大灘地方は治安關係に因する農村疲弊のため廢耕されたもの多く、年々復舊して居るのであるが、曠裡に於ては地勢關係で、山腹、河副ひに出來た廢耕地で、面積は餘り大きくないが復舊困難である。」(豐寧縣)

「熱河の地勢が憂へられて居るのは、秃山であつて、この部は常に土砂が流去されて次第に土壤層が薄くなり、既

に母岩露はになつて居る所も多い。即ち累年の雨水により、

一、耕土の流去 山腹耕地は或期間耕作すると休耕又は廢耕となる。

二、河添地は礫の流入によりて廢耕となる。

三、平地も土砂、礫の流入により小面積廢耕。

これが長期間に亘つての廢耕地の成因となるので、その対策としては、植林が考へられて居るのである。(豐寧) 「山岳は母岩露はで樹木茂れるものなく、唯灌木や雜草が覆ふ程度で、中腹以下の傾斜ゆるやかな所が耕起されてゐる。(豐寧)

「廢耕地の發生原因は雨水其の他の水害による場合が最も多いのである。

○河添地區では一時に大面積が廢耕となるので、民國六年(一九一七年)の水害では各地に廢耕地が出来、「沙土地」に於ても五〇〇畝の土地が白砂に覆はれ廢耕地となつたのである。

○山地に於ては降雨ある度に、土砂流されて耕地が瘠薄となり、山頂近くより段々と廢耕され、亦地變となつて廢耕されるのである。

○平地では部分的濕地で一年二年の休耕のものがある外、耕地の一部が直角につえ込んで地變となり、又雨水により土砂流されて部分的に「扇狀地」か「三角洲」に似た形の廢耕地が出来て居る。亦「地溝」「地壘」の如きものもある。

發生年代は河の氾濫の場合の如く、はつきりしてゐるので、長年月間の雨水其他の爲に發生するのである。

山間には疲弊して村を立退く者多く、爲に廢耕地が増加すると云ふ處もある。

「張馬子溝」などがそれで二荒地と稱する面積が三〇〇畝の全屯耕地に對して四〇畝存する。

廢耕地の復舊であるが、河添で土砂流れ込んだ耕地は十年位経て耕地として利用される。又地變帯では一度地變生じて廢耕せるものを石垣などを築いて利用して居る地方もある。山間地でも二荒地でも數年後耕起作付して二年—三年利用する等の各種の方法が行はるのである。」

「山地の耕土が洗ひ去られ砂礫を混じて平地耕地を覆ふので山腹、平地共に耕地悪くなる。」(熱河省寧城縣)

「耕種法を複雑にし雜多な方法に變へてゐるものに「地變」がある。各地の地變地帯を見る時、その農耕上幾多の

支障あるを感付くのである。即ち

一、畦(壟)の走向が雜多に亂れ、唯耕土の流去されない事のみを考へて、短い壟が東西南北に交錯してゐる。

二、耕地が極めて不整形で、農耕作業困難である。

三、耕地の縁は耕土の流去されない様に、雜草の堤を未耕のまま残す。

四、幾條かの地變の走向に直角に溝を造り、地變間の耕作の危険を防ぐ。

五、舊地變の小さいものは石垣にてつなぎ、其の間に耕土を運びて農耕をなしてゐる等、各地で種々な考慮がなされて居るのである。」(寧城縣)

「四十年前迄は此の附近一帯は樹木繁茂し、禽獸も多く住み、漢農の入る者も僅かに林木伐採を目的とする一、二戸に過ぎなかつたが、其の後次第に移住農戸を加へて、民國初め頃には四十戸位の農耕者が定住するようになった。此の間附近の林木は急速に伐採し盡され、民國五年頃には既に今日見る様な秃山になつて了つたと云ふ。」(寧城縣) 「……従つて光緒中葉の清朝殖民實邊政策による漢人の關外移出獎勵にも拘らず、現地の狀勢は既に新來者を抱擁す

る餘地を持たなかつたので、勢ひ從來農耕地として顧みられなかつた山岳地帯が新來者の継り得る唯一の場所であつた。然し此の山岳の自然條件の性格は漢農の本來的掠奪性の前に遺憾なくその脆弱性を暴露し、民國十年以後には遂に耕地を放棄するの止むなきに至り、人口は年々に減少の傾向にある。(主として林西方面の未墾地を指して移住する。)(寧城縣)

第六節 地 價

第一、地價の形成

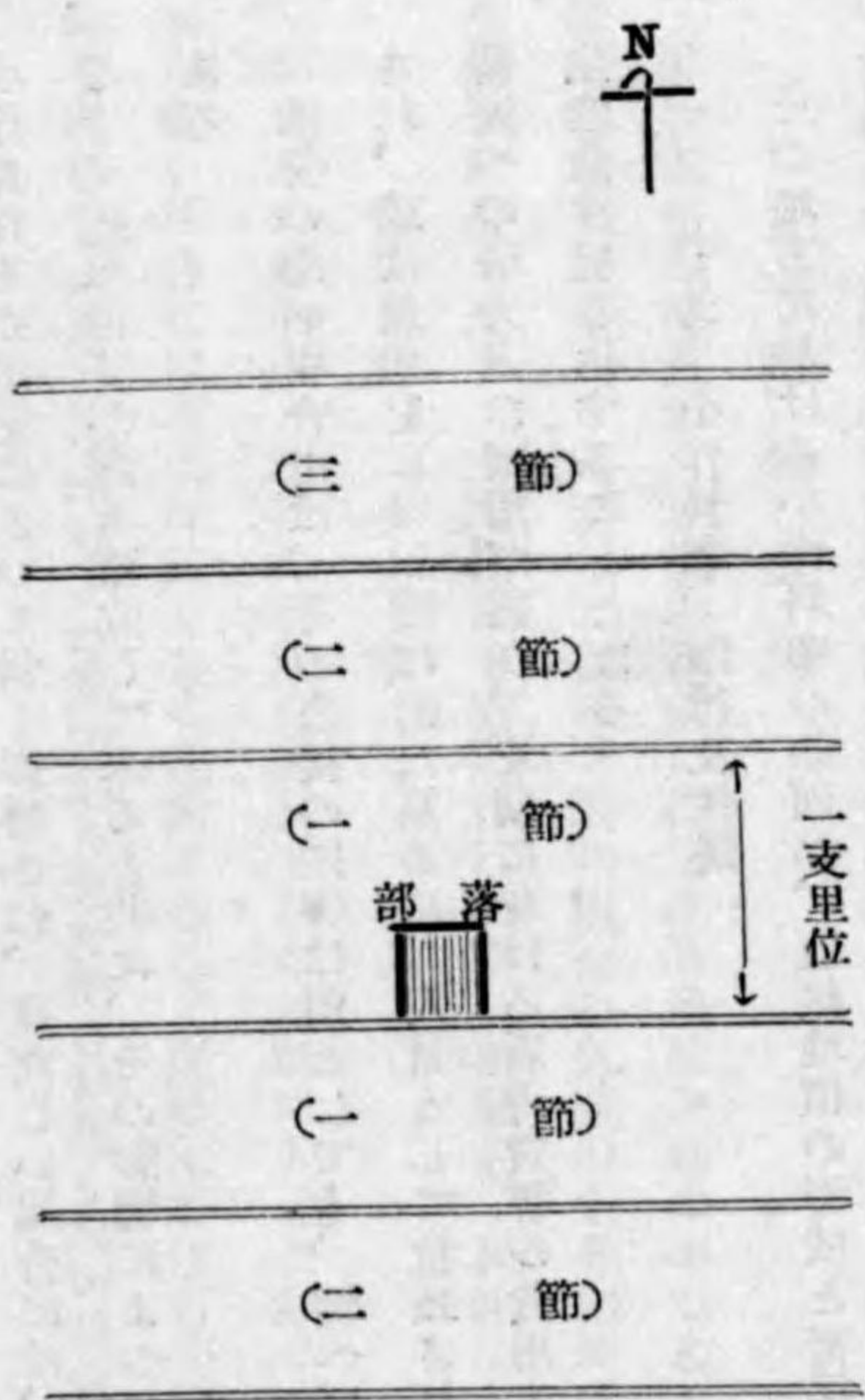
土地は元來労働の生産物ではなく、従つてそれ自身價値を持つものではないが、土地所有者が土地所有に基づく收益を資本化する可能性を得ることによつて、土地價格を生ずる。一般的には土地價格は地代收入を一般資本利子の高さによつて資本に還元した額であるが、滿洲の如き場合に於ては、資本は未だ農業の領域にまで深く浸透して居らず、従つて土地は單純な資本主義的生產手段としての土地の性質も、又商品としての流通性も充分に備へて居らず、多分にこゝに於ける社會的經濟的諸關係の特質を與へられてゐるので、現實の地價は以上の様にしかく簡單には決せられず、種々なる諸條件を反映して決せられざるを得ない。そして夫等諸條件の中でも、こゝに特に擧げられなければならないことは、こゝに於ては土地所有の配分が極めて不均等である爲めに、土地無所有者及び零細土地所有者の側に於ては、極めて激しい土地の缺乏と従つて土地に對する需要とがあり、彼等は全く收益を得んが爲めに土地を獲得しようとするのではなく、たゞ單に土地獲得による小農的最低生活水準の確保を目的とし、その爲めには投下資本に對する利子といふ様な觀念は勿論、正常な勞賃の一部をさへ放棄するを辭しない状態に置かれてゐるといふことである。つまりこの様な土地配分關係や小農經營の支配してゐるところでは、土地價格は前述の様な資本化された標準をはるかに越えて高いものとなつてゐるのである。

以上は一般的な事實であるが、次には地價の形成に作用すると思はれる直接的な諸要因を擧げて、現實の地價を見る場合の何等かの参考に供しよう。

(1) 位置及交通上の條件

位置及交通上の條件は、特に例へば交通便利な地方は治安もよく従つて又穀價も高く、且又耕地も不足してゐるといふ具合に、他の諸條件と密接に關聯してゐるので、地價の相違といふ場合には最も強く表面に現はれて來る。然し單に位置及び交通上の條件だけに問題を限つて見れば、それは結局中心市場までの經濟的な距離といふことであり、それは具體的に農民の農産物賣却に對する手取價格の相違及び購入必需品の價格の相違として現はれる。そしてその影響の強さは、農家の經濟が、貨幣經濟化して行くことの大きさに比例する譯である。中心市場までの經濟的な距離としては、屯(部落)から鐵道沿線までの距離と鐵道による中心市場までの距離との二つに分けて考へられるが、特に鐵道の果してゐる經濟的な役割に付ては注意されなければならないであろう。屯から鐵道沿線までの距離については、既に販賣並に購入事情篇(產調資料45の(4))で述べられたところであるが、農民の搬出費としては運搬費、宿泊費等の外に途中に於ける治安等の條件も考慮に入れられねばならず、又沿線から離れた地方市場と關聯を持つてゐる場合には、地方の糧棧或は雜貨舖等の不當の利潤も考慮に入れられなければならない。鐵道による中心市場までの距離は、言ふ迄もなく運賃に現はれる譯であり、運賃率の變化及び鐵道開通による出廻地の變化等が直接の影響を持つ。特に滿洲の如き場合に於ては、鐵道の占むる役割は決定的の重要性を占め、運賃率の如何は直ちにその地方の開發、地方民の經濟状態に影響を及ぼさざるを得ない。(鐵道の開通が地價を高める現象に就ては、現在でも新線の敷設された地方に隨所に見られるところであり、その爲めに附近一帯の地價は急激に騰貴し、土地投機さへも行はれる。)

以上は屯から地方市場或は中心市場までの問題であつたが、位置による條件の相違としてはこの外に、部落からその土地即ち圃場に至るまでの距離も亦その土地の價格を決定する條件となる。普通屯内に於ける耕地の位置を示す爲めには、「節」及「段」なる言葉が用ひられ、その節の如何によつて、地價のみならず小作條件等の相違も見受けられることがある。節の區劃は、その土地の位置、地形或は農家の都合(篤農家の場合は大きく區劃するともいふ)等によつて異り、一定したものでは勿論ないのであるが、大抵屯からの距離によつて、南北に一支里位の距離に、圃場を區劃してゐる様である。之は一つには農耕上の能率からも來て居るであろうし、又土地の面積を明瞭ならしめる上からも來て居るものであろうと思はれるが、この節の如何即ち部落からの距離の如何によつて、同様の土地でも若干地價の差が見受けられるのである。又多くの場合には、屯から距離の遠さから従つて治安も悪くなることが多い。「段」



の名稱は主として東西の區劃に用ひられ、土地の位置を示す場合には、例へば第何節、誰某の段の土地といふ様に呼んでゐるのが普通である。

(2) 治安

治安の如何が、地價のみならず農耕生産、小作條件等に強く影響を與へてゐることは勿論のことであり、治安の悪い場合には、他の條件が如何によくとも、土地は廢耕に歸せられ、土地を賣り度くとも、買手がないといふ状態に陥る譯である。

小作条件も亦治安によつて強く影響され、甚だしい場合には、「白租」即ち小作料のない場合も見受けられるのである。又近來治安が漸次確立して來ると共に、その影響によつて地價が騰貴してゐる例も隨處に見受けられる所である。

治安の悪い場合には、その直接の匪害は別としても、例へば播種はしたけれ共、除草或は收穫が出来ずに放棄廢耕され、或は無理をして收穫に出た爲めに、人質として拉致されるといふ様なこともある譯である。又それが爲めに自衛團への勞力及び費用が嵩み、夏期に於ける看青費等の費用も多くなり、結局之等のことは農民の負擔を増加して、生産條件を悪化することとなる。

(3) 小作料率、慣行及住民

その地方に於ける小作料率の如何が、直接地價の形成と密接な關係にある事は、既に前述の如くであり、又具體的な地價と小作料の關係に就ては後に見られる如くである。小作料率は後述の土地過不足狀況と直接に關係し、土地の不足してゐる所では小作料率も、地價も高く、之に反して土地はあるが、その小作人に缺乏してゐるといふ様な地方、例へば事變當時に於ける北滿の治安悪しき地方や新開拓地方では小作料率も極めて安く、地價も甚だ低廉であつた。

然し地價との關係に就て云へば、それに影響するのは、單に小作料率だけではなく、廣い意味での小作慣行、或はその他雇傭條件、村費、家賃、其他共同利用地の利用に關する慣行とか、又その土地に於ける住民の如何迄も看過する事の出来ない要因として加つてくる。

即ち例へば富農中心の色彩の非常に強い屯などに於ては、その中心人物の如何が關係するし、又地主が土地を購入

する場合などに於ては、その土地を小作してゐる小作人の人物如何迄も、亦一つの地價決定要因として考へられてゐるのである。

(4) 土地の生産力

地價をいふ場合には、普通土地の生産力に従つて、上地、中地、下地、荒地等と呼んでゐるが、實際にはその種々なる相異に従つて、具體的に決定せられる譯であり、大面積の場合には、上地も下地も均して一响幾何と定められることも多く、又耕地に荒地が附置してゐる様な場合には、その荒地をも含めて賣買されるのが普通である。

又荒地も地價を有してゐること勿論であるが、中には地券丈けあつて荒地を所有してゐるが、それはたゞ單に租稅負擔をかけられる許りで、實際に耕して收益を得ることが不可能であるといふ爲めに、無償でもいゝから地券を買つてくれといふ様な特殊な例もないことはない。

(5) 穀物價格

穀物價格の騰落が、地價の高低に作用する事は勿論の事であり、又地域的には穀物價格の地域的相違が、地價の地域的相違を最も強く支配してゐる。穀物價格の急激の上昇期には、土地價格の騰貴を見越して土地投資や土地擔保の金融が旺盛となり、土地投機も盛に行はれる。事變前、民國十七、八年頃の狀況は、正にかくの如き状態であつた。

(6) 利子率

利子率の如何が、地價の形成に参加する事は既に前述の如くであり、利子率が高い場合には地價は安く、逆に利子率の低い場合には地價は高くなる傾向にある。農村に於ける一般の利子率が三割、四割といふ様に極めて高率であるにも拘らず、地價と小作料との關係から見た割合が然く高い割合を示さないのは、後に見る様な滿洲農業の特殊性、土

地の缺乏と小農經營の存在から説明される。一般的に云つて利率は將來低下する傾向にあると云ひ得るから、此の方面からみすれば地價は一般に騰貴する傾向にあると云ひ得るであらう。

(7) 土地の過不足

土地の過不足といふ言葉は、適當でないかも知れないが、現在滿洲の全地域を取つて考へると、或る地方では絶對的にも土地が極めて不足し、所謂土地飢饉の状態を現出してゐる様な地方もあり、又特に新しい開拓地方の場合には、土地はあり乍ら、それを開發すべき資本と勞力に不足してゐるといふ様な状況で、極めて不均衡な状態を示してゐると思はれる。又以上の様な地域的な觀察からでなく、同一地域の内部を見ても、そこに於ては土地の所有が極めて偏在してゐる爲に、同一地域の中で一方には有餘る程の土地があり乍ら、他方では多くの者が、全くの土地飢饉の中に置かれてゐるといふ様な状態を示してゐる。前者の場合には地價の地域的相違を説明する一要因となるが、後者の場合は勿論、地價の地域的相違を示す所以とはならない。要するにこの様な土地飢饉の状態、従つて土地獲得に對する火の如き熱望といふものは、一般的に地價を高める一要因となつて働いてゐるのである。又彼等の場合にあつてはその經營は決して利潤を目的とする資本主義的經營ではない。多くの場合には自己搾取になつてもその經營を續けて行く小農的な經營であり、従つて此の場合には既に前述した様に、地價が利潤との脱み合ひに依つて考へられるのではなく、只單にそれによつて最低の生活水準を得ようとする願望と、その有する能力によつて地價を考へるのである。従つてこの場合には、一般利率との關係を遙かに乗り越えて高價なものとなり、前述の様な地價と一般利率との關係が破られる。

以上に於て地價の形成に参加する諸要因を見たが、之等の諸要因の判斷からする結論は、將來は一般に地價が騰貴

する傾向にあるといふ事であらう。地價はいふ迄もなく、それ自身全く非生産的な支出であり、地價が高くなるといふ事は、それだけ生産的な方面に振り向けらるべき資本が非生産的な方面に向けられて削減されるといふ事であるから、地價の高騰それ自身が決して喜ばしいことではないことは勿論である。

第二、地域別地價

全滿に於ける地域別地價を見る爲めに、少し古くなつたが公主嶺農事試験場の行つた調査結果及び地籍整理局の行つた調査の結果をこゝに借用すれば次の如くである。

(一) 公主嶺農事試験場調査

詳細は農事試験場研究時報第二四號「滿洲に於ける主要農産物及耕地の等價圏」参照。同調査は昭和十二年（康德四年）十二月一日から同一〇日までの間に行はれ、縣公署、滿鐵社線及國線の主要驛に依囑して行はれたものである。

尙又同書に掲げられた耕地價格の等價圏圖に對する説明をこゝに引用すれば次の如くである。

「耕地等價圏も穀物（等價圏）の場合と同様に奉天以南の滿鐵線、安奉線、奉山線の各沿線地帯が高値圏をなし、之等の接續地帯及熱河省等之に亞ぎ、京濱線、濱北線を中軸とする一帯の地域が更に之に亞いでゐる。鄭白線、齊白線沿線以西のアルカリ乃至乾燥地帯や北部及西北部の未だ開拓の充分進まざる地域が、最低値圏を示してゐる。耕地價格も一般商品と同様の需要、供給の原則によつて決定せられるものである限り、その價格は大體人口の密度を反映するものとも云ふ事が出来る。又耕地の價格は當該地の収益が基準となるべきものであるとすれば、耕地等價圏は前

第五十四表 全滿耕地價格(陌當) (圓) (其ノ二)

地方別	畑			水田	地方別	畑			水田
	上地	中地	下地			上地	中地	下地	
扶餘	420	120	90	70	寧年	112	84	63	—
陶賴昭	559	280	84	84	林甸	106	59	21	—
三岔河	559	490	350	210	依安	—	84	63	—
永吉	699	420	210	420	訥河	—	195	140	—
禪皮廠	490	350	336	482	墨爾根	140	126	98	—
九站	420	336	252	392	克山	350	210	84	—
水曲柳	252	168	84	133	泰安	224	128	112	70
小城	266	195	140	280	明水	347	236	125	167
新站	280	210	140	280	克東	266	195	112	—
敦化	168	112	70	168	拜泉	210	140	98	84
禪甸	300	200	150	300	北安	210	140	112	—
磐石	210	98	42	168	龍鎮	140	98	98	—
榆樹	839	420	112	559	大賚	420	308	112	—
懷德	350	210	140	280	醴泉	77	49	28	77
范家屯	392	336	280	252	鎮東	112	84	56	105
郭爾羅斯前旗	230	126	70	252	開通	42	28	24	—
前郭旗	629	350	70	—	贛榆	35	28	24	—
龍江省					洮南	168	112	70	182
龍江	—	—	63	—	洮安	350	210	112	140
昂昂溪	80	55	35	—	杜爾伯特	77	42	28	—
泰來	252	140	42	98	濱江省				
江橋	63	53	28	—	阿城	420	280	140	168
泰康	28	21	17	—	賓	130	100	89	150
景星	56	42	35	35	雙城	699	420	210	—
甘南	77	59	42	49	拉林	559	420	210	210

1111

第五十四表 全滿耕地價格(陌當) (圓) (其ノ一)

地方別	畑			水田	地方別	畑			水田
	上地	中地	下地			上地	中地	下地	
奉天省					清原	279	140	84	279
奉天	839	671	503	1,007	南雜木	—	—	—	838
蘇家屯	1,174	965	587	545	西豐	1,007	671	336	839
新臺子	1,007	535	202	336	昌圖	587	419	218	252
新城子	1,007	755	336	1,007	梨樹	420	350	280	350
孤家子	839	671	503	—	四平街	559	420	140	490
深井子	450	400	300	—	蛇牛哨	199	490	280	559
遼陽	1,007	755	537	1,007	雙山	140	84	42	—
鞍山	1,342	1,007	559	344	遼源	112	84	56	—
煙臺	1,342	928	507	336	茂林	84	56	28	—
遼中	1,258	839	503	671	海龍	554	470	419	419
本溪	1,676	1,117	587	1,397	梅河口	—	419	386	545
橋頭	1,897	1,117	838	2,235	山城鎮	336	302	268	336
南坎	1,676	1,117	838	—	東豐	476	359	257	596
撫順	1,117	838	559	1,117	西安	—	185	143	336
鐵嶺	923	671	419	587	吉林省				
開原	671	503	336	419	長春	448	364	322	420
新民	671	336	134	503	雙陽	420	280	140	420
法庫	—	419	252	336	伊通	420	350	280	350
康平	1,342	280	210	210	德惠	559	420	280	112
海城	257	1,007	671	1,007	密門	559	200	336	820
營口	275	240	60	325	卡倫	559	392	280	140
河北	1,091	923	755	940	農安	559	280	140	—
蓋平	9,816	1,257	978	978	長嶺	490	280	140	629
復	1,397	838	419	1,816	乾安	28	14	7	—

1111

第五十四表 全滿耕地價格(陌當) (圓) (其ノ四)

地方別	畑			水田	地方別	畑			水田
	上地	中地	下地			上地	中地	下地	
安圖	67	50	25	67	連山	1,426	1,134	923	—
通化省					興城	1,091	839	671	—
通化	210	126	84	252	綏中	1,170	845	670	—
臨江	838	671	503	1,006	山海關	1,007	755	503	—
長白	839	587	336	1,007	義	1,174	839	503	—
撫松	—	—	67	252	北鎮	755	503	419	—
輝南	503	336	168	336	溝帮子	671	503	252	—
金川	235	202	168	218	盤山	545	403	210	713
柳河	698	559	503	698	臺安	419	336	218	—
濛江	70	60	40	80	彰武	419	302	134	336
輯安	560	569	488	732	朝陽	839	587	252	671
安東省					金嶺寺	503	336	168	503
安東	1,463	1,138	813	1,382	阜新	419	252	117	—
蛤蟆塘	1,117	838	700	1,397	海州	503	336	252	—
鳳城	978	838	559	978	新立屯	587	420	210	—
草河口	911	642	321	1,117	熱河省				
岫巖	680	540	310	680	灤平	1,007	671	336	336
莊河	1,120	840	560	840	隆化	671	587	420	503
寬甸	—	509	393	562	建昌	671	603	336	—
桓仁	—	559	419	559	赤峰	639	503	117	—
湯山城	838	614	419	894	圍場	833	417	117	167
錦州省					建平	400	100	20	200
錦	1,007	839	671	—	平泉	999	490	210	364
女兒河	1,091	1,007	839	—	烏丹	133	67	83	—
錦西	1,258	1,074	587	—	興安東省				

第五十四表 全滿耕地價格(陌當) (圓) (其ノ三)

地方別	畑			水田	地方別	畑			水田
	上地	中地	下地			上地	中地	下地	
帽兒山	77	63	35	70	饒河	60	50	40	80
山河屯	280	210	140	140	通河	168	91	97	84
珠河	280	210	140	280	鳳山	53	49	42	—
一面坡	336	280	70	363	湯原	168	112	42	112
葦河	126	98	63	140	蘿北	121	76	45	45
延壽	111	90	69	90	佳木斯	168	98	70	—
呼蘭	629	336	140	—	綏濱	67	45	22	—
巴彥	420	364	70	392	牡丹江省				
木蘭	490	98	42	112	寧安	350	252	84	98
蘭西	490	280	98	—	稜稜	200	150	80	180
綏化	559	350	210	—	下城子	112	70	42	98
安達	—	210	56	—	密山	140	84	56	112
望奎	336	210	84	84	虎林	252	210	168	280
慶城	420	280	140	350	黑河省				
海倫	559	350	140	280	瑯琿	42	35	28	70
滿溝	280	210	98	—	奇克	21	14	7	—
綏稜	350	210	140	140	烏雲	35	68	21	35
鐵嶺	49	42	35	91	遜河	35	28	21	42
郭爾羅斯旗	231	185	122	—	間島省				
後旗	420	224	112	—	延吉	450	298	144	473
東					龍井	839	559	98	699
三江省					圖們	559	280	112	—
方正	420	280	140	280	春陽	140	84	56	105
依蘭	168	112	56	112	汪清	490	350	112	420
千振	49	35	28	210	和龍	615	350	98	420
勃利	210	168	112	280					

第五十四表 全滿耕地價格(陌當)(圓) (其ノ五)

地方別	畑			水田	地方別	畑			水田
	上地	中地	下地			上地	中地	下地	
阿榮族	84	63	42	—	巴林	84	50	25	117
莫力達瓦族	168	98	63	—	左克騰	336	252	67	—
興安南省					奈曼	134	101	50	—
庫倫	50	17	8	—	開魯	84	42	25	—
扎蘭屯	50	34	13	—	扎魯特	67	13	10	—
王爺廟	140	98	70	70	林要	67	50	34	—
扎賚特旗	140	105	63	154	關東州				
通遼	252	168	84	—	旅順	1,676	1,117	558	1,117
大罕	25	21	15	21	金州	2,282	1,497	780	2,475
興安西省					普蘭店	2,075	1,422	780	1,248
阿爾科	202	134	84	—					

項の穀物等價圖と大體に於てその傾向を同じくする事が想像せられるが、別掲耕地等價圖はより之等に吻合してゐる事が見られる。

(一) 地籍整理局による調査

(1) 「康德二年度全滿土地賣買價格並主要農産物收穫量調査表」(康德三年十一月、地籍整理局)に據る。

(2) 調査方法は、各縣公署に對してその調査方を依頼してなされた。

(3) 單位は「畝」。耕地のみの地價を摘録した。地價は縣内の各區別に調査されてゐるが、こゝでは全體として上、中、下地別にその最高、最低を記入した。即ち上、中、下地の差別も各地域によつて各々その基準を異にしてゐる譯である。

縣別	上地	中地	下地	城地
營口縣	20-40	15-30	12-22	5-15
復遼中縣	40-90	35-70	25-50	10-35
遼中縣	12-50	9-40	5-28	3-15
安東省				
安東縣	60-150	40-120	35-100	30-80
莊河縣	30-70	28-50	25-40	15-30
岫岩縣	55-80	40-70	30-50	25-40
鳳城縣	35-100	30-75	25-50	20-40
桓仁縣	—	40-50	30-40	20-30
通化縣	25-60	20-40	15-30	8-20
輯安縣	—	45-60	25-40	—
長白縣	—	7-18	—	—
臨江縣	—	25-30	20	10
撫松縣	45	20-35	10-25	2-20
寬甸縣	—	30-90	20-80	10-50
錦州省				
錦西縣	3-126	24-110	18-83	—
北鎮縣	34-70	27-60	18-40	—
興城縣	20-50	16-40	12-28	5-16
黑山縣	20-70	15-60	10-50	—
綏中縣	30-45	20-35	10-30	—
義縣	20-50	15-45	10-40	—
義縣	30-60	25-55	15-50	20-30
台安縣	15-25	8-13	5-10	5-7
阜新縣	10-25	—	3-12	—
彰武縣	23-30	19-25	16-19	—

縣別	上地	中地	下地	城地
奉天省				
開原縣	30-35	25-30	20-25	15-20
遼陽縣	60-90	50-75	40-55	25-35
瀋陽縣	28-80	25-72	22-60	14-48
西豐縣	20-30	15-20	7-15	3-60
遼源縣	3-60	2-40	1-28	0.5-20
磐山縣	—	13	—	1-1.5
濛江縣	—	—	3-6	—
昌圖縣	24-50	20-35	15-30	7-20
撫順縣	35-60	30-50	25-40	20-30
法庫縣	35-55	28-50	20-35	17-30
海城縣	30-100	20-75	15-60	10-50
海龍縣	—	25-30	10-25	7-18
梨樹縣	15-35	12-30	8-25	5-20
西安縣	—	12-30	10-25	8-15
蓋平縣	34-112	24-95	15-80	10-70
鐵嶺縣	35-50	30-60	20-50	15-40
興京縣	45-55	40-50	30-40	20-30
金川縣	10-20	6-15	3-10	—
清原縣	15-36	12-22	10-17	8-13
柳河縣	15-20	10-25	7-20	5-15
新民縣	13-35	10-30	7-25	5-15
東豐縣	10-20	7-35	3-20	1-10
本溪縣	40-120	30-100	20-80	10-70
輝南縣	15-20	10-20	8-15	5-10
康平縣	10-30	10-216	5-14	4-9.3

縣 別	上 地	中 地	下 地	城 地
乾安縣	1.5—2	1.2—1.8	0.8—1.5	—
扶餘縣	10—14	8—10	4—5	—
農安縣	7—30	4—12	2—5	—
德惠縣	27	18	8	—
榆樹縣	8—30	6—20	5—10	—
舒蘭縣	—	77.5	2.5—7	—
郭爾羅斯前旗	0.8—6	0.6—4	0.4—2	—
永吉縣	12—24	8—18	5—12	—
敦化縣	6—20	4—18	3—8	—
樺甸縣	3—15	2—13	1—11	—
磐石縣	18—30	15—25	9—15	—
伊通縣	20—40	15—35	10—30	—
吉林市	—	—	—	—
雙陽縣	15—25	10—16	6—10	—
額穆縣	17—20	13—15	8—10	—
三江省				
樺川縣	8—12	6—9	5—7	—
通河縣	3—6	2.7—4.5	2—3.2	—
富錦縣	8—70	6—50	4—30	—
饒河縣	3—4.5	2.5—4	2—3	—
寶清縣	—	3—7	—	—
撫遠縣	—	2—4.5	—	—
同仁縣	7—10	6—9	5—8	—
鳳山縣	1.5	1	—	—
蘿北縣	—	8—10	6	—
綏濱縣	—	3.5—5	—	—

縣 別	上 地	中 地	下 地	城 地
盤山縣	25—35	10—25	5—10	3—5
朝陽縣	10—25	4—12	1—7	—
熱河省				
承德縣	60—80	40—60	20—40	—
平泉縣	100—150 (特別上地)	80—100	60—65	—
豐寧縣	80—40	20	10	5
隆化縣	35—50	25—40	15—30	—
建平縣	5—25	3—15	1—8	—
赤峰縣	30—40	7—10	2—3	—
青龍縣	30—80	25—40	15—25	5—15
凌南縣	30—80	20—60	10—40	—
興隆辦事處 管轄區域	40—50	20—50	10—30	5—10
凌源縣	30—70	20—40	10—25	—
寧城縣	6—12	4—10	3—8	—
圍場縣	18—25	5—20	3—8	0.6—5
間島省				
延吉縣	10—28	7—23	5—15	—
琿春縣	8—20	6—15	5—10	—
和龍縣	10—22	7—18	4—15	—
汪清縣	4—30	2—15	1—12	—
安圖縣	2—5	2—4	1.5—2.5	—
吉林省				
九臺縣	13—32	10—26	6—18	—
長春縣	15—33	11—25	6.5—18	—
懷德縣	3—13	2.5—11	2—10	1—7
長嶺縣	1.5—5	1—3.5	0.6—2.5	—

縣 別	上 地	中 地	下 地	城 地
青 岡 縣	2-4	1.2-2.5	0.6-1.5	
延 壽 縣	3.5-9	2.5-6	1.5-4	
巴 彥 縣	4-10	3-6	2-3	
呼 蘭 縣	8-15	4-6	2-1.5	
肇 東 縣	—	4-7	1.5-4	
龍江省				
依 安 縣	—	2-4	1-2	
洮 安 縣	—	4-3	—	
通 北 縣	4-7	3-6	2-4	
明 水 縣	3-4.5	2-4	1-3	
泰 來 縣	0.4-5	0.35-3.5	0.3-3	
景 星 縣	2-4	1-2	0.6-1.5	
拜 泉 縣	3.5-5	2.6-4.5	2.1-3	
突 泉 縣	2-1.5	1-1.1	0.6-1	
克 山 縣	2-10	1.5-7	1-3	
克 東 縣	2-6	1.5-4.5	1.2-3	
富 裕 縣	1.5-2.5	1-2	0.5-1.5	
訥 河 縣	0.9-4	0.7-3	0.4-2	
安 廣 縣	7-9	4.5-5	1.5	
甘 肅 縣	2-2.5	1.8-2	1.5	
瞻 榆 縣	1-2	0.6-0.9	0.4-0.6	0.2-0.3
大 賚 縣	30	10	2	
泰 康 縣	0.4-0.5	—	0.2	
開 通 縣	—	1-100	—	
德 都 縣	1.02-3	1-2.05	0.08-2	
龍 江 縣	—	—	1.5-70	

縣 別	上 地	中 地	下 地	城 地
湯 原 縣	1-6	1-4	0.5-3	
方 正 縣	3-8	2-6	1-3	
勃 利 縣	10-20	7-15	4-8	
濱江省				
東 寧 縣	10-15	6-13	5-10	
綏 化 縣	—	2.8-32.1	—	
蘭 西 縣	3-8	2-6	1-4	0.8-2.5
珠 河 縣	8-20	5-10	2-7	2
阿 城 縣	—	5-5.7	—	
慶 城 縣	8-12	6-8	3-6	
木 蘭 縣	5-10	2.5-5	0.4-4.5	
東 興 縣	3-3.5	3-2.5	0.8-2	
五 常 縣	8-20	4-10	1-6	
海 倫 縣	5.5-12	5-7	3-3.5	
望 奎 縣	6-7.5	4-6	2-4.5	
密 山 縣	6-15	4-10	3-5	
郭爾羅斯後旗	2-7	1-3	1-2	
肇 州 縣	1-11.4	0.7-5	0.5-1	
綏 稜 縣	—	0.2-5	—	
穆 稜 縣	7-14	5-6	2-3.5	
賓 縣	6-14	5-10	4-6	
葦 河 縣	3.2-8	4-5.6	2.4-3.2	
虎 林 縣	3-8	1.5-6	1-5	
雙 城 縣	7-20	5-15	4-10	
安 達 縣	—	1.5-5	0.5-2	
齊 安 縣	7-24	6-21	4-18	

縣別	上地	中地	下地	城地
洮南縣	—	4—5	2—3	1—2
龍鎮縣	5—8	3—6	1—3	—
鎮東縣	6	4	3	—
嫩江縣	2.5—5	2—3	1—2	—
林甸縣	3—4	2—3	1—2	—
黑龍省				
瑯琿縣	1.6—15	1—6	0.8—3	—
鳴呼縣	4—10	3—8	2—5	—
奇遜縣	—	4	2	—
佛烏縣	1.8—2.5	1.5—2	1—1.5	—
雲山縣	1.3—1.8	1—1.2	0.5—0.8	—
雲山縣	2.5	2.2	2	—
雲山縣	—	2	—	—

第三、地價と生産力小作料

地價と生産力及び小作料との關係を見る爲めに、各縣實態調査屯の報告書の中から摘記する。

1 黑山縣

康徳二年度に行はれた小作料について小作料率を求めれば次の如くである。

地目	小作料		地價	地價との割合	一天地當收量	評價額	一天地當收量に對する評價額の割合
	高梁	評價額					
中地	石三〇圓(一・七)	三〇圓	一五圓	一五・〇%	七・九(二・五)	三〇圓	五〇・〇%
下地	石二八圓(〇・九)	二八圓	一〇圓	一四・九%	五・〇(一・八)	三〇圓	四九・〇%
城地	石一六圓(〇・五)	一六圓	六圓	二二・九%	三・七(一・〇)	一六圓	四八・〇%

- 註
- 1 小作料及び一天地當收量欄中()内の數字は在來石を示す。
 - 2 小作料は康徳二年に行はれた小作料中、中地二件、下地九件、城地五件のそれ／＼平均値とす。
 - 3 天地當收量は平年收量とす。
 - 4 評價は康徳二年度稅捐局發表による糧穀公定價格の九月—十二月の四ヶ月の平均値で行ひ、高粱在來一石一六圓八二錢とせり。

2 遼中縣

本屯に於ける小作料は前納銀納であつて、土地等則によつて異なる。地價と生産力と小作料の關係を表示すれば次の如くである。

(イ) 普通畑

一天地 七反二畝歩

(二月末日現在調)

種別	地方中心市街を離る五支里以内			六—二支里			二—五支里			六—三支里		
	下	中	上	下	中	上	下	中	上	下	中	上
種別	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近
調查地名	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近	縣城附近
貨幣地價	二五〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
反當金建	三〇・七三	三〇・七三	三〇・七三	二七・七六	二七・七六	二七・七六	二〇・八三	二〇・八三	二〇・八三	一三・八九	一三・八九	一三・八九
品名	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
數量	二・三石	二・三石	二・三石	一・五石	一・五石	一・五石	二・〇石	二・〇石	二・〇石	一・三石	一・三石	一・三石
單價	一三・三〇〇	一三・三〇〇	一三・三〇〇	一七・〇〇〇	一七・〇〇〇	一七・〇〇〇	一三・三〇〇	一三・三〇〇	一三・三〇〇	一三・三〇〇	一三・三〇〇	一三・三〇〇
金額	三〇・九〇	三〇・九〇	三〇・九〇	二五・五〇	二五・五〇	二五・五〇	二六・六〇	二六・六〇	二六・六〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇
反當金建	二・九〇	二・九〇	二・九〇	一・九〇	一・九〇	一・九〇	二・六〇	二・六〇	二・六〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇
備考	納入物は大豆及び谷子とし	納入物は大豆及び谷子とし	納入物は大豆及び谷子とし	石當り單價	石當り單價	石當り單價	石當り單價	石當り單價	石當り單價	石當り單價	石當り單價	石當り單價
地價に對する割合	八・三六	八・三六	八・三六	七・二三	七・二三	七・二三	九・五〇	九・五〇	九・五〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇

一五二

响當收量評價格算出基礎

地目	上地			中地			下地		
	谷	大	高	谷	大	高	谷	大	高
作物名	子	豆	梁	子	豆	梁	子	豆	梁
主產物	六〇石	四〇石	四〇石	三〇石	三〇石	三〇石	一・五石	一・五石	一・五石
副產物	一・六〇〇東	三・〇〇〇斤	三・〇〇〇斤	一・三〇〇東	一・三〇〇斤	一・三〇〇東	一・〇〇〇東	一・〇〇〇斤	一・〇〇〇東
主產物單價	一・三〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓	一・〇〇圓	一・〇〇圓	一・〇〇圓
副產物單價	一〇〇東 〇・〇〇圓	一〇〇斤 〇・〇〇圓	一〇〇斤 〇・〇〇圓	一〇〇東 〇・〇〇圓	一〇〇斤 〇・〇〇圓	一〇〇東 〇・〇〇圓	一〇〇東 〇・〇〇圓	一〇〇斤 〇・〇〇圓	一〇〇東 〇・〇〇圓
主產物評價額	七・四〇圓	三・〇〇圓	三・〇〇圓	五・〇〇圓	五・〇〇圓	五・〇〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓
副產物評價額	一・二〇圓	〇・〇〇圓	〇・〇〇圓	一・〇〇圓	一・〇〇圓	一・〇〇圓	〇・〇〇圓	〇・〇〇圓	〇・〇〇圓
評價額計	八・六〇圓	三・〇〇圓	三・〇〇圓	六・〇〇圓	六・〇〇圓	六・〇〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓	一・五〇圓

一五〇